

平成 2 4 年 第 1 回

芦北町議会 3 月 定例会 会議録

開会 平成 2 4 年 3 月 2 日

閉会 平成 2 4 年 3 月 1 6 日



うたせ船

熊本県芦北町議会

平成24年第1回芦北町議会定例会会期日程

月 日	曜日	日 程
3・2	金	本会議（開 会） 諸般の報告 議長諸般の報告 行政報告 陳情審査（委員長報告） 施政方針と予算大綱説明 議案審議 議案の委員会付託
3	土	休 日
4	日	休 日
5	月	委員会審査 建設経済（現地調査、建設課、商工観光課） 総 務（企画財政課、総務課、議会事務局）
6	火	委員会審査 総 務（基幹支所、税務課） 文教厚生（生涯学習課、福祉課）
7	水	委員会審査 文教厚生（教育課、住民生活課） 建設経済（上下水道課、農林水産課、農業委員会）
8	木	委員会予備日
9	金	休 会（議事整理）
10	土	休 日
11	日	休 日
12	月	休 会（議事整理）
13	火	休 会（議事整理）
14	水	休 会（議事整理）
15	木	一般質問
16	金	本会議（最終日） 議案審議（委員長報告） 閉会中の継続審査・調査の申出 （閉 会）

日程第15	議案第3号	平成23年度芦北町介護保険事業特別会計補正予算 (第2号)	27
日程第16	議案第4号	平成23年度芦北町簡易水道事業特別会計補正予算 (第2号)	29
日程第17	議案第5号	平成23年度芦北町有温泉事業特別会計補正予算 (第2号)	29
日程第18	議案第6号	平成23年度芦北町水道事業会計補正予算(第1 号)	30
日程第19	平成24年度施政方針と予算大綱説明.....		33
	(一括議題=日程第29まで)		
日程第20	議案第7号	平成24年度芦北町一般会計予算.....	42
日程第21	議案第8号	平成24年度芦北町国民健康保険事業特別会計予算...	42
日程第22	議案第9号	平成24年度芦北町介護保険事業特別会計予算.....	42
日程第23	議案第10号	平成24年度芦北町簡易水道事業特別会計予算.....	42
日程第24	議案第11号	平成24年度芦北町農業集落排水事業特別会計予算...	42
日程第25	議案第12号	平成24年度芦北町生活排水処理事業特別会計予算...	42
日程第26	議案第13号	平成24年度芦北町有温泉事業特別会計予算.....	42
日程第27	議案第14号	平成24年度芦北町奨学資金貸付事業特別会計予算...	42
日程第28	議案第15号	平成24年度芦北町後期高齢者医療事業特別会計予 算.....	42
日程第29	議案第16号	平成24年度芦北町水道事業会計予算.....	42
日程第30	議案第17号	芦北町特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁 償に関する条例の一部を改正する条例の制定につい て.....	46
日程第31	議案第18号	芦北町子ども医療費助成に関する条例の一部を改正 する条例の制定について.....	47
日程第32	議案第19号	芦北町介護保険条例の一部を改正する条例の制定に ついて.....	48
日程第33	議案第20号	芦北町営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定 について.....	49
日程第34	議案第21号	芦北町一般住宅等使用料条例の一部を改正する条例 の制定について.....	50
日程第35	議案第22号	芦北町奨学資金貸付条例の一部を改正する条例の制 定について.....	51

日程第36	議案第23号	芦北町学校給食センター条例の一部を改正する条例の制定について……………	52
日程第37	議案第24号	芦北町公民館条例の一部を改正する条例の制定について……………	53
日程第38	議案第25号	芦北町体育施設条例の一部を改正する条例の制定について……………	54
日程第39	議案第26号	芦北町吉尾温泉公衆浴場の指定管理者の指定について……………	55
日程第40	議案第27号	芦北町高齢者生活福祉センターの指定管理者の指定について……………	56
日程第41	議案第28号	芦北町女島活力推進センターの指定管理者の指定について……………	57
日程第42	議案第29号	芦北町物産館の指定管理者の指定について……………	58
日程第43	議案第30号	芦北町御立岬公園の指定管理者の指定について……………	59
日程第44	議案第31号	芦北町御立岬公園釣り場の指定管理者の指定について……………	60
日程第45	議案第32号	芦北町大野温泉センターの指定管理者の指定について……………	62
日程第46	議案第33号	芦北町計石港観光休憩所の指定管理者の指定について……………	63
日程第47	議案第34号	芦北町薩摩街道佐敷宿交流館の指定管理者の指定について……………	64
日程第48	議案第35号	古石地区生涯学習センターみどりの里の指定管理者の指定について……………	65
日程第49	議案第36号	工事請負契約の締結について……………	67
日程第50	議案第37号	建設工事委託に係る協定の変更について……………	69
日程第51	議案第38号	建設工事委託に係る協定の締結について……………	71
(一括議題＝日程第54まで)			
日程第52	陳情第1号	湯浦慰霊塔の移設に関する陳情書……………	73
日程第53	陳情第2号	公的年金の改悪に反対する意見書提出を求める陳情……………	73
日程第54	陳情第3号	天文台建設を行って頂くための陳情書……………	73
7	散 会……………		73

第2号（3月15日）

1	議事日程	77
2	出席議員氏名	77
3	欠席議員氏名	77
4	説明のため出席した者の職氏名	77
5	事務局職員出席者	78
6	開 議	85
	日程第1 一般質問	85
	(1) 宮内道則議員第1回目一般質問	85
	○竹崎町長答弁	87
	○山口建設課長答弁	87
	○竹浦教育長答弁	88
	(2) 宮内道則議員第2回目一般質問	88
	○竹崎町長答弁	89
	(3) 宮内道則議員第3回目一般質問	89
	(1) 坂本登議員第1回目一般質問	89
	○竹崎町長答弁	91
	・ 議会事務局長見解	
	・ 会議録署名議員確認	
	○迫本住民生活課長答弁	96
	○中原総務課長答弁	96
	(2) 坂本登議員第2回目一般質問	96
	○竹崎町長答弁	97
	(3) 坂本登議員第3回目一般質問	97
	○竹崎町長答弁	98
	○井上企画財政課長答弁	98
	(4) 坂本登議員第4回目一般質問	98
	○迫本住民生活課長答弁	99
	(5) 坂本登議員第5回目一般質問	99
	○中原総務課長答弁	99
	(6) 坂本登議員第6回目一般質問	100
	(1) 川尻成美議員第1回目一般質問	102
	○澁谷教育委員長答弁	103
	○竹崎町長答弁	104

○中原総務課長答弁	104
(2) 川尻成美議員第2回目一般質問	104
○澁谷教育委員長答弁	105
○永田教育課長答弁	105
(3) 川尻成美議員第3回目一般質問	105
○永田教育課長答弁	105
(4) 川尻成美議員第4回目一般質問	106
○永田教育課長答弁	106
(5) 川尻成美議員第5回目一般質問	106
○永田教育課長答弁	107
(6) 川尻成美議員第6回目一般質問	107
○竹崎町長答弁	107
(7) 川尻成美議員第7回目一般質問	108
○竹崎町長答弁	109
○中原総務課長答弁	109
(8) 川尻成美議員第8回目一般質問	109
○竹崎町長答弁	110
○中原総務課長答弁	110
(9) 川尻成美議員第9回目一般質問	110
○竹崎町長答弁	110
(10) 川尻成美議員第10回目一般質問	111
○竹崎町長答弁	111
(11) 川尻成美議員第11回目一般質問	111
○竹崎町長答弁	111
(1) 寺本順一議員第1回目一般質問	112
○竹崎町長答弁	113
○坂梨商工観光課長答弁	114
(2) 寺本順一議員第2回目一般質問	114
○坂梨商工観光課長答弁	115
(3) 寺本順一議員第3回目一般質問	115
○坂梨商工観光課長答弁	116
(4) 寺本順一議員第4回目一般質問	116
○坂梨商工観光課長答弁	116
(5) 寺本順一議員第5回目一般質問	116

○坂梨商工観光課長答弁	117
(6) 寺本順一議員第6回目一般質問	117
○坂梨商工観光課長答弁	117
(7) 寺本順一議員第7回目一般質問	117
○竹崎町長答弁	118
(8) 寺本順一議員第8回目一般質問	119
○竹崎町長答弁	119
(9) 寺本順一議員第9回目一般質問	119
○中原総務課長答弁	120
(10) 寺本順一議員第10回目一般質問	120
○中原総務課長答弁	120
○中原総務課長答弁	121
(11) 寺本順一議員第11回目一般質問	121
○竹崎町長答弁	121
(12) 寺本順一議員第12回目一般質問	121
○竹崎町長答弁	121
(13) 寺本順一議員第13回目一般質問	121
○竹崎町長答弁	121
(14) 寺本順一議員第14回目一般質問	122
○竹崎町長答弁	122
(1) 宮尾秀行議員第1回目一般質問	122
○竹崎町長答弁	124
○藤崎副町長答弁	125
○柳田農林水産課長答弁	126
○藤崎副町長答弁	127
○坂梨商工観光課長答弁	127
○澁谷教育委員長答弁	127
○竹浦教育長答弁	127
(2) 宮尾秀行議員第2回目一般質問	127
○柳田農林水産課長答弁	128
(3) 宮尾秀行議員第3回目一般質問	129
○柳田農林水産課長答弁	129
(4) 宮尾秀行議員第4回目一般質問	129
○井上企画財政課長答弁	130

(5) 宮尾秀行議員第5回目一般質問	130
○澁谷教育委員長答弁	131
(6) 宮尾秀行議員第6回目一般質問	132
○竹浦教育長答弁	133
(7) 宮尾秀行議員第7回目一般質問	133
7 散 会	133

第3号(3月16日)

1 議事日程	137
2 出席議員氏名	137
3 欠席議員氏名	138
4 説明のため出席した者の職氏名	138
5 事務局職員出席者	138
6 開 議	139

(一括議題＝日程第10まで)

日程第1 議案第7号 平成24年度芦北町一般会計予算	139
日程第2 議案第8号 平成24年度芦北町国民健康保険事業特別会計予算	139
日程第3 議案第9号 平成24年度芦北町介護保険事業特別会計予算	139
日程第4 議案第10号 平成24年度芦北町簡易水道事業特別会計予算	139
日程第5 議案第11号 平成24年度芦北町農業集落排水事業特別会計予算	139
日程第6 議案第12号 平成24年度芦北町生活排水処理事業特別会計予算	139
日程第7 議案第13号 平成24年度芦北町有温泉事業特別会計予算	139
日程第8 議案第14号 平成24年度芦北町奨学資金貸付事業特別会計予算	139
日程第9 議案第15号 平成24年度芦北町後期高齢者医療事業特別会計予 算	139
日程第10 議案第16号 平成24年度芦北町水道事業会計予算	139
日程第11 議員派遣の件	158

(一括議題＝日程第15まで)

日程第12 総務常任委員会の閉会中の継続審査及び特定事件(所管事務)調 査の申出	158
日程第13 建設経済常任委員会の閉会中の継続審査及び特定事件(所管事務) 調査の申出	158
日程第14 文教厚生常任委員会の閉会中の継続審査及び特定事件(所管事務) 調査の申出	159

日程第15	議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の申出	159
7	閉会	161

平成24年第1回芦北町議会定例会議事日程（第1号）

平成24年3月2日

午前10時 開 会

於 議 場

1 議事日程

開会宣告

日程第 1 議席の指定

日程第 2 会議録署名議員の指名

日程第 3 会期の決定について

日程第 4 諸般の報告

議長諸般の報告

行政報告

（一括議題＝日程第11まで）

日程第 5 陳情第 3号 障がい者の権利を保障する新たな総合福祉法の制定を求める意見書を地方自治法99条により提出することを求める陳情

日程第 6 陳情第 4号 最低保障年金制度の創設を求める陳情

日程第 7 陳情第 5号 大幅増員と夜勤改善で安全・安心の医療・介護を求める陳情

日程第 8 陳情第 6号 国民健康保険財政への国庫負担割合をふやすことを求める陳情

日程第 9 陳情第 7号 改正介護保険制度の充実に関することを求める意見書の提出に関する陳情

日程第10 陳情第 8号 所得税法第56条の廃止を求める意見書の提出を求める陳情

日程第11 陳情第 9号 国民健康保険療養費国庫負担金の調整（減額）廃止を求める陳情

日程第12 承認第 1号 専決処分の承認を求めることについて
平成23年度芦北町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）

日程第13 議案第 1号 平成23年度芦北町一般会計補正予算（第8号）

日程第14 議案第 2号 平成23年度芦北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）

- 日程第15 議案第 3号 平成23年度芦北町介護保険事業特別会計補正予算
(第2号)
- 日程第16 議案第 4号 平成23年度芦北町簡易水道事業特別会計補正予算
(第2号)
- 日程第17 議案第 5号 平成23年度芦北町有温泉事業特別会計補正予算
(第2号)
- 日程第18 議案第 6号 平成23年度芦北町水道事業会計補正予算(第1号)
- 日程第19 平成24年度施政方針と予算大綱説明
(一括議題＝日程第29まで)
- 日程第20 議案第 7号 平成24年度芦北町一般会計予算
- 日程第21 議案第 8号 平成24年度芦北町国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第22 議案第 9号 平成24年度芦北町介護保険事業特別会計予算
- 日程第23 議案第10号 平成24年度芦北町簡易水道事業特別会計予算
- 日程第24 議案第11号 平成24年度芦北町農業集落排水事業特別会計予算
- 日程第25 議案第12号 平成24年度芦北町生活排水処理事業特別会計予算
- 日程第26 議案第13号 平成24年度芦北町有温泉事業特別会計予算
- 日程第27 議案第14号 平成24年度芦北町奨学資金貸付事業特別会計予算
- 日程第28 議案第15号 平成24年度芦北町後期高齢者医療事業特別会計予
算
- 日程第29 議案第16号 平成24年度芦北町水道事業会計予算
- 日程第30 議案第17号 芦北町特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁
償に関する条例の一部を改正する条例の制定につい
て
- 日程第31 議案第18号 芦北町子ども医療費助成に関する条例の一部を改正
する条例の制定について
- 日程第32 議案第19号 芦北町介護保険条例の一部を改正する条例の制定に
ついて
- 日程第33 議案第20号 芦北町営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定
について
- 日程第34 議案第21号 芦北町一般住宅等使用料条例の一部を改正する条例
の制定について
- 日程第35 議案第22号 芦北町奨学資金貸付条例の一部を改正する条例の制
定について
- 日程第36 議案第23号 芦北町学校給食センター条例の一部を改正する条例

の制定について

- 日程第 3 7 議案第 2 4 号 芦北町公民館条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 3 8 議案第 2 5 号 芦北町体育施設条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 3 9 議案第 2 6 号 芦北町吉尾温泉公衆浴場の指定管理者の指定について
- 日程第 4 0 議案第 2 7 号 芦北町高齢者生活福祉センターの指定管理者の指定について
- 日程第 4 1 議案第 2 8 号 芦北町女島活力推進センターの指定管理者の指定について
- 日程第 4 2 議案第 2 9 号 芦北町物産館の指定管理者の指定について
- 日程第 4 3 議案第 3 0 号 芦北町御立岬公園の指定管理者の指定について
- 日程第 4 4 議案第 3 1 号 芦北町御立岬公園釣り場の指定管理者の指定について
- 日程第 4 5 議案第 3 2 号 芦北町大野温泉センターの指定管理者の指定について
- 日程第 4 6 議案第 3 3 号 芦北町計石港観光休憩所の指定管理者の指定について
- 日程第 4 7 議案第 3 4 号 芦北町薩摩街道佐敷宿交流館の指定管理者の指定について
- 日程第 4 8 議案第 3 5 号 古石地区生涯学習センターみどりの里の指定管理者の指定について
- 日程第 4 9 議案第 3 6 号 工事請負契約の締結について
- 日程第 5 0 議案第 3 7 号 建設工事委託に係る協定の変更について
- 日程第 5 1 議案第 3 8 号 建設工事委託に係る協定の締結について
(一括議題＝日程第 5 4 まで)
- 日程第 5 2 陳情第 1 号 湯浦慰霊塔の移設に関する陳情書
- 日程第 5 3 陳情第 2 号 公的年金の改悪に反対する意見書提出を求める陳情
- 日程第 5 4 陳情第 3 号 天文台建設を行って頂くための陳情書
- (散 会)

2 出席議員 (16人)

1 番 坂 本 登 君

2 番 林 田 耀 宏 君

3番 宮内道則君
5番 古村逸男君
7番 草野安道君
9番 元山秀志君
11番 平松洋一君
13番 水口宣之君
15番 寺本修一君

4番 寺本順一君
6番 白坂康浩君
8番 前田徹一君
10番 宮尾秀行君
12番 川尻成美君
14番 岡部恵美子君
16番 藤井公明君

3 欠席議員（0名）

4 説明のため出席した者の職氏名（18人）

町長	竹崎一成君	副町長	藤崎正司君
教育委員長	澁谷百鍊君	教育長	竹浦裕道君
総務課長	中原豊徳君	企画財政課長	井上民男君
税務課長	農中豊君	住民生活課長	迫本文雄君
福祉課長	大岩憲治君	農林水産課長	柳田豊彦君
商工観光課長	坂梨優君	建設課長	山口純志君
上下水道課長	湯野一之君	会計管理者兼 会計室長	吉田茂君
田浦基幹支所長	野口博司君	教育課長	永田光洋君
生涯学習課長	寺川健一君	農業委員会 事務局長	早川純一君

5 職務のため出席した事務局職員の職氏名（2人）

議会事務局長 福山勝廣君 次長（主幹） 福田貴司君

議長諸般の報告

- 1 例月現金出納検査結果報告書（別紙のとおり）

- 2 第5回熊本県町村議会議長会理事会
期 日 平成24年1月23（月）
場 所 熊本県市町村自治会館（熊本市）
内 容 全国議長会関係事項の報告について
第62回定例総会の運営について
平成23年度町村新議員研修会について
平成24年度各種研修会講師について

- 3 九州各県町村議会議長会協議会
期 日 平成24年2月2日（木）～2月3日（金）
場 所 佐賀県唐津市
内 容 九州電力玄海原発現地調査ほか

- 4 全国町村議会議長会理事会・全国町村議員会館理事会
全国町村議会議員共済会代議員会
期 日 平成24年2月8日（水）～2月9日（木）
場 所 全国町村議員会館
内 容 議長会関係・・・定期総会提出案件、運営等
会館関係・・・代議員会提出案件等
共済会関係・・・会館総会提出案件等

- 5 平成23年度町村新議員研修会
期 日 平成24年2月14日（火）
場 所 熊本県市町村自治会館（熊本市）
内 容 主催者挨拶で登壇

- 6 熊本県町村議会議長会第62回定期総会
期 日 平成24年2月22日（水）
場 所 熊本県市町村自治会館（熊本市）
内 容 表彰（芦北町関係）

全国町村議会議長会表彰（町村議会議長7年以上在職者） 藤井議長

熊本県町村議会議長会表彰（町村議会正副議長7年以上在職者） 寺本副議長

議 題

- ・報告第1号 会務報告
- ・報告第2号 平成23年度補正予算の報告
- ・認定第1号 平成22年度歳入歳出決算の認定について（原案認定）
- ・議案第1号 平成24年度歳入歳出予算の議決について（原案可決）
- ・議案第2号 各郡提出案件の審議（葦北郡は、交通・産業基盤及び農業生産基盤の整備について要望）
- ・議案第3号 宣言
- ・議案第4号 決議
- ・協議第1号 実行運動方法協議

上記のとおり報告します。

平成24年3月2日

芦北町議会議長 藤 井 公 明

芦町監第43号
平成24年2月6日

芦北町議会議長 藤井公明様

芦北町監査委員 山下生吾
芦北町監査委員 古村逸男

例月現金出納検査の結果に関する報告の提出について

地方自治法第235条の2第1項の規定により例月現金出納検査を実施したので、同条第3項の規定により、その結果に関する報告を下記のとおり提出します。

記

1. 検査の対象
会計管理者の権限に属する現金（歳計現金、一時借入金及び基金並びに歳入歳出外現金）の出納及び保管
2. 検査現在期日
平成24年1月31日
3. 検査実施日
平成24年2月6日
4. 検査の結果及び意見
検査現在期日における歳計現金及び基金並びに歳入歳出外現金（一時借入金なし）の保管状況は、預金通帳、保管現金及び現金保管状況一覧表と照合した結果すべて符合し相違ないこと及び適正に処理されていることを確認した。
また、出納事務については、現金出納にかかる証拠書類及び関係帳表と照合、検査の結果、計数に誤りはなく何ら不正非違の点も見受けられず、すべて適正に処理されていることを認めた。
なお、参考まで検査現在期日における現金の現在高は、次のとおりである。

一般会計・特別会計	歳計現金	2,450,299,354 円
	一時借入金	0 円
	基金に関する現金	4,007,234,360 円
	歳入歳出外現金	49,843,664 円
	計	6,507,377,378 円
水道事業会計		256,768,993 円

平成24年第1回芦北町議会定例会請願・陳情文書表

受理年月日 番 号	住 所	氏 名	要 旨	所管委員会
H24. 1. 12 陳情第1号	芦北町大字 丸山177	湯浦戦没者遺族会 会長 菊川 正範	湯浦慰霊塔の移設に 関する陳情書	文教厚生 常任委員会
H24. 2. 14 陳情第2号	熊本市神水 1丁目30-7 コモン神水	日本年金者組合 熊本県本部 執行委員長 國宗 直 他	公的年金の改悪に反 対する意見書提出を 求める陳情	文教厚生 常任委員会
H24. 2. 21 陳情第3号	芦北町大字 白岩379-1	芦北町文化協会 会長 平江 大八 他	天文台建設を行って 頂くための陳情書	文教厚生 常任委員会

開会 午前10時00分

-----○-----

○議長（藤井公明君） おはようございます。

ただいまから平成24年第1回芦北町議会定例会を開会します。

会議に先立ちまして、表彰状の伝達を行います。

ここで議長を寺本副議長と交代します。寺本副議長、議長席にお座り願います。

[議長交代]

○副議長（寺本修一君） 議長を交代いたしました。

ただいまから藤井議長に対して表彰状の伝達をしますが、この表彰は去る2月9日に開催されました全国町村議会議長会定期総会において、多年にわたる自治功労者として表彰されたものでございます。

それでは、藤井議長、演壇にお越しく下さい。

[表彰状授与]

○副議長（寺本修一君） 誠におめでとうございます。

ここで議長を交代いたします。藤井議長、よろしく願いいたします。

[議長交代]

○議長（藤井公明君） これより寺本副議長に表彰状をお渡ししますので前に進んでいただきたいと思います。これは副議長としての自治功労者表彰でございます。県の会長から表彰されるものでございます。前に進んでください。

[表彰状授与]

○議長（藤井公明君） 寺本副議長に心からお喜び申し上げます。

以上で伝達を終わります。

これより本日の会議を開きます。

お手元に配付の議事日程にしたがって会議を進めてまいります。

-----○-----

日程第1 議席の指定

○議長（藤井公明君） 日程第1「議席の指定」を行います。

議席については、皆さんから一般質問席の設置について申し出がございましたので、町長に改修のお願いをいたしました結果、御理解をいただき、この度新設をいたしました。

議席については、全員協議会で説明したとおりでありますので、着席の席を議席と指定します。

-----○-----

日程第2 会議録署名議員の指名

○議長（藤井公明君） 日程第2「会議録署名議員の指名」を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第116条の規定により、14番 岡部君及び15番 寺本君を指名します。

-----○-----

日程第3 会期の決定について

○議長（藤井公明君） 日程第3「会期の決定について」を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、先に開催されました議会運営委員会において、3月16日までとの答申が出ております。本日から3月16日までの15日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は、本日から16日までの15日間に決定しました。

-----○-----

日程第4 諸般の報告

○議長（藤井公明君） 日程第4「諸般の報告」を行います。

例月現金出納検査結果及び閉会中に出席した議長の諸般の報告と、今定例会より町長の行政報告もお手元に配付しております。

以上で諸般の報告を終わります。

-----○-----

日程第 5 陳情第3号 障がい者の権利を保障する新たな総合福祉法の制定を求める意見書を地方自治法99条により提出することを求める陳情

日程第 6 陳情第4号 最低保障年金制度の創設を求める陳情

日程第 7 陳情第5号 大幅増員と夜勤改善で安全・安心の医療・介護を求める陳情

日程第 8 陳情第6号 国民健康保険財政への国庫負担割合をふやすことを求める陳情

日程第 9 陳情第7号 改正介護保険制度の充実に関する意見を求める意見書の提出に関する陳情

日程第10 陳情第8号 所得税法第56条の廃止を求める意見書の提出を求める陳情

日程第11 陳情第9号 国民健康保険療養費国庫負担金の調整（減額）廃止を求める陳情

○議長（藤井公明君） 日程第5、陳情第3号から陳情第9号までを一括議題とし、1

2月議会定例会において総務常任委員会と文教厚生常任委員会にそれぞれ付託しておりましたので、委員長に報告を求めます。

まずはじめに、総務常任委員長、元山君。

○**総務常任委員長（元山秀志君）** 総務常任委員長報告を申し上げます。

平成23年12月定例会において、当委員会に付託されました「陳情第8号 所得税法第56条の廃止を求める意見書の提出を求める陳情書」について、去る2月28日に審査を行いましたので、その経過と結果について報告いたします。

この陳情は、水俣市の水俣民主商工会、掃本博昭氏より提出されたもので、中小零細業者の家族従業者の「働き分」は、所得税法第56条により必要経費として認められていません。青色申告にすれば、必要経費として認められますが、このように同じ労力に対して差をつける制度自体が矛盾していることであり、労力の正当な評価のためにも、所得税法第56条の廃止を求める意見書の提出を求めるという主旨のものです。

審査の中では、委員から零細業者など苦しい経済状態で税の負担が大きく、理解できるところもあるという意見のほか、白色申告と青色申告の違いだと思う。税の軽減もいいが税収が伸び悩んでいる中、この意見書提出の時期に来ていない。所得税法第56条、第57条の関連性があり、判断しがたいところもあるので継続審査したいなどの意見がありました。

以上、審査の結果、「陳情第8号 所得税法第56条の廃止を求める意見書の提出を求める陳情書」につきましては、全会一致で継続審査とすべきものと決しました。

以上で総務常任委員会に付託されました事件の審査経過と結果の報告を終わります。

○**議長（藤井公明君）** 総務常任委員長の報告が終わりました。

次に、文教厚生常任委員長、白坂君。

○**文教厚生常任委員長（白坂康浩君）** 文教厚生常任委員長報告を申し上げます。

平成23年12月議会定例会において付託されました陳情書の審査について、その経過と結果について御報告申し上げます。

委員会は、全委員出席のもと、2月24日に開催いたしました。付託案件は、陳情書が6件でございます。その要旨は、「障がい者の権利を保障する新たな総合福祉法の制定を求める意見書を地方自治法99条により提出することを求める陳情書」、「最低保障年金制度の創設を求める陳情」、「大幅増員と夜勤改善で安全・安心の医療・介護を求める陳情書」、「国民健康保険財政への国庫負担割合をふやすことを求める陳情書」、「改正介護保険制度の充実に関する意見を求める意見書の提出に

関する陳情書」、最後に「国民健康保険療養費国庫負担金の調整（減額）廃止を求める陳情書」であります。

提出者の住所・氏名を含め、その内容について説明を受けましたが、陳情書の数も多く、その内容については、詳細に把握、理解することが困難であり、委員会においては、時間をかけて協議をして結論を出すということから、全会一致をもって継続審査にすることに決しました。

以上で文教厚生常任委員長報告を終わります。

○議長（藤井公明君） 以上で常任委員長報告が終わりました。

これから委員長報告に対する質疑を一括して行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 質疑なしと認めます。

これより陳情第3号から陳情第9号までを順次討論を行い、採決します。

陳情第3号について、討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 討論なしと認めます。

これから陳情第3号を採決します。

お諮りします。

委員長報告は継続審査です。委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 異議なしと認めます。したがって、陳情第3号は委員長報告のとおり継続審査とすることに決定しました。

陳情第4号について、討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 討論なしと認めます。

これから陳情第4号を採決します。

お諮りします。

委員長報告は継続審査です。委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 異議なしと認めます。したがって、陳情第4号は委員長報告のとおり継続審査とすることに決定しました。

陳情第5号について、討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 討論なしと認めます。

これから陳情第5号を採決します。

お諮りします。

委員長報告は継続審査です。委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 異議なしと認めます。したがって、陳情第5号は委員長報告のとおり継続審査とすることに決定しました。

陳情第6号について、討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 討論なしと認めます。

これから陳情第6号を採決します。

お諮りします。

委員長報告は継続審査です。委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 異議なしと認めます。したがって、陳情第6号は委員長報告のとおり継続審査とすることに決定しました。

陳情第7号について、討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 討論なしと認めます。

これから陳情第7号を採決します。

お諮りします。

委員長報告は継続審査です。委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 異議なしと認めます。したがって、陳情第7号は委員長報告のとおり継続審査とすることに決定しました。

陳情第8号について、討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 討論なしと認めます。

これから陳情第8号を採決します。

お諮りします。

委員長報告は継続審査です。委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

んか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 異議なしと認めます。したがって、陳情第8号は委員長報告のとおり継続審査とすることに決定しました。

陳情第9号について、討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 討論なしと認めます。

これから陳情第9号を採決します。

お諮りします。

委員長報告は継続審査です。委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 異議なしと認めます。したがって、陳情第9号は委員長報告のとおり継続審査とすることに決定しました。

-----○-----

日程第12 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて

平成23年度芦北町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）

○議長（藤井公明君） 日程第12、承認第1号「専決処分の承認を求めることについて」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。湯野上下水道課長。

○上下水道課長（湯野一之君） おはようございます。

承認第1号、専決処分の承認を求めることについて。平成23年度芦北町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）を、地方自治法第179条第1項の規定により、平成24年2月1日付けで専決処分を行いましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求めるとでございます。

1ページをお開きください。

専決第1号、平成23年度芦北町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,247万円を追加し、総額を8,867万円とするものでございます。

今回の補正は、平成24年1月20日に起きた小田浦地区国道3号線横断箇所の漏水により配水池の水位が低下し、田浦地区全体への供給不足が懸念されたため、急遽、仮設工事に対応いたしました。水圧などに問題があり、水道水の安定供給と緊急時の消火栓使用を勘案し、本管を早急に布設する必要があったことから、や

むを得ず専決処分をしたものでございます。

それでは、歳出から御説明いたします。

予算書は7ページをお開きください。

款1簡易水道費、目2簡易水道施設費の1,247万円は、今回の漏水に係る配水管布設工事費でございます。口径100ミリのポリエチレン管により378.4メートルの布設工事を行うものでございます。

次に、歳入につきましては6ページをご覧ください。

款4繰入金、項2基金繰入金、目1基金繰入金723万7,000円は、財政調整基金から繰り入れるものでございます。

款5繰越金、目1繰越金の523万3,000円は、前年度繰越金でございます。

以上で説明を終わります。御審議の上、御承認くださいますようお願いいたします。

○議長（藤井公明君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。宮尾君。

○10番（宮尾秀行君） この漏水の工事にあたりまして、水圧の低下等の懸念がされたというようなことでありますが、断水とかの状況は見受けられなかったのか、そしてまた仮に合併後、宮田配水池が出来ましたが、宮田配水池がなかった場合には恐らく水圧の低下というのが非常に懸念されたと考えておりますが、その2点について伺いをいたしたいと思っております。

○議長（藤井公明君） 湯野上下水道課長。

○上下水道課長（湯野一之君） お答えいたします。

水圧低下につきましては、現在のところですね、最小動水圧を確保している状況でございます。水圧に対する断水等はございませんでしたけれども、工事の結果、若干ごみがフィルターあたりに詰まって出にくいという御相談が数件あってございまして、逐次そちらのほうはまいりまして、そういったフィルターのごみの取り除き等は実際行っております。

それから、宮田配水池の件ですけれども、今回ですね、配水池の水位がぐんぐん下がりがりまして大変慌てたわけでございますけれども、お陰さまで宮田配水池が408トンと大きくですね、もとの配水池よりもかなり大きく容量をさせてもらった関係で、今回はですね、断水することなく仮設配管が終わりました。

以上でございます。

○議長（藤井公明君） 宮尾君。

○10番（宮尾秀行君） 生活、そして生命の維持にも一番大切な水道事業でございます。緊急な工事等が発生いたしましても、大変ではあると思っておりますが、夜間でも休

日でも瞬敏に動いて復旧に務めてもらいたいと思います。

以上で終わります。

○議長（藤井公明君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 討論なしと認めます。

これから承認第1号を採決します。

お諮りします。

本案は、承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 異議なしと認めます。したがって、承認第1号は、承認することに決定しました。

-----○-----

日程第13 議案第1号 平成23年度芦北町一般会計補正予算（第8号）

○議長（藤井公明君） 日程第13、議案第1号「平成23年度芦北町一般会計補正予算（第8号）」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。井上企画財政課長。

○企画財政課長（井上民男君） おはようございます。

議案第1号、平成23年度芦北町一般会計補正予算（第8号）について御説明を申し上げます。

本案は、予算の総額に歳入歳出それぞれ1億7,098万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ104億3,725万6,000円とするものでございます。

今回の補正予算は、子ども手当の制度改正、事業費確定に伴う過不足分の補正、町有施設の整備に向けた基金積立てなどが主なものでございます。なお、第2条で繰越明許費を、第3条で債務負担行為の補正を計上いたしております。

それでは、補正の内容につきまして、お手元に配付しております予算書をもとに、歳出のほうから御説明を申し上げます。

予算書の10ページをお開きください。

款2総務費です。目1一般管理費の補正額1,492万7,000円は、職員手当等で職員の勧奨退職に伴います退職手当特別負担金でございます。なお、給与費明細書につきましては、13ページから15ページに添付をいたしております。

次に、目5財産管理費2億円につきましては、積立金で熊本県市町村振興協会市町村交付金及び決算余剰金を見込みまして、庁舎の耐震化等の財源に充てるため、町有施設整備基金に積み立てるものでございます。

次に、目9熊本県知事選挙費71万4,000円は、3月25日執行の選挙に係る経費で、県からの追加内示を受けて投票事務に係る職員手当57万9,000円と、需用費13万5,000円を増額するものでございます。

次に、款3民生費です。目4高齢者福祉費392万7,000円は、介護保険事業特別会計への繰出金で平成24年度介護報酬改定に向けたシステム改修費に係る事務費繰出金でございます。

目2児童措置費の4,700万円の減額は、扶助費で国の子ども手当の制度改正により手当額が変更されたことに伴う減額でございます。

次に、款4衛生費です。目2塵芥処理費145万5,000円は、緊急雇用事業の不当投棄防止パトロールで回収しました家電等のリサイクル手数料98万1,000円と、それに伴います処分手数料47万4,000円でございます。

11ページになります。

款5農林水産業費です。目3農業振興費の350万円の減額は、戸別所得補償制度推進事業費補助金が当初の町経由から水俣芦北地域農業再生協議会への直接交付に変更されたことによる減額でございます。

目10中山間地域総合整備事業費881万4,000円は、国の第4次補正予算による平成23年度事業の追加及び事業費の確定などに伴う県への追加負担金880万5,000円と、事業推進協議会への負担金9,000円でございます。

目14芦北地区排水対策特別事業費の1,000万円の減額は、平成23年度芦北地区排水機場整備事業の事業費確定に伴う県負担金の減額でございます。

次に、項3水産業費の目2水産業振興費32万2,000円は、芦北漁協所属の漁船1隻がエンジン不調により急遽その対応が必要なため、漁船機械保全事業補助金交付要項に基づき、対象事業費の3分の1を補助するものでございます。

次に、款6商工費です。目3観光費109万9,000円は、エンジン不調により早急に対応が必要な観光うたせ船1隻に対し、観光うたせ船保存条例の規定に基づき、対象事業費の3分の1を補助するものでございます。

款7土木費です。目3道路新設改良費531万5,000円は、単県道路改良事業において、球磨田浦線の施工延長が延びたことなどによる県への負担金の増額でございます。

款9教育費です。目2体育施設費418万8,000円は、町民総合センターの音響、電話設備において、経年による老朽化で業務に支障が生じているため、早急

に対応するための修繕料でございます。

12ページをお開きください。

款10災害復旧費です。目1農地災害復旧費609万7,000円の減額は、災害査定及び入札結果による測量設計業務委託料71万1,000円の減額と、農地災害復旧工事費538万6,000円の減額でございます。

目2農業用施設災害復旧費の317万5,000円の減額は、災害査定及び入札結果に伴う農業施設災害復旧費工事費の減額でございます。

次に、歳入について御説明をいたします。

8ページをお開きください。

款9地方交付税につきましては、普通交付税を1億4,797万2,000円を追加しております。

次に、款11分担金及び負担金につきましては、農林水産業分担金といたしまして中山間地域総合整備事業分担金を事業追加に伴い297万9,000円を増額し、災害復旧費分担金については農地災害復旧費分担金を事業の確定などにより93万5,000円の減額補正をするものでございます。

款13国庫支出金の民生費国庫負担金については、子ども手当の制度改正により総額で4,700万円の減額でございます。

民生費国庫補助金については、介護報酬システム改修などに係る介護保険事業補助金を279万9,000円を計上いたしております。

9ページになります。

款14県出金の農林水産業費県補助金350万円の減額は、町経由から水俣芦北地域農業再生協議会へ直接交付に変更されたことによるものでございます。

災害復旧費県補助金の678万8,000円の減額は、農業用施設災害復旧費及び農地災害復旧事業費の確定などによる県補助金の減額でございます。

総務費委託金の71万4,000円は、熊本県知事選挙費の追加内示によるものでございます。

款17繰入金の介護保険事業特別会計繰入金4,000円は、過年度の介護保険給付費の精算償還金でございます。

款19諸収入の雑入7,474万4,000円は、熊本縣市町村振興協会からの配当金で、熊本市の政令市移行に伴いまして、振興協会を脱退することに伴い47億円を一括償還したことにより、余剰金が構成市町村に配分されるものでございます。

次に、繰越明許費について御説明をいたします。

4ページをお開きください。

第2表繰越明許費をご覧いただきたいと思っております。款2総務費の佐敷駅跨線橋整

備事業ほか7事業、総額2億4,997万7,000円につきましては、関係機関との協議など時間を要し、適正工期が確保できないなどの理由で年度内に支出を終わる見込みがないため翌年度へ繰り越すものでございます。

まず、佐敷駅跨線橋整備事業1億226万2,000円につきましては、肥薩おれんじ鉄道と早期協定締結に向けて協議を行い、協定案の提示を幾度となく求めてまいりましたが、先方からの協定書案の提示が遅れました。このことにより、国の繰越申請も遅れ、承認が2月となったため繰り越すものでございます。

芦北町木造住宅建築支援事業490万7,000円につきましては、天候不順による進捗の遅れなどにより繰り越すものでございます。

作業道開設事業861万7,000円につきましては、塩浸寒気線開設工事において事業着手後に用地の権利移転があり、地権者との協議により設計変更を余儀なくされたことにより繰り越すものでございます。

牛の水漁港整備事業1億円につきましては、公有水面の埋立申請協議に時間を要し着工が遅れたため繰り越すものでございます。

橋梁維持事業370万円につきましては、道川内の西平橋の改修工事におきまして、関係者との協議により工法の見直しが必要となったため繰り越すものでございます。

樋門維持管理事業662万2,000円につきましては、岩崎樋門修繕工事費を12月補正で計上をいたしました。3月の入札で適正工期が確保できないために繰り越すものでございます。

排水対策事業2,077万9,000円につきましては、12月補正で計上しました白岩地区排水路整備工事及び花岡東地区排水対策事業実施設計委託料で、入札から適正工期が確保できないこと、及び排水開設から排水能力の決定まで県との協議に時間を要したことにより繰り越すものでございます。

林道施設災害復旧費事業309万7,000円につきましては、林道瀬戸線の災害復旧工事において、災害査定後の入札からの適正工期が確保できないことから繰り越すものでございます。

債務負担行為補正について御説明をいたします。

5ページをお開きください。

第3表債務負担行為補正をご覧いただきたいと思っております。まず、追加でございます。平成23年度農業経営基盤強化資金利子補給補助金については、農業振興の観点から農業用倉庫建築に係る資金借入れに対しまして、利子補給を円滑に行うため新たに追加設定するものでございます。

薩摩街道佐敷宿交流館委託料、御立岬公園委託料、御立岬温泉センター委託料、

古石地区生涯学習センター委託料、女島活力センター委託料につきましては、4月からの施設管理、運営を円滑に行うため、指定管理者との協議手続きを平成23年度中に行う必要があることから債務負担行為を新たに追加設定するものでございます。なお、期間、限度額は、記載のとおりでございます。

次に、変更でございます。ここに計上しておりますスクールバス一般利用運行业務委託料ほか6件は、先の12月議会補正予算におきまして、単年度の債務負担行為を設定をしておりましたが、契約事務を進める中で利用者への安全で安心できるサービス提供に向けて3年の長期契約を締結し、運転者に対する継続的な安全教育の実施や車両の管理体制を充実させる必要があることから、今回、期間と限度額を3年間分へ変更設定を行っております。

以上、一般会計補正予算につきまして御説明をいたしました。御議決いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（藤井公明君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。平松君、

○11番（平松洋一君） 11ページ、中山間地域総合整備事業負担金が880万5,000円計上されております。歳入のほうで297万9,000円、分担金が入っておりますので、町の持ち出しとしては583万5,000円ということですが、一般財源は。この事業の中身、それから総事業費、これは県の事業ということで先ほど説明がございましたが、負担率、これを説明願いたいと思います。

○議長（藤井公明君） 柳田農林水産課長。

○農林水産課長（柳田豊彦君） それでは、御説明をいたします。

まず、先ほど説明がありましたように、この事業の前倒しがあったためでございますけれども、中山間地総合整備事業につきましては、今1期分として水俣芦北地区と七浦地区というふうに分かれておまして、この補正額のうち水俣芦北地区が2カ所分の182万1,000円、七浦地区につきましては9カ所、698万4,000円ということになっております。

それで、その地区の概要でございますが、まず七浦地区が多うございますので、七浦地区のほうから申し上げますけれども、農業用水関係が田浦・鶴田、天月、上木場というようなところの3カ所分、そして農道整備が大尼田、圃場整備が田浦・鶴田と古石、農地防災、これは排水路の整備ですけれども、これが女島、農業集落道が塩浸、営農飲雑用水施設として庵の山という形になっておまして、事業費が当初が6,399万4,000円が変更で1億1,055万円ほどになったということに伴うものでありまして、受益者負担金につきましては基本的に5%ということになっております。

それと、水俣芦北地区につきましては、農道整備分で鶴田2工区、営農飲雑用水施設の最終事業として釜・沖分、これが両方とも前倒しで当初が0円であったものが今回事業費として1,214万4,000円になったということでございます。

以上です。

○議長（藤井公明君） 平松君、

○11番（平松洋一君） 了解しました。

今説明の中でですね、圃場整備が1件ございますけれども、この金額はいくらになっていますか。

○議長（藤井公明君） 柳田農林水産課長。

○農林水産課長（柳田豊彦君） 田浦・鶴田工区のことだろうと思いますが、当初が1,549万4,000円、これが2,294万1,000円ということになっております。

○議長（藤井公明君） 古村君。

○5番（古村逸男君） 確認を一つしたいと思いますが、4ページの繰越明許費の、10番の災害復旧費でございますが、先ほど井上課長からありましたこの金額が309万円ということになっておりますが、309万7,000円と聞いたんですけども、確認をしたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

○議長（藤井公明君） 井上企画財政課長。

○企画財政課長（井上民男君） 大変失礼をいたしました。御指摘のとおり、309万円が正解でございます。

○議長（藤井公明君） 川尻君。

○12番（川尻成美君） 農林水産業費の中の目の3ですけども、戸別所得補償制度推進事業補助金の中に水俣芦北地域再生協議会へ移行ということでありましてけれども、これなる協議会はどういう協議会なのか、いつ出来たのかですね、その協議会の主旨等についていただければと思いますが。

そして、この戸別補償制度によりまして農業所得が増えたというメディアでの発表がなされておりますが、芦北町地域においてはどうかかなあというふうに思いますが、担当課の所感をお願いします。

○議長（藤井公明君） 柳田農林水産課長。

○農林水産課長（柳田豊彦君） お答えします。

再生協議会につきましては、従来、ちょっと名称は詳しくは、今ちょっと失念しておりますけれども、転作を行うための水田協議会というものが前身になっておりまして、今回、国がこれに担い手協議会でありますとか、鳥獣対策協議会でありますとか、それをすべて統一したところで再生協議会をつくりなさいというふうなこ

とになっております。これをもとに水俣芦北で検討いたしまして、あくまでも水田関係だけです、再生協会をつくろうという形で名前を再編したというふうに御理解をいただければと思います。今回、この戸別補償の350万円につきましては、その事務費でございまして、農家組合長さんに対する日当でありますとか、その他諸々の事務費ということでございます。なお、平成24年度からはですね、今のところ、県のほうからの指示としては水俣芦北分の補助金を芦北町のほうで、窓口で一旦受けて、町のほうから出してくださいということになっておりますので、24年度の当初予算にはそのような形で計上しているところでございます。

所得が上がったかどうかということでもありますけれども、これは生産費が基本的に販売経費を上回る場合において、それを補てんするという制度でございまして、当然、1反当たり1万5,000円上がっております。それと、なおかつ24年度につきましては、それにまた22年度分につきましては減収分を上乗せをしましたので、1反当たり約3万円が交付されておりますけれども、23年度はその減収補てん分がありませんので、1万5,000円が交付されることになっております。ですから、それと併せて米以外の稲作等に行う補助金も含めて、その分が若干は当然上がっているんだらうなあとというふうなことでありますので、全体から見てどうということではないんですが、その交付分だけは上がったという見方をしております。

○議長（藤井公明君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 討論なしと認めます。

これから議案第1号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 異議なしと認めます。したがって、議案第1号は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第14 議案第2号 平成23年度芦北町国民健康保険事業特別会計補正予算
(第3号)

○議長（藤井公明君） 日程第14、議案第2号「平成23年度芦北町国民健康保険事

業特別会計補正予算（第3号）」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。迫本住民生活課長。

○住民生活課長（迫本文雄君） 議案第2号、平成23年度芦北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について御説明いたします。

今回の補正は、事業勘定の歳入歳出予算にそれぞれ2,255万2,000円を追加し、総額を33億3,061万3,000円とし、直営診療施設勘定の歳入歳出予算にそれぞれ139万5,000円を追加し、総額を7,464万3,000円とするものでございます。

事業勘定の歳出から御説明いたします。

12ページをお開きください。

第1款総務管理費の一般管理費36万9,000円は、高齢者医療制度円滑運営事業で医療費1割負担継続に係る被保険者証再交付に使用する消耗品及び印刷製本費等です。

同じく、連合会負担金48万2,000円は、新国保総合システムの稼働延伸による旧システムの稼働延長にかかる負担金です。

第2款保険給付費の一般被保険者療養給付費1,335万1,000円は、医療費増加により給付費が不足するため増額するものです。

同じく、一般被保険者療養費203万4,000円は、同じく医療費増加により療養費が不足するため増額するものです。

同じく、一般被保険者高額療養費175万円は、同じく医療費増加により高額療養費が不足するため増額するものです。

同じく、退職被保険者等高額療養費218万3,000円は、同じく医療費増加により退職被保険者等高額療養費が不足するため増額するものです。

13ページをお開きください。

第8款共同事業拠出金の高額医療費共同事業拠出金155万2,000円の減額は、国保連合会からの本年度拠出額の確定があったことにより減額するものです。

同じく、保険財政共同安定化事業拠出金393万5,000円は、国保連合会からの確定により不足額を増額するものです。

次に、歳入につきまして御説明します。

10ページをお開きください。

第3款国庫支出金の療養給付費等負担金582万5,000円は、一般被保険者療養給付費等の増加分に対する定率の国庫補助金です。

同じく、高額療養費共同事業負担金31万1,000円の減額は、高額療養費共同事業拠出金の確定による定率の国庫補助金の減額です。

同じく、財政調整交付金48万2,000円は、新国保総合システム稼働延伸に要する経費に対しての特別調整交付金です。

同じく、高齢者医療制度円滑運営事業費補助金72万9,000円は、70歳から74歳の自己負担割合の1割継続に係る経費への国庫補助金です。

第4款県支出金の高額医療費共同事業負担金31万1,000円の減額は、国庫支出金の高額療養費共同事業負担金と同様、定率の県補助金です。

同じく、都道府県財政調整交付金119万8,000円は、国庫支出金の療養給付費等負担金と同様、定率の県補助金です。

第5款療養給付費交付金1,218万1,000円は、社会保険診療報酬支払基金からの平成23年度退職者医療の療養給付費等交付金確定による追加交付金です。

11ページをお開きください。

第7款共同事業交付金の1,744万6,000円の減額は、歳出の第8款で説明しました拠出金の確定によるもので、国保連合会からの交付金の減額です。

同じく、保険財政共同安定化事業交付金1,729万8,000円の減額は、共同事業交付金と同様、国保連合会からの交付金の減額です。

第10款繰越金の3,750万3,000円は、不足する財源を前年度繰越金で調整するものです。

次に、直営診療施設勘定につきまして、歳出の15ページをお開きください。

歳出から御説明いたします。第2款医業費の139万5,000円は、医薬品処方量の増加により、医薬材料費を増加するものです。

次に、歳入について説明します。

14ページをお開きください。

第1款診療収入の後期高齢者医療診療報酬収入139万5,000円は、先ほどの歳出に見合う額を計上するものです。

以上で説明を終わります。御議決いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（藤井公明君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 討論なしと認めます。

これから議案第2号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 異議なしと認めます。したがって、議案第2号は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第15 議案第3号 平成23年度芦北町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）

○議長（藤井公明君） 日程第15、議案第3号「平成23年度芦北町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。迫本住民生活課長。

○住民生活課長（迫本文雄君） 議案第3号、平成23年度芦北町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について御説明いたします。

今回の補正は、歳入歳出予算にそれぞれ2,395万5,000円を追加し、総額を19億6,508万3,000円とするものでございます。

歳出から御説明いたします。

7ページをお開きください。

第1款総務費の一般管理費392万7,000円は、平成24年度介護報酬改定等に伴うシステム改修委託料でございます。

第2款保険給付費の地域密着型介護サービス給付費882万8,000円の減額は、給付費の実績見込みで減額するものです。

同じく、介護予防サービス給付費720万9,000円は、要支援1、2を対象とするデイサービス給付費の実績見込みで、不足分を増額するものです。

同じく、介護予防サービス計画給付費の60万6,000円は、同じくケアプラン作成実績見込みにより増額するものです。

同じく、審査支払手数料6万6,000円は、国保連合会へ委託している介護給付費の審査支払手数料で実績により増額するものです。

同じく、高額介護サービス費の94万7,000円は、実績見込みにより増額するものです。

8ページをお開きください。

第5款諸支出金の償還金2万4,000円は、過年度の国庫負担金等精算償還金です。

同じく、繰出金の4,000円は、過年度精算償還金の町負担金分を一般会計へ繰り出すものです。

第6款基金積立金の介護保険財政調整基金積立金2,000万円は、前年度繰越

金を財源にして積み立てるものです。

歳入については、6ページになります。

第6款繰入金のその他一般会計繰入金392万7,000円は、一般会計からの介護報酬改定等に伴うシステム改修費等事務費繰入金です。

第7款繰越金2,002万8,000円は、前年度繰越金で調整するものです。

以上で説明を終わります。御議決いただきますようよろしくお願いします。

○議長（藤井公明君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。坂本君。

○1番（坂本 登君） 地域密着型介護サービス給付費が減額になっております。実績見込みで減額、またその下の項目は実績見込みで増額となっておりますが、この実績見込みというのは減額の理由は、もうちょっと詳しく説明してください。

○議長（藤井公明君） 迫本住民生活課長。

○住民生活課長（迫本文雄君） 地域密着型サービスにつきましては、実績見込み件数を当初1,200件で予定しておりました。それが実績見込みによりまして987件、減額で213件減ったものでございます。あと、介護予防居室につきましては、当初5,748件が6,071件、プラスの323件、介護予防支援につきましては、当初4,695件が4,784件の見込み、件数増が89件でございます。高額介護費につきましては、当初2,861件、実績見込みで3,050件、189件の増でございます。審査支払につきましては、2万6,058件が2万6,830件で、772件の増となっております。

以上です。

○議長（藤井公明君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 討論なしと認めます。

これから議案第3号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 異議なしと認めます。したがって、議案第3号は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第16 議案第4号 平成23年度芦北町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）

○議長（藤井公明君） 日程第16、議案第4号「平成23年度芦北町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。湯野上下水道課長。

○上下水道課長（湯野一之君） 議案第4号、平成23年度芦北町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

今回の補正は、繰越明許費のみの補正でございます。

承認第1号で専決処分の承認をお願いいたしました小田浦地区排水管布設工事の予算におきまして、工事に係る適正工期が確保できないため、繰越明許費の補正をお願いするものでございます。

繰越明許費、第1条、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は第1表繰越明許費による。

予算書2ページの第1表繰越明許費をご覧ください。

款1簡易水道費、項1簡易水道費、事業名、小田浦地区排水管布設事業、金額1,247万円でございます。

以上、説明を終わります。御議決いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（藤井公明君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 討論なしと認めます。

これから議案第4号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 異議なしと認めます。したがって、議案第4号は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第17 議案第5号 平成23年度芦北町有温泉事業特別会計補正予算（第2号）

○議長（藤井公明君） 日程第17、議案第5号「平成23年度芦北町有温泉事業特別

会計補正予算（第2号）」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。坂梨商工観光課長。

○**商工観光課長（坂梨 優君）** 議案第5号、平成23年度芦北町有温泉事業特別会計補正予算（第2号）について御説明いたします。

債務負担行為、第1条、地方自治法第214条の規定により、債務を負担することができる事項、期間及び限度額は、第1表債務負担行為によるものでございます。

3ページをお開きください。

内容を申し上げます。今回の補正につきましては、指定管理者への芦北町大野温泉センター委託料でございます。期間が平成24年度から平成26年度まで、限度額は1億1,483万1,000円でございます。

内訳として、単年度、24年度が3,827万7,000円、25年度、26年度も同額の予定でございます。なお、前年3年も減額した内容としましては、人件費、それから設備費の充実に伴います見直しを行い減額したものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく御議決いただきますようお願いいたします。

○**議長（藤井公明君）** 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**議長（藤井公明君）** 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**議長（藤井公明君）** 討論なしと認めます。

これから議案第5号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**議長（藤井公明君）** 異議なしと認めます。したがって、議案第5号は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第18 議案第6号 平成23年度芦北町水道事業会計補正予算（第1号）

○**議長（藤井公明君）** 日程第18、議案第6号「平成23年度芦北町水道事業会計補正予算（第1号）」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。湯野上下水道課長。

○**上下水道課長（湯野一之君）** 議案第6号、平成23年度芦北町水道事業会計補正予算（第1号）について御説明いたします。

今回の補正は、城山配水池造成工事において、平成24年2月6日の夜から7日早朝にかけて発生した法面崩壊について復旧に係る予算を措置するものでございます。

資本的収入及び支出、第2条において、芦北町水道事業会計予算（第4条）、本文括弧書き中、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額5,728万2,000円を8,088万2,000円に、建設改良積立金1,000万円を3,360万円に改め、資本的支出の建設改良費予定額を2,360万円増額するものでございます。

第1款資本的支出、第1項建設改良費、既決予定額1億3,834万3,000円に、2,360万円を補正し、合計1億6,194万3,000円とするものでございます。

復旧計画としまして、土工事3,000立方メートル、法面工1,580平方メートル、擁壁工111平方メートルを予定しております。

予算書2ページには資本的支出の実施計画を添付しております。

以上、説明を終わりました。御審議の上、御議決願いますようよろしくお願いいたします。

○議長（藤井公明君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。宮尾君。

○10番（宮尾秀行君） 国道3号線からも見えまして、大変崩れております。その中で工事が始まる前に私たちも建設経済常任委員会で現地を調査をいたしましたところ、やはり佐敷城跡の横の道を通って土も運ばにゃいかんと、非常にやはり工事関係者も苦勞されていたんじゃないかならうかと思っております。

ここで確認をしたいと思いますが、設計あるいは工事による何かのミスがあったのか、なかったのか、なかったものと私は信じております。そして、人的被害、それからほかの地権者の方への被害等がなかったか、その2点、よろしくお願いいたします。

○議長（藤井公明君） 湯野上下水道課長。

○上下水道課長（湯野一之君） まず、設計工事等による影響はなかったのかということでしたかね。設計工事等によるミスはなかったかということでございます。調査をいたしました結果ですね、現行の地質調査と点で実施するボーリング結果のみでは地質の想定がですね、非常に極めて困難であるということで設計は地質断面図をもとに行われておりまして、安定計算の過程や計算結果に問題はなく、今回のような地質の構造が異なった場合、事前に想定することができなかったということでございます。

また、人的被害につきましては、1月15日に小規模の崩落が確認された時点で、安全性を考慮しまして一時工事を中断しまして、法面の補強を行うよう指示を行っておりました関係で、今回また夜間に起きた崩落ということで、人的被害には至っておりません。

それから、地権者等への影響ということでございます。今回崩壊いたしました、向かいまして左側が田口剛さんという方の所有で、その隣接に岡本辰男さんという所有者の山林がございます。この両方につきまして、境界ぎりぎりのところで今崩壊しているわけですが、実際の被害までは至っておりません。さらに、町道への影響でございますけれども、町道への被害は全くございませんでした。

以上でございます。

○議長（藤井公明君） 宮尾君。

○10番（宮尾秀行君） 大きな工事を進める上での不幸中の幸いといえますか、そういう被害がなかったから一安心をいたしております。約1万人に水を供給する新しい施設であります。そして、今後の東北地方の震災を踏まえて、新たな震災対策も含んでいる工事と認識をいたしております。一日も早く無事、事故なく、新しい配水池が出来ることを願っております。今後も事故等、想定外のそういう災害等に十分留意をされて工事を進めていただければと思います。

以上です。

○議長（藤井公明君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 討論なしと認めます。

これから議案第6号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 異議なしと認めます。したがって、議案第6号は、原案のとおり可決されました。

ここで10分間休憩します。

-----○-----

休憩 午前11時08分

再開 午前11時21分

-----○-----
○議長（藤井公明君） 休憩前に続き会議を開きます。

-----○-----
日程第19 平成24年度施政方針と予算大綱説明

○議長（藤井公明君） 日程第19「平成24年度施政方針と予算大綱説明」を求めます。竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） おはようございます。

本日、平成24年第1回芦北町議会定例会招集申し上げましたところ、議員の皆様方には公私とも大変御多忙の中、御出席を賜りまして誠にありがとうございます。

平成24年第1回芦北町議会定例会の開催にあたり、町政運営の基本的な考え方と予算の大綱について申し上げ、議員各位並びに町民の皆さまの御理解と御賛同を賜りたいと存じます。

私は、新芦北町が誕生して以来、芦北町総合計画に掲げる「個性の光る活力あるまちづくり」の実現に向け各種施策を展開してまいりました。

この間、国内では、少子高齢化の進展、長期に渡る景気低迷などの影響により、厳しい環境の中での行財政運営が続きましたが、本町におきましては福祉、教育、産業振興、社会資本整備など全般にわたり、健全財政を堅持しながら着実な歩みを重ねております。

昨年は、東日本大震災とともに巨大津波の発生、原発事故など、未曾有の大災害が発生し、多くの尊い人命、財産等が失われる甚大なる被害がもたらされました。復興への道のりは遠いものがありますが、私たちはこのことを通して自然災害の脅威、災害への備え、日常の平穏なくらしの有難さなど改めて認識したところでございます。

他方、現下の経済状況を見ますと、欧州の債務危機を背景にした海外経済の減速、円高による輸出環境の悪化、景気後退による厳しい雇用情勢など、景気の先行き不透明感が増しており、加えて将来の消費税増税などを受け、生活への不安感を払拭できない状態にあります。

このような社会情勢の中、本町でも今後一段と少子高齢化が進展し、町民ニーズは複雑、多様化していくことが予想され、子どもを安心して生み育てることができる環境づくり、住み慣れた地域ですべての人が安心して健康で暮らせる環境づくりをさらに進めていく必要があります。

こうした状況を踏まえ、平成24年度は「みんなが安全で安心して暮らせる環境」を、次代を担う子どもたちに財産として引き継いでいくため、全力を傾注してまいり所存でございます。

次に、予算編成、規模等について申し上げます。

平成24年度予算編成におきましては、国、県、地方財政計画の動向を踏まえ、歳入に見合った持続可能な財政運営及び安全・安心の確保という基本的な方向性のもと、総合計画の基本理念実現のため、継続した行政コストの削減、効率化と合併による財政支援の有効活用を図り、積極的な事業展開を行うことといたしました。

その結果、平成24年度一般会計予算総額は、97億7,300万円となり、前年度当初予算に比べ900万円、0.1%の伸びとなっております。

歳入の主なものを申し上げます。町税につきましては、町民税の年少扶養控除の廃止等によります増収分を見込みまして前年度から2,337万4,000円増の総額15億2,080万3,000円を計上いたしました。

地方交付税につきましては、国の地方財政対策等を踏まえ、44億9,500万円を見込んでおります。

国庫支出金につきましては、制度改正に伴う子ども手当交付金の減、湯北地区排水対策事業終了に係る社会資本整備交付金の減などにより、6億5,032万1,000円の計上となっております。

繰入金は、安全・安心を担保する各種社会資本整備の経費に充てるため、町有施設整備基金などから2億6,037万3,000円を措置しております。

町債は、普通交付税の振り替え分として臨時財政対策債の4億円を含み、9億2,710万円を措置しておりますが、前年度から5,210万円減り、借入総額は従来どおり元金償還額の範囲内にとどめ、後年の財政負担に配慮しております。

歳出につきましては、人件費が人員配置の見通しに伴う職員数の減などによりまして、前年度から1億179万5,000円の減となっております。

扶助費につきましては、子ども手当の制度改正によります大幅な減があったものの障害者自立支援法改正、介護保険の介護給付費増への対応、子育て支援策の拡充などによりまして14億7,597万1,000円となりました。

また、投資的経費につきましては、国庫補助による大型事業の湯北地区排水対策事業が終了いたしました。花岡東地区の排水対策事業をはじめ、各地域が抱える課題、要望等へ対応するべく、緊急性、効果などの観点から精査と検討を加え、前年度から2,631万4,000円増の総額12億7,345万8,000円の予算額を確保いたしました。

以下、平成24年度当初予算案に盛り込みました主要な施策について、総合計画に定めました6つの柱ごとに概要を申し上げます。

第1は、「魅力的な地域づくり」についてであります。

まちづくりの主役は「人」であり、ふるさとづくり基金運用事業により、まちづ

くりを支える人材育成を図るとともに、まちづくり団体が行う地域づくり、スポーツ・文化、交流活動等への支援を行ってまいります。

また、若者の定住促進を図る観点から、交流イベント等の結婚支援事業を引き続き実施してまいります。

生涯学習の充実では、町民講座や平成生き生き大学、音楽祭等を開催し、参加者の自己研鑽と生きがいづくりの一助となる学習環境の整備に努めてまいります。

また、次代を担う子どもたちの健全な心身発達に資するため、子ども講座、子ども体験学習、演奏家派遣事業を開催するとともに、地域社会と学校の有機的な連携による放課後子ども教室推進事業及び家庭教育支援事業などを引き続き実施し、子どもの安全で安心な活動拠点整備、地域の教育力向上を図ってまいります。

星野富弘美術館は、心の教育に資する施設として、原画展や常設展及び公募展の開催を通じ、町内はもとより、より多くの方々に足を運んでいただき、生きる勇気、感動を与えるような充実した運営に努めてまいります。

次に、みんなが主役のまちづくりに関しては、まちづくり支援事業を引き続き実施するとともに、花苗等配布による町民の心を和ませる、美しいまちづくりを推進してまいります。

また、広報あしきた、まちだよりやホームページなどで情報を提供するとともに、パブリックコメント制度を活用し、広く町民の意見を求めることにより、町民との協働のまちづくりを推進してまいります。

男女共同参画事業については、新たな計画策定に向けた検討を行うとともに、男女が対等なパートナーとして支え合う社会を実現できるよう、その推進を図ってまいります。

第2に、「人にやさしい快適なまちづくり」についてであります。

保健事業については、健康づくり教室や健康セミナーを開催し、生活習慣病健診やがん検診などの受診率を高めることに努めます。

予防接種については、引き続き子宮頸がんやヒブワクチン等の予防接種に対して助成を行います。

また、糖尿病予防教室を開催し、糖尿病の発症及び重症化予防に取り組みます。

高齢者福祉については、各種在宅福祉サービスの充実と、行政・高齢者福祉施設・地域住民の連携による支援体制の強化を図ってまいります。

障害者福祉については、法改正により平成24年4月から、障害児通所支援や18歳以上の障害児施設入所者の給付決定等の事務が、都道府県から市町村に移行されます。障害者の住みよい町づくりに向け、更に質の高いサービスの提供及び障害者の社会参加、就労支援の促進を図ってまいります。

社会福祉については、地域福祉計画に基づき、災害時における要援護者支援のための図上訓練を、地域住民とともに引き続き取り組んでまいります。

また、環境・福祉モデル地域づくり促進事業として取り組んでまいりました女島活力推進センターが7月に竣工し、水俣病の情報発信と地域のもやい直し等に資する新たな活動拠点として供用を開始します。

児童福祉については、次世代育成支援行動計画に基づき、子育て家庭の経済的負担軽減のため、子ども医療費の助成対象年齢を現行の15歳から18歳までに拡大して、医療費の一部負担金を無料化します。

次に、住環境の防犯、防災体制については、近年、子どもや老人等が犠牲となる痛ましい事件が全国各地で発生しており、犯罪を未然に防ぎ、併せて災害時の初動体制を強化するため、関係機関との連携の中で新たに防犯カメラの設置を行い、さらなる安全・安心なまちづくりに努めてまいります。

水防対策については、新たに花岡東地区強制排水施設設置工事のほか、平生地区排水解析事業、村前川河川改良工事に着手します。このほか被災者の負担軽減、迅速な災害復旧を図るため、小災害復旧事業にも取り組んでまいります。

消防・防災体制については、常備消防の支援を行うほか、本町消防団では初となる軽自動車の積載車導入、防火水槽の設置、災害用備蓄食糧の確保など、充実・強化を図ってまいります。

なお、公共施設の耐震補強については、役場庁舎の耐震補強実施設計を行います。

上下水道関係では、小規模集落での安定した水の供給に向けて、引き続き飲料水供給施設事業に取り組んでまいります。

生活排水対策については、浄化槽設置の推進を柱に積極的な取り組みを行ってまいります。

ごみ処理対策については、家庭における分別の徹底と生ごみ処理機購入補助を実施するとともに、清掃センターにおける中間処理機能を充実させ、ごみの減量化とリサイクルの推進を図ります。

公営住宅については、補修・更新に至る予防保全の計画的な実施等、効率的かつ適正な維持管理を行ってまいります。

第3に、「生きがいある働き場づくり」についてであります。

本町の基幹産業である農林水産業については、「未来につなげる芦北町農林漁業振興基本条例」の理念をもとに、収益性の高い安定した経営と、安全で安心かつ良質な農林水産物の供給を図るため、農林水産業への支援を行ってまいります。

農業については、国の方針に基づき将来の設計図となる「人・農地プラン」を策定した上で、農地の利用集積や農作業の受託組織育成のための事業を新たに立ち上

げることとしました。

利用集積を担う集落営農組織づくりと農作業受託システムの確立は、芦北町のような小規模中山間地域農業の存続に欠かせないとの観点から、積極的に取り組んでまいります。

本町の特産品である果樹につきましては、引き続き高品質果実生産のため、優良品種の改植事業や施設化等への支援を行います。

畜産につきましては、芦北牛銘柄確立のため、芦北ブランド牛産地対策事業などを継続してまいります。

戸別補償制度や鳥獣被害については、農業再生協議会や鳥獣被害対策協議会と連携した取組みを進めます。

林業については、森林法の改正による新たな施策に適切に対処するとともに、木造住宅支援事業や林道舗装事業など、町独自の施策も継続してまいります。

漁業は、従来の支援策に加えて、クマモト・オイスターや海藻アカモクの産地化などに取り組んでまいります。

牛の水漁港では、京泊から女島埋立地を結ぶ道路の開設に併せて湾内の埋立てを開始します。

農業農村整備関係については、国の予算が大幅に削減される中、中山間地域総合整備事業、広域農道及び排水特別対策事業等に適正な負担を行いながら事業の進捗に努めます。

農道や用配水路の舗装改良等には、町単独の予算を措置し、住民の要望に応じてまいります。

農業委員会については、改正農地法に対応すべく、適切な組織運営に努めるとともに、耕作放棄地対策や農地の利用集積などに取り組みます。

次に、商工業振興事業については、各種の資金制度活用や商工業振興補助金、プレミアム付き商品券発行補助金を措置して育成に努めてまいります。

新たな特産品づくりとして、御立岬温泉の原水と再生可能エネルギーを活用した温泉塩の商品化に取り組めます。また、地域の人材や技術の育成により、低コスト型製塩法の確立と、製塩体験施設の整備を図ってまいります。

企業誘致については、関係機関と連携しながら、県内外への企業誘致活動を進めてまいります。

また、町有地の有効活用を図るため、新たにメガソーラーの導入に向け事務を進めてまいります。

旧国民年金健康保養センターについては、開発計画を目的として覚書を締結した企業と協議を行い、早期開発を目指してまいります。

観光振興事業については、観光資源のPRと歴史・文化を加えた新たな観光ルート開発に努めます。

本町の観光を代表する観光うたせ船の振興については、観光協会、観光うたせ船組合と連携を図り集客に努め、また計石地域の活性化を目的に、うたせ振興対策協議会を設立し、ビジョン策定に取り組みます。

観光イベントとして、御立岬ビーチサッカーフェスティバルやビーチバレーインくまもと大会、うたせマラソン大会など、町を代表するイベントを引き続き開催し、交流人口の増加を目指します。

また、本町観光の中核施設である御立岬公園と御立岬温泉センター並びに芦北海浜総合公園については、運営の強化を図るとともに、通年の利用者獲得に向け、安らぎをもたらす花公園の整備に取り組んでまいります。

第4に、「豊かな心の人づくり」についてであります。

新学習指導要領に「伝統的な言語文化」の指導が盛り込まれたことを受け、芦北町教育理念「温故創新」のもと、論語の素読を通して徳育の推進を図るとともに、平成24年度から必修化となる武道については、平成23年度から空手道を導入しており、子どもたちの礼節を重んじる態度の養成につなげてまいります。

また、不登校問題等に対処するため、スクールカウンセラーや心の教室相談員を活用するとともに、不登校対策支援員を配置します。

さらに、特別支援教育では、引き続き非常勤職員を配置し、生活や学習上の困難を改善、克服する手だての充実を図ります。

学校教育の充実に向けては、ICT機器の活用支援を引き続き行うとともに、デジタル教科書の導入を図ります。

また、防犯カメラを田浦小学校に設置するとともに、各小中学校の校舎、プール、体育館等の適切な修繕を行い、安心して学校生活を送れるような環境整備に取り組みます。

学校給食においては、衛生管理に優れたフルドライ方式の新しい学校給食センターの運営を4月から開始し、安全・安心な給食を安定して提供するとともに、アレルギー対応の給食にも取り組んでまいります。

スポーツの振興については、総合型地域スポーツクラブや町体育協会等の団体を支援するとともに、青少年社会体育クラブや九州・全国・国際大会出場者にスポーツ振興補助金を交付し、競技力の向上と誰もが参加できる生涯スポーツ社会の実現に努めてまいります。

また、大相撲合宿やV・チャレンジリーグ女子バレーボール大会を各協会と連携して誘致し、プロや一流選手を直に観ることで、スポーツの楽しさ、感動を伝えて

まいります。

芸術・文化活動の推進と文化財の保存については、国史跡佐敷城跡の保存管理基本計画策定及び南九州西回り自動車道建設に伴う埋蔵文化財の調査等を行うとともに、町内各文化財の適正な維持管理に努めてまいります。

また、郷土の歴史・文化遺産を学習する場として町民歴史講座を継続し、伝統文化の継承を図ってまいります。

佐敷城観月会での薪能は引き続き開催し、我が国固有の伝統文化を尊重する豊かな感性を育てまいります。

国際交流については、芦北町国際交流協会と連携し、国際交流まつりなどのイベント開催や町から委嘱しました韓国の国際交流員による韓国文化ふれあい講座の開催などを実施してまいります。

また、国際化の推進力となる人材育成を目的に、英国派遣事業及びカンボジアスタディツアーを実施するとともに、カンボジアに学校を贈る運動に代表される国際協力・貢献事業を促進してまいります。

なお、これまでの活動実績を踏まえ、今回新たに国際協力機構 J I C A と連携し、ブータン王国からの研修生を受け入れて、支援・交流事業を実施します。

第5に、「生活を支える基盤づくり」についてであります。

交通ネットワークの整備については、町道射場芦北線の改良事業に着手します。

また、その他町道についても、改良、維持補修等の計画的な整備により、安全な交通の確保を図ります。

県道関係では、引き続き芦北坂本線、球磨田浦線ほか改良工事に係る負担金を措置し、更なる整備促進を図ってまいります。

地籍調査事業については、全体事業の早期完了に向け事業を推進するとともに、過年度の異動修正を行い、国道調査成果と現在の土地状況との整合性を図ります。

環境保全対策については、環境基本計画に基づき各種施策を推進してまいります。

不法投棄の防止については、不法投棄パトロール改修モデル事業を引き続き実施し、意識啓発に努めてまいります。

また、住宅用太陽光発電システム設置費補助やグリーンカーテンコンテスト、バイオディーゼル製造モデル事業等の取組みも引き続き実施してまいります。

水俣病相談窓口事業は、水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法に基づき、未認定患者救済の申請受付を行ってきましたが、平成24年7月31日をもって申請の受け付けを終了することとなりましたので、被害に遭われたすべての方の救済に向け、適切に対処してまいります。また、水俣病に対する理解を深めるために、独自の情報発信事業を継続して行います。

公共交通機関の維持に関しては、路線バス維持対策とともに、ふれあいツクールバスにより4路線を引き続き運行し、交通弱者の移動手段の確保に努めてまいります。

肥薩おれんじ鉄道は、厳しい経営状態が続いておりますが、今後も沿線自治体や関係機関と連携し、観光専用の車両整備や交流人口の増加につながるイベント開催等への支援を通して、利用促進を図ってまいります。

第6に、「効率的な行政組織づくり」についてであります。

第2期行政改革大綱に基づき、行政組織全体の見直しと定員の適正化に努めるなど、今後とも行財政改革を推進してまいります。

また、人事評価を通じ、適切な人事管理を行うことにより、職員の意識改革や職場の活性化、人材育成に努めます。

職員の資質向上につきましても、人材育成基本方針に基づき、各業務に関する一般的な研修等に加え、接遇研修を引き続き実施してまいります。

健全な財政運営に必要な自主財源の確保につきましては、地籍調査終了に伴い、平成27年度の土地・家屋の評価見直しに向けて、地籍データ、航空写真をもとにした土地・家屋筆界調査を平成24年度から3カ年計画で行い、課税の公平性・適正化を図ってまいります。

また、住民基本台帳法の改正による外国人住民の住基ネット開始に向けて、住民基本台帳システムの改修等を引き続き行ってまいります。

国民年金事務については、適正な年金給付の実施に努め、健全な町民生活の維持及び向上に寄与します。

また、毎月の年金相談を引き続き実施するとともに、日本年金機構と連携し、引き続き被保険者のサービス向上を図ります。

次に、特別会計について申し上げます。

国民健康保険事業については、34億9,000万円を措置しました。

平成24年度も引き続き生活習慣病予防に重点をおいた特定健診、特定保健指導に取り組みます。

また、医療費の適正化に向け、重複受診者や頻回受診者等に対して、訪問による受診者の健康状態に合った日常生活や受診、服薬等の指導を行ってまいります。

吉尾温泉診療所については、6,500万円を措置しました。

へき地医療施設として果たすべき役割を認識し、地域住民に安心医療を提供するため、診療体制については引き続きへき地支援機構との連携により、週3回診療を確保するとともに、常勤医師の確保に向けた取り組みを行ってまいります。

介護保険事業については、19億9,430万円を措置しました。

平成24年度から26年度までの第5期介護保険事業計画を策定しましたので、計画に沿って介護保険事業の運営にあたってまいります。

また、介護予防を重視し、地域包括支援センターや社会福祉協議会を中心とした地域支援事業を実施し、できる限り自立した日常生活を送れるように、要介護及び要支援状態の軽減と予防を図ってまいります。

なお、第5期介護保険料については、給付費の自然増、制度改正、介護報酬の引き上げ、第1号被保険者の負担割合増加、グループホームなどの施設整備等による増額が必要ですが、介護保険の財政調整基金を活用して制度改正分のみ引き上げを行っています。

簡易水道事業については、9,800万円を措置しました。

水道水の安全かつ安定的な供給を図るため、老朽化した施設の更新と耐震化を引き続き進めてまいります。

また、海浦地区については、水源能力の低下と水質悪化に対処するため、上水道からの送水管布設工事を実施します。

農業集落排水事業は、2億1,700万円を措置しました。

施設の計画的な修繕と適正な維持管理に努めるとともに、活性酵素を利用した汚泥減量化等により、汚泥の搬出コスト削減に今後も取り組んでまいります。

また、施設管理費の低減を図るため、不明水流入防止対策を引き続き実施します。生活排水処理事業については、維持管理費として5,630万円を措置しました。浄化槽からの放流水の状態に応じた効率的な管理を行い、引き続き計費削減に努めてまいります。

町有温泉事業については、1億870万円を措置しました。

湯浦温泉観光センター及び計石温泉センターについては、利用環境の向上と増客に取り組んでまいります。

湯浦温泉センターについては、施設の老朽化に伴う改築のための実施設計を行い、平成25年度のリニューアルオープンを目指します。

大野温泉センターについては、開業10年を経過し、更なる運営の強化を図るため、指定管理者の変更を行います。併せて、道の駅の開業を目指し、施設の利用環境の向上による増客を図ります。

奨学資金貸付事業については、3,010万円を措置しました。

昨今の経済情勢の中、平成24年度から安心して就学できる環境をさらに整えるため、大学生等に対する貸付額を月額5万円に増額しました。

後期高齢者医療事業については、2億5,420万円を措置しました。

平成24年度も引き続き、健康診断委託事業や人間ドック検診補助を実施し、被

保険者の健康保持増進を図るとともに、疾病の早期治療、重症化の防止に努めます。

次に、公営企業会計である水道事業については、6億5,866万1,000円を措置しました。城山配水池築造工事により、前年度から113%の伸びとなっております。

一般会計、特別会計及び水道事業会計を合わせた平成24年度の予算総額は16億4,526万1,000円となっております。

以上、地方を取り巻く状況は、ますます厳しくなるものと予想されますが、町民の皆様へ、いかに「安全で安心な暮らし」を提供できるかに主眼を置き、芦北町に住むことに誇りと喜びがもてるような魅力あるまちづくりを推進するため、平成24年度も全力を傾注してまいります。何卒、皆様のなお一層の御理解と御協力を賜りますよう心からお願いを申し上げます。

○議長（藤井公明君） これで、町長の説明を終わります。

昼食のため暫時休憩し、午後1時から開会します。

-----○-----

休憩 午前11時52分

再開 午後 1時00分

-----○-----

○議長（藤井公明君） 休憩前に続き会議を開きます。

-----○-----

- 日程第20 議案第 7号 平成24年度芦北町一般会計予算
- 日程第21 議案第 8号 平成24年度芦北町国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第22 議案第 9号 平成24年度芦北町介護保険事業特別会計予算
- 日程第23 議案第10号 平成24年度芦北町簡易水道事業特別会計予算
- 日程第24 議案第11号 平成24年度芦北町農業集落排水事業特別会計予算
- 日程第25 議案第12号 平成24年度芦北町生活排水処理事業特別会計予算
- 日程第26 議案第13号 平成24年度芦北町有温泉事業特別会計予算
- 日程第27 議案第14号 平成24年度芦北町奨学資金貸付事業特別会計予算
- 日程第28 議案第15号 平成24年度芦北町後期高齢者医療事業特別会計予算
- 日程第29 議案第16号 平成24年度芦北町水道事業会計予算

○議長（藤井公明君） 日程第20、議案第7号「平成24年度芦北町一般会計予算」から日程第29、議案第16号「平成24年度芦北町水道事業会計予算」までは、先の議会運営委員会で一括議題とし、委員会付託する旨の答申がっておりますので、会議規則第36条の規定により一括議題とします。

ただいま一括議題としました議案については、先ほどの日程第19「平成24年

度施政方針と予算大綱説明」で町長の説明もあっており、また先の議会運営委員会において委員会付託する旨の答申がっておりますので、会議規則第38条第2項の規定により提案理由の説明を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 異議なしと認めます。したがって、一括議題の議案は提案理由の説明を省略することに決定しました。

これから一括議題の議案に対し、質疑を行います。

先の議会運営委員会において、委員会付託の申し出がっております。質疑はあくまで総括的かつ大綱にとどめるよう求めます。

質疑ありませんか。川尻君。

○12番（川尻成美君） それでは、総括的な質疑として、町長に2点ほどお伺いいたしますが、今回の施政方針、予算大綱説明を拝見してみますと、町長4年の締めくくりの任期の最後の年度となりまして、大変新規事業も盛りだくさんでございましたね、事業の推移を見つめながらも、良い事業になりますように期待をしておりますが、その点におきまして、3の事業であります生きがいある働き場づくりの中でですね、特産品の開発におきます御立岬温泉原水と再生可能エネルギーを活用した温泉塩のですね、商品化に取り組むということでございまして、またその中では製塩体験施設も整備されるということで予算措置してあります。設計も含めて五千五六百万かなというふうに予算を見ましたらありますが、佐賀大学との連携によりまして開発を進めてこられております。そのことは町民もある程度、広報紙等でも御理解をしておると思いますが、その経緯等についてですね、町長、それを踏まえてこの事業に取り組まれたというふうに思いますが、どういう経緯でこういう施設の整備に取り組まれることになったのか、そして担当課に指示されて、事業をするならば収支報告等も受けておられるというふうに思いますが、そのことについてお願いをしたいというふうに思います。

あと1点が、教育事業の豊かな心の人づくりの中の教育事業でございましてけれども、文科省は今年度から必修科目として武道の科目を取り入れるということになって、新指導要綱にもうたわれておりますけれども、いち早く我が町としては今年度から空手道をですね、導入されておりますが、今まで中学校に空手の導入をされてですね、教育委員会からどういう報告を受けておられ、本格的な本年度のことにつきまして報告を受けておられるのかお願いしたいというふうに思います。

○議長（藤井公明君） 竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） お答えします。

塩につきましてはですね、地域資源を活用した町の振興に取り組むということで、

実は第3弾なんですね。第1弾が御存知、焼酎「葦分」であります。そしてまた、「夢あしきた」であります。第2弾が大関、国見水源の水を活用しました「真っ清水」でありますね。第3弾がこの塩でありました。不知火海の海水と、そして御立岬温泉の地下1,000メートルからの温泉水をですね、両方から製塩を一応しました、試験的に。そして、成分の分析等もやりましたけれども、御立岬温泉塩のほうがはるかにですね、ミネラル分が豊富であるという解析結果が出ました。これには当初、八代高専、そして八代高専の紹介で佐賀大学というふうですね、段階を経まして、共同研究に至ったわけであります。そして、これから得ました成果は、研究の内容とかのものにつきましては佐賀大学もそれは学会でも発表する権利がございますし、私どもはその得た成果というのは、塩そのものでございますので、これはもう芦北町の裁量で展開していくということになったわけです。それで、あとは量産体制に入るということでもございましたけれども、いろいろ方法がございます。その中でやはり再生可能エネルギーが今の時代に一番合うんじゃないかということで、企業にも当たったんです。ボイラーを持っておる企業にもですね。ところが、御立岬温泉もボイラーを持っていますので、これで可能かどうか検討させましたら、可能であるということでもございましたので、その旨、基本計画を立てまして、県、そして環境省へとつなげましたところ、環境省からCO₂のですね、低炭素時代になってですね、これは時宜を得た取組みであるということでもお認めをいただきまして、環境省の補助金をいただいて取り組む事業となったわけであります。これが一定量の塩の製造が可能になりますので、あとこれからどう販売戦略を立てていくか、あるいはこの塩をどうまた他の商品とコーディネートしていくか、例えば塩飴とかですね、塩アイスとかもございませけれども、そういった分野がかなり広がるございますので、していくかということがこの量産体制が確立した後の課題となってくるわけでもございます。それが今日までの経緯でございます。概略、述べさせていただきます。

それと、武道の必修化につきましては、今年の11月から今年の4月を待たず、前倒しで取組みをしたと。教育委員会の方針としては、もう体制が整っておるので、どうせ取り組むなら、もう早いほうがいいよということで、前倒しの取組みとなったことでもありました。特に安全面を重視したわけでありまして、安全面につきましては、他のスポーツとも負傷率とかですね、極端な場合死亡もあるわけでもありますが、総合的に勘案しまして安全であるということから取り組みました。そしてまた、指導者も豊富にいるということ、しかも芦北の空手のレベルが高いということでもございましたので、そういう空手を導入する環境がですね、有形無形の環境が整っておったということでも取り組んだということでもあります。そして、子どもたちすべて

からアンケート調査を実施しまして、回答をもらっておりますが、私も全部目を通しました。子どもたちは大変空手の導入にもですね、好感をもって受け入れたということでございます。今後どういう成果が出るかは、やはり少し時を待つということになります。私は大きく期待を寄せておるところでございます。

以上であります。

○議長（藤井公明君） ほかに質疑はありませんか。平松君。

○11番（平松洋一君） 包括的な質疑ということでございますので、一応各項目については委員会がございますのでですね、当初予算の分析表を今頂いておりますが、例年でございますけれども、97億7,300万円の総予算に対しまして、地方交付税がこれはもうこれに頼らざるを得ないという状況でございますけれども、44億9,500万円計上されております。2.9%増額をしております。有難いことでございますけれども、この理由につきましてですね、こういう国、非常に厳しい折柄でございますが、今回伸びているということでございますので、その理由についてお聞かせいただきたいと思っております。

○議長（藤井公明君） 竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） これはもう政権与党の方針でございます。地方主権を標榜している政権でございます。そういう国策の一端として増額されたわけでございます。

○議長（藤井公明君） ほかに。坂本君。

○1番（坂本 登君） 人にやさしい快適なまちづくりの部分で、児童福祉については子育て家庭の経済的負担軽減のため、子ども医療費の助成対象年齢を現行の15歳から18歳までに拡大して医療費の一部負担を無料化しますとなっております。非常に町民の皆さんに喜ばれると思っております。それで、一つ、無料化は窓口負担が無料ということで町の人たちが一番恩恵を受けるということで、今現在、15歳までと同じの範囲、芦北以南、水俣までの医療機関なのか、それとも田浦の人たちがよく御利用なされる八代も含むのか、それと期限は恒久的なのか、それとも何年かで区切ってあるのか、それを一つお聞きします。

もう一つは、上下水道関係では、小規模集落での安定した水の供給に向けて、引き続き飲料水供給施設事業に取り組んでまいりますとおっしゃいました。これも飲料水供給施設は町の管理ではないというような答弁を受けたと、私、記憶しておりますが、事業に取り組んでまいりますということで、今現在、老朽化した施設やそういった小規模集落からのどのくらいの声を承知していらっしゃるのか、2つお願いいたします。

○議長（藤井公明君） 大岩福祉課長。

○福祉課長（大岩憲治君） 子ども医療の15歳から18歳に引き上げということで、各病院あたりで支払うことだと思います。まず、水俣芦北地区におきましては、現在15歳までの方については現物支給と申しまして、支払いは窓口はしなくてもいい、ただ八代方面、水俣市以外だったら立替えていただくという償還払いという方式でやっております。

以上です。

○議長（藤井公明君） 大岩福祉課長。

○福祉課長（大岩憲治君） 申請期限は受診月の1年以内ということに一応1年後まで可能としております。一応恒久的に実施と考えております。

○議長（藤井公明君） ほかにありませんか。湯野上下水道課長。

○上下水道課長（湯野一之君） 小規模集落での安定した水の供給に向けてという、飲料水供給施設事業について御質問でございます。この飲料水供給施設事業につきましては、地元組合が主体となって行う事業でございます。管理自体は町は行っておりません。この事業に対しましては、町が単独で補助をするという仕組みの制度でございます。

それから、需要でございますけれども、毎年2ないし3組合から要望が上がっております。

以上でございます。

○議長（藤井公明君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております日程第20、議案第7号「平成24年度芦北町一般会計予算」から、日程第29、議案第16号「平成24年度芦北町水道事業会計予算」までは、お手元に配付しております議案付託表のとおり所管の常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 異議なしと認めます。したがって、議案付託表のとおり、所管の常任委員会に付託することに決定しました。

各常任委員会におきましては、慎重な審査を実施され、その結果を最終日の本会議において各常任委員長から報告願います。

-----○-----

日程第30 議案第17号 芦北町特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（藤井公明君） 日程第30、議案第17号「芦北町特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。中原総務課長。

○総務課長（中原豊徳君） それでは、議案第17号、芦北町特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明を申し上げます。

スポーツ基本法の施行に伴い、従来の体育指導員をスポーツ推進委員に名称を変更する必要があるため、条例を改正するものでございます。

なお、条例、規則等の改正につきましては、施工後、初めてスポーツ推進委員の委嘱を行う前までに整備を行うこととなっております。

附則としまして、この条例は公布の日から施行するものです。

提案理由につきましては、記載のとおりでございます。

以上、説明をいたしました。御議決いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（藤井公明君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 討論なしと認めます。

これから議案第17号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 異議なしと認めます。したがって、議案第17号は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第31 議案第18号 芦北町子ども医療費助成に関する条例の一部を改正する 条例の制定について

○議長（藤井公明君） 日程第31、議案第18号「芦北町子ども医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。大岩福祉課長。

○福祉課長（大岩憲治君） 議案第18号、芦北町子ども医療費助成に関する条例の一

部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

現行の満15歳を満18歳まで引き上げることから、条例の一部を改正するものでございます。

附則としまして、この条例は平成24年4月1日から施行するものでございます。提案理由につきましては、記載のとおりであります。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（藤井公明君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 討論なしと認めます。

これから議案第18号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 異議なしと認めます。したがって、議案第18号は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第32 議案第19号 芦北町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（藤井公明君） 日程第32、議案第19号「芦北町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。迫本住民生活課長。

○住民生活課長（迫本文雄君） 議案第19号、芦北町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について御説明します。

第4期芦北町老人保健福祉計画、介護保険事業計画の見直しにより、平成24年度から平成26年度までの1期3年間の第5期計画を作成し、高齢者に関する保健、医療、福祉施策を総合的に推進するものとしております。

介護保険料の算定については、これまでの認定状況等を勘案し、要支援、要介護者数を推計し、平成26年度までの居宅サービス、施設サービス等の費用額を算出し、3年間の保険給付総額を算出しました。

第1号被保険者の月額保険料はこの3年間の保険給付総額のうち、負担比率2

1%をもとに、基準となる第4段階被保険者の金額を算出し、その結果、月額4,410円となりました。さらに、第4期に引き続き、第1号被保険者の課税状況に応じて6段階に分けて保険料を設定しました。

このことから、第2条中、平成21年度から平成23年度を、平成24年度から平成26年度に改め、別表の第1段階被保険者を2万6,500円に、第2段階被保険者を同じく2万6,500円に、第3段階被保険者を3万9,700円に、第4段階被保険者のうち町民税本人非課税者で課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の者を4万2,300円に、第4段階被保険者のうち上記以外の者を5万2,900円に、第5段階被保険者を6万6,100円に、第6段階被保険者を7万9,400円に改めています。

附則で、この条例は平成24年4月1日から施行するとしております。

提案理由は、記載のとおりです。

以上で説明を終わります。御議決いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（藤井公明君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 討論なしと認めます。

これから議案第19号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 異議なしと認めます。したがって、議案第19号は、原案のとおり可決されました。

ここで、執行部の提案理由の説明で御議決いただきますようによろしくお祈りしますということは、もう割愛してください。議事進行上。

-----○-----

日程第33 議案第20号 芦北町営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（藤井公明君） 日程第33、議案第20号「芦北町営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。山口建設課長。

○建設課長（山口純志君） 議案第20号、芦北町営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について御説明を申し上げます。

平成23年5月2日に、地域主権一括法が公布され、この法律により公営住宅法第23条の入居者資格の同居親族要件と、公営住宅法施行令第6条が平成24年4月1日から廃止されます。このことにより、公営住宅法第23条の入居者資格の同居親族要件については、既に芦北町営住宅管理条例に規定されているため、従来どおりの家族世帯の入居資格が維持できますが、これまで家族世帯の入居以外でも単身世帯の入居資格として特例で認められていた高齢者、障害者などについては、公営住宅法施行令第6条の廃止により対象から外れることとなります。

高齢者、障害者など、特に居住の安定を図る必要があると認められた方の入居についても公営住宅本来の役割として考えられることから、引き続き例外的に認める必要があるため、今回、条例改正するものです。

附則として、この条例は平成24年4月1日から施行するものです。

提案理由につきましては、記載のとおりでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（藤井公明君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 討論なしと認めます。

これから議案第20号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 異議なしと認めます。したがって、議案第20号は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第34 議案第21号 芦北町一般住宅等使用料条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（藤井公明君） 日程第34、議案第21号「芦北町一般住宅等使用料条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。中原総務課長。

○総務課長（中原豊徳君） 議案第21号、芦北町一般住宅等使用料条例の一部を改正する条例の制定について御説明を申し上げます。

今回の改正は、平成5年に英語指導助手の専用住宅として建設された田浦住宅について、これまでは人材確保の観点から、使用料は無料としておりましたが、条例の別表に田浦住宅を加え、1万9,000円の使用料を徴収することとするものでございます。

附則としまして、この条例は平成24年8月1日から施行するものです。

提案理由につきましては、記載のとおりでございます。

以上、説明をいたしました。

○議長（藤井公明君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 討論なしと認めます。

これから議案第21号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 異議なしと認めます。したがって、議案第21号は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第35 議案第22号 芦北町奨学資金貸付条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（藤井公明君） 日程第35、議案第22号「芦北町奨学資金貸付条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。永田教育課長。

○教育課長（永田光洋君） 議案第22号、芦北町奨学資金貸付条例の一部を改正する条例の制定について御説明をいたします。

今回の改正は、昨今の経済情勢の中、安心して就学ができる環境をさらに整えるものでございます。

第4条第1項は、高等学校等の奨学資金を規定しております。この中で高等学校と専門学校の次に、1年生から3年生までを追加しまして、明確化するものでご

ざいます。

第4条2号は、大学等の奨学資金を規定しております。大学の次に短期大学、高等専門学校、4年生、5年生を追加し、これも明確化しております。

また、大学等の1月の奨学資金額を3万円以内から5万円以内に増額しております。

次に、第11条第1項、奨学資金の返還期間を規定しておりますが、10年以内から15年以内に延長するものでございます。

附則としまして、この条例は平成24年4月1日から施行するものです。

提案理由は、記載のとおりでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（藤井公明君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 討論なしと認めます。

これから議案第22号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 異議なしと認めます。したがって、議案第22号は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第36 議案第23号 芦北町学校給食センター条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（藤井公明君） 日程第36、議案第23号「芦北町学校給食センター条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。永田教育課長。

○教育課長（永田光洋君） 議案第23号、芦北町学校給食センター条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

今回の改正につきましては、佐敷学校給食センターと田浦学校給食センターを統合した新しい学校給食センターの設置により改正するものでございます。

第2条で名称を芦北町学校給食センター、位置を芦北町大字花岡1291番地

とするものでございます。また、別表にありました2つの給食センターの名称、位置の表を削るものでございます。

附則としまして、この条例は平成24年4月1日から施行するものでございます。

提案理由は、記載のとおりです。

以上で説明を終わります。

○議長（藤井公明君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 討論なしと認めます。

これから議案第23号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 異議なしと認めます。したがって、議案第23号は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第37 議案第24号 芦北町公民館条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（藤井公明君） 日程第37、議案第24号「芦北町公民館条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。寺川生涯学習課長。

○生涯学習課長（寺川健一君） 議案第24号、芦北町公民館条例の一部を改正する条例の制定について御説明を申し上げます。

今回の改正は、社会教育法の改正に伴いまして、これまで同法で規定されておりました町村が設置いたします公民館の運営審議会委員の委嘱に関する規定を町村の条例で定めることに法改正されましたので、今回改正するものでございます。

改正の内容につきましては、第17条第3項に審議会の委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から教育委員会が委嘱するという条文を追加するものでございます。

附則として、この条例は平成24年4月1日から施行するものでございます。

提案理由につきましては、記載のとおりでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（藤井公明君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 討論なしと認めます。

これから議案第24号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 異議なしと認めます。したがって、議案第24号は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第38 議案第25号 芦北町体育施設条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（藤井公明君） 日程第38、議案第25号「芦北町体育施設条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。寺川生涯学習課長。

○生涯学習課長（寺川健一君） 議案第25号、芦北町体育施設条例の一部を改正する条例の制定について御説明を申し上げます。

今回の改正は、平成24年4月1日、佐敷小学校と計石小学校が統廃合されることに伴い、計石小学校体育館及び運動場を体育施設として管理することになりますので、別表第1を改正するものでございます。

2ページを見ていただきたいと思います。

改正内容につきましては、上から5段目に芦北町立計石体育館、6段目に芦北町営計石運動場ということで名称を改正するものでございます。なお、位置につきましては、芦北町大字計石2963番地1でございます。

附則としまして、この条例は平成24年4月1日から施行するものでございます。

提案理由につきましては、記載のとおりでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（藤井公明君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 討論なしと認めます。

これから議案第25号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 異議なしと認めます。したがって、議案第25号は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第39 議案第26号 芦北町吉尾温泉公衆浴場の指定管理者の指定について

○議長（藤井公明君） 日程第39、議案第26号「芦北町吉尾温泉公衆浴場の指定管理者の指定について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。坂梨商工観光課長。

○商工観光課長（坂梨 優君） 議案第26号、芦北町吉尾温泉公衆浴場の指定管理者の指定について御説明申し上げます。

施設の名称、芦北町吉尾温泉公衆浴場、指定管理者、住所、熊本県葦北郡芦北町大字吉尾24番地3、名称、吉尾温泉管理組合、代表、組合長、深川昭明、指定の期間、平成24年4月1日から平成27年3月31日まで。

指定管理者の選定法につきましては、公募によらない選定方法で行っております。

選定した理由といたしまして、当地区の組合等の活力を有効に活用した管理体制にあることから選定いたしました。

また、料金制度におきましては、利用料金制度を採用いたしております。

提案理由につきましては、記載のとおりでございます。

よろしく申し上げます。

○議長（藤井公明君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 討論なしと認めます。

これから議案第26号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 異議なしと認めます。したがって、議案第26号は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第40 議案第27号 芦北町高齢者生活福祉センターの指定管理者の指定について

○議長（藤井公明君） 日程第40、議案第27号「芦北町高齢者生活福祉センターの指定管理者の指定について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。大岩福祉課長。

○福祉課長（大岩憲治君） 議案第27号、芦北町高齢者生活福祉センターの指定管理者の指定について御説明申し上げます。

本案は、平成24年3月31日まで、芦北町社会福祉協議会へ指定していますが、引き続き3年間指定するため、今回提案するものでございます。

施設の名称は、芦北町高齢者生活福祉センターで、60歳以上の一人暮らし、または夫婦のみの世帯で、家族による援助を受けることが困難な高齢者が入居し生活する生活支援ハウス事業と通所介護事業を行う施設であります。指定管理者は葦北郡芦北町大字湯浦1439番地1、社会福祉法人芦北町社会福祉協議会、会長、畑中秀夫です。

公募によらない選定方法で、選定した理由としましては、施設の設置目的、効果的かつ効率的に機能しており、また過去3年間の管理運営実績と経験を重視し、引き続き指定管理者として選定したものでございます。

指定の期間は、平成24年4月1日から平成27年3月31日までの3年間といたしております。

提案理由は、記載のとおりであります。

以上で説明を終わります。

○議長（藤井公明君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 討論なしと認めます。

これから議案第27号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 異議なしと認めます。したがって、議案第27号は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第41 議案第28号 芦北町女島活力推進センターの指定管理者の指定について

○議長（藤井公明君） 日程第41、議案第28号「芦北町女島活力推進センターの指定管理者の指定について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。迫本住民生活課長。

○住民生活課長（迫本文雄君） 議案第28号、芦北町女島活力推進センターの指定管理者の指定について御説明します。

本案は、地方自治法第244条の2第3項及び芦北町公の施設に係る指定管理者の指定手続き等に関する条例第6条第1項の規定により、指定管理者を指定するものです。

施設の名称、芦北町女島活力推進センター、指定管理者、住所、熊本県葦北郡芦北町大字女島246番地、名称、女島開発委員会、代表者、会長、福浦武義、指定の期間、平成24年4月1日から平成27年3月31日までの3年間であります。

なお、指定管理者の選定につきましては、芦北町公の施設に係る指定管理者の指定手続き等に関する条例第5条第1項第1号の公募によらない選定によりまして、施設の性格、規模、機能等を考慮し、設置目的を効果的かつ効率的に達成させることができ、併せて当地域の活力を有効活用した管理体制にあることから指定管理候補者を選定しております。

また、料金制度は施設の性格上、使用料金制を予定しております。

提案理由につきましては、記載のとおりです。

以上で説明を終わります。

○議長（藤井公明君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 討論なしと認めます。

これから議案第28号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 異議なしと認めます。したがって、議案第28号は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第42 議案第29号 芦北町物産館の指定管理者の指定について

○議長（藤井公明君） 日程第42、議案第29号「芦北町物産館の指定管理者の指定について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。坂梨商工観光課長。

○商工観光課長（坂梨 優君） 議案第29号、芦北町物産館の指定管理者の指定について御説明申し上げます。

これについては、引き続き指定管理を行うための提案でございます。

施設の名称、芦北町物産館、指定管理者、住所、熊本県葦北郡芦北町大字田浦145番地、名称、有限会社御立岬、代表者、代表取締役、藤崎正司、指定の期間、平成24年4月1日から平成27年3月31日まで。

なお、指定の管理者の選定につきましては、公募によらない方法を行っております。

選定理由といたしまして、平成15年の開館以来、管理運営による実績及び安定した運営ができることから選定いたしました。

また、料金制度につきましては、利用料金制度を採用いたしております。

提案理由につきましては、記載のとおりでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（藤井公明君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 討論なしと認めます。

これから議案第29号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 異議なしと認めます。したがって、議案第29号は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第43 議案第30号 芦北町御立岬公園の指定管理者の指定について

○議長（藤井公明君） 日程第43、議案第30号「芦北町御立岬公園の指定管理者の指定について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。坂梨商工観光課長。

○商工観光課長（坂梨 優君） 議案第30号、芦北町御立岬公園の指定管理者の指定について御説明申し上げます。

これも引き続き、議案第29号と同一でございますけれども、引き続き指定管理を行うための提案でございます。

施設の名称、芦北町御立岬公園（釣り場を除く。）、指定管理者、住所、熊本県葦北郡芦北町大字田浦145番地、名称、有限会社御立岬、代表者、代表取締役、藤崎正司、指定の期間、平成24年4月1日から平成27年3月31日まで。

なお、指定管理者の選定につきましても公募によらない選定方法で行っております。

選定理由といたしまして、平成7年より管理運営を行っている実績と、安定した管理運営等から選定いたしました。

また、料金制度につきましては、使用料金制度を採用いたしております。

提案理由につきましては、記載のとおりです。

以上、説明を終わります。

○議長（藤井公明君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 討論なしと認めます。

これから議案第30号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（藤井公明君） 異議なしと認めます。したがって、議案第30号は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第44 議案第31号 芦北町御立岬公園釣り場の指定管理者の指定について

- 議長（藤井公明君） 日程第44、議案第31号「芦北町御立岬公園釣り場の指定管理者の指定について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。坂梨商工観光課長。

- 商工観光課長（坂梨 優君） 議案第31号、芦北町御立岬公園釣り場の指定管理者の指定について御説明申し上げます。

施設の名称、芦北町御立岬公園釣り場、指定管理者、熊本県葦北郡芦北町大字田浦426番地3、名称、田浦漁業協同組合、代表者、代表理事組合長、平野義徳、指定の期間、平成24年4月1日から平成27年3月31日まで。

この案件につきましては、従来、御立岬公園の施設として指定管理を行ってきましたが、先の全員協議会でも御説明を行いましたとおり、委託方式を一元化するため、今回新たに指定管理者を選定するものでございます。お手元に資料として協定書の案を配付しております。

なお、指定管理者の選定につきましても、前の議案と同様、公募によらない選定方法で行っております。

選定理由といたしまして、開設当初から運営管理に携わり、運営方法に熟知しており、健全な運営ができることが理由でございます。

料金制度におきましては、利用料金制度を採用いたしております。

提案理由につきましては、記載のとおりです。

以上、説明を終わります。

- 議長（藤井公明君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。寺本修一君。

- 15番（寺本修一君） 指定管理者の指定については異議ありませんが、課長の説明でですね、先ほどから発言の訂正をお願いしたいと思います。芦北町大字田浦町、町が抜けておりましたので、前の御立岬も一緒でしたので、発言の訂正をお願いします。

- 議長（藤井公明君） 坂梨商工観光課長。

- 商工観光課長（坂梨 優君） それでは、大変申し訳ございませんでした。議案第2

9号から31号まで芦北大字田浦、町が抜けておりました。各議案について、田浦町に訂正をお願いします。よろしくお願いします。

○議長（藤井公明君） 寺本順一君。

○4番（寺本順一君） 協定書案が一応示されておりますけれども、その中でリスク分担表が掲げてございます。施設の整備の損傷については、経年劣化によるもの、小規模なものについては、指定管理者が行うというようなことになっております。このことについて、金額ではどのくらいのやつを考えておられるのかですね、そうしなければ、金額によってかなりそれぞれ違いが出てくるだろうと思っております。この施設、この協定書、全施設に該当すると思しますので、まず金額を分かれば教えていただきたいと思っております。

○議長（藤井公明君） 坂梨商工観光課長。

○商工観光課長（坂梨 優君） ただいまの金額等についてですけれども、従来行っている指定管理者との話合いの中で10万円ということでありまして、10万円を上限として現在、話合いを行っております。

以上です。

○議長（藤井公明君） 寺本順一君。

○4番（寺本順一君） 各施設ともですね、非常に年数がもう経過いたしまして、いろんな修繕等が出てくるだろうと考えております。経営的にも非常に厳しい経営でございまして、10万円という数字も、基準は設けてあるというような話合いをしておるといようなことでもございますけれども、できればこれはすべてが公の施設で、その施設の修繕等についてはですね、当然、町がすべきではなからうかと考えられますので、是非、これは要望にならうかと思っておりますけれども、安くするなり、あるいは町が直接するなり、御検討方をお願いしたいと思っております。町長、そこらあたり、もしよかったら。

○議長（藤井公明君） 竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） それはもう当然だと思いますので、そのような姿勢でまいります。

○議長（藤井公明君） 寺本順一君。

○4番（寺本順一君） 町長から前向きな答弁をいただきましたけれども、是非そういう形で、あくまでも公の施設でございまして、町が修繕等はすべて行うというような考え方で実施をお願いしたいと思っております。

以上です。

○議長（藤井公明君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 討論なしと認めます。

これから議案第31号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 異議なしと認めます。したがって、議案第31号は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第45 議案第32号 芦北町大野温泉センターの指定管理者の指定について

○議長（藤井公明君） 日程第45、議案第32号「芦北町大野温泉センターの指定管理者の指定について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。坂梨商工観光課長。

○商工観光課長（坂梨 優君） 議案第32号、芦北町大野温泉センターの指定管理者の指定について御説明申し上げます。

施設の名称、芦北町大野温泉センター、指定管理者、住所、熊本県葦北郡芦北町大字佐敷424番地、名称、あしきた農業協同組合、代表者、代表理事組合長、高峰博美、指定の期間、平成24年4月1日から平成27年3月31日まで。

内容につきましてですけれども、この案件につきましては、先の全員協議会で御説明を行いました。指定管理者としての選定として協定書を配付しておりますが、選定については公によらない選定方法を選択いたしました。

選定理由といたしまして、指定管理料として芦北町の歳出が抑制でき、併せて同団体が地域の活性化に貢献でき、健全な運営ができるものと判断したことがその理由でございます。

また、料金制度につきましては、使用料金制度を採用しております。

なお、提案理由につきましては、記載のとおりです。

よろしく願いいたします。

○議長（藤井公明君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 討論なしと認めます。

これから議案第32号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 異議なしと認めます。したがって、議案第32号は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第46 議案第33号 芦北町計石港観光休憩所の指定管理者の指定について

○議長（藤井公明君） 日程第46、議案第33号「芦北町計石港観光休憩所の指定管理者の指定について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。坂梨商工観光課長。

○商工観光課長（坂梨 優君） 議案第33号、芦北町計石港観光休憩所の指定管理者の指定について御説明申し上げます。

施設の名称、芦北町計石港観光休憩所、指定管理者、熊本県葦北郡芦北町大字計石2963番地5、名称、芦北漁業協同組合、代表者、代表理事組合長、八里政夫、指定の期間、平成24年4月1日から平成27年3月31日まで。

指定管理者の選定につきましては、公募によらない選定方法で行っております。

選定理由といたしまして、当休憩所においても引き続き指定管理者としての継続と、観光うたせ船の受付集合場所として安定した管理運営が引き続き期待できることが理由でございます。

料金制度につきましては、利用料金制度を採用いたしております。

なお、提案については、記載のとおりでございます。

以上、説明を終わります。

○議長（藤井公明君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 討論なしと認めます。

これから議案第33号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 異議なしと認めます。したがって、議案第33号は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第47 議案第34号 芦北町薩摩街道佐敷宿交流館の指定管理者の指定について

○議長（藤井公明君） 日程第47、議案第34号「芦北町薩摩街道佐敷宿交流館の指定管理者の指定について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。井上企画財政課長。

○企画財政課長（井上民男君） 議案第34号、芦北町薩摩街道佐敷宿交流館の指定管理者の指定について御説明を申し上げます。

本案は、3月31日をもって指定期間が終了することに伴い、今回提案を行うものでございます。

施設の名称、芦北町薩摩街道佐敷宿交流館、指定管理者、住所、熊本県葦北郡芦北町大字佐敷519番地、名称、佐敷地区町並み保存会、代表者、会長、城戸喜久生、指定期間は平成24年4月1日から平成27年3月31日までの3年間となっております。

選定方法は、他の施設と同様、条例第5条により公募によらない方法をとっております。

選定理由といたしましては、平成20年の開設以来、4年間の指定管理を適確に行っており、管理運営業務に精通していることから選定にいたったものです。

提案理由は、記載のとおりでございます。

なお、平成23年度までは利用料金制度による指定管理を行っていましたが、今回より使用料金へ変更するため、平成24年度において管理委託料を284万円を計上いたしております。

以上で説明を終わります。

○議長（藤井公明君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 討論なしと認めます。

これから議案第34号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（藤井公明君） 異議なしと認めます。したがって、議案第34号は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第48 議案第35号 古石地区生涯学習センターみどりの里の指定管理者の指定について

- 議長（藤井公明君） 日程第48、議案第35号「古石地区生涯学習センターみどりの里の指定管理者の指定について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。寺川生涯学習課長。

- 生涯学習課長（寺川健一君） 議案第35号、古石地区生涯学習センターみどりの里の指定管理者の指定について御説明を申し上げます。

施設の名称は古石地区生涯学習センターみどりの里、指定管理者、芦北町大字古石391番地2、古石緑創会、会長、岩間勇治、指定の期間、平成24年4月1日から平成27年3月31日までの3年間としております。

選定の方法につきましては、公募によらない選定でございます。

選定の理由につきましては、都市住民との交流を積極的に行い、農山村の恵まれた自然とのふれあいや農林業を体験させるなど、これまでの管理運営実績と事業のノウハウを有しておられる古石緑創会を引き続き指定管理者として選定したものでございます。

提案理由としましては、記載のとおりでございます。

以上で説明を終わります。

- 議長（藤井公明君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。川尻君。

- 12番（川尻成美君） 指定管理者に関する議案がですね、全部、今出揃ったところで質疑を申し上げるわけですが、まず35号については使用料金制度で理解していいでしょう、まず1点はですね。

- 議長（藤井公明君） 寺川生涯学習課長。

- 生涯学習課長（寺川健一君） はい。使用料金制度でございます。

- 議長（藤井公明君） 川尻君。

- 12番（川尻成美君） 今回初めて指定管理者の制度を導入するところは、この協定書というのがございまして、正式なこれが件名だというふうに理解しておりますが、

初めて今回、こうして出されたんですけれども、今まで出ていなかったんですけれどもですね、リスク分担表というのがございまして、こう列記してあります。こういう明確にどちらが町のほうがリスクを負うのかというので、町、管理者に分かれておりますけれども、この中でですね、例えばそこに利用料金制度を問わず、必ずそこに指定管理者制度を選定すれば、働く人がおられますよね。働く人は指定管理者と協定した、その団体あるいは法人が引き受けますが、例えば我々は公務災害とか、民間企業でいえば労働災害というのがございまして、そういうのが業務上、例えば足場、脚立で転んで負傷したりとか、そうした場合にどういうふうになるのか、それもやっぱり知っとかないとですね、おかしいわけで、これが一番私はこの指定管理者制度にですね、選定した場合の、私はリスクというふうに思いまして、初めて聞くんですけれども、これがいつも引っかかっておりましたけれども、どうなりますかね、そのほうは。

○議長（藤井公明君） これは、川尻君。今、指定管理者の指定をしますが、これは全部に関わってくる問題になりますので、今の川尻君の質疑ではですね。

○12番（川尻成美君） 今が一番いいかなと思ひまして。

○議長（藤井公明君） しかし、今、議案としては第35号を提案しておりますので、これに絞って質疑をしてください。これまでのほうはもう議決しておりますので、35号のみに答弁を求めます。

答弁に時間がかかるようだったら休憩をとります。暫時休憩します。

-----○-----

休憩 午後2時02分

再開 午後2時08分

-----○-----

○議長（藤井公明君） 休憩前に続き会議を開きます。

藤崎副町長。

○副町長（藤崎正司君） 協定書にはですね、指定管理者の責務という要項がございまして、その中の3号で労働基準法、労働安全衛生法ほか、労働関係法令、それを指定管理のほうの責務で行うこととなっております。指定管理者には会社等、団体等、それから任意の一般の方等の団体があるわけがございましてけれども、会社関係は必ず掛けておると思ひますけれども、ここに協定書では責務ということではしてありますけれども、その実態は今のところ分かりませんので、実態を調べた中でそれが掛けてなかった場合には措置をしていただくようお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（藤井公明君） 川尻君。

○12番（川尻成美君） 措置をしてないと、するよとということでありませうけれども、要するに経費上の問題で、提携するときにそれを上乗せして締結をしないと、その金額が保険とか、3年間の保険額とかがありますからですね、そういうのが発生して、今度はくるんですよ。だから、いわゆる法人である場合は、それはあると思ひませうけれども、もし重大事故が発生した場合には、相当の金額が発生しますので、その点は落ち度なく、今後、各指定管理者の一般団体のところは精査していただいて、遺漏なき出発をするよとに早急に対策をしていてもらいたいと思ひませうが、いかがですか。

○議長（藤井公明君） 藤崎副町長。

○副町長（藤崎正司君） 今まで説明がありましたよとに、この施設につきましては、利用料金、それと使用料金制度でございますので、そのへんもですね、ちょっと調べた中で、今言われましたよとをですね、対処したいと思っております。御理解お願ひしたいと思ひませう。

○議長（藤井公明君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 討論なしと認めます。

これから議案第35号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 異議なしと認めます。したがって、議案第35号は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第49 議案第36号 工事請負契約の締結について

○議長（藤井公明君） 日程第49、議案第36号「工事請負契約の締結について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。中原総務課長。

○総務課長（中原豊徳君） 議案第36号、工事請負契約の締結について御説明を申し上げます。

本議案は、牛の水漁港改修工事（臨港道路）の請負契約締結承認に係るものであります。

牛の水漁港は、背後が山林、前面が海域に囲まれた地形で、漁港施設用地が不足し、網の手入れ等を行う際には、道路や防波堤を利用している状況にあります。今回、これらを解消するために漁港施設等を一体的に整備するものであります。

- 1、契約の目的 牛の水漁港改修工事（臨港道路）
- 2、契約の方法 指名競争入札
- 3、契約の金額 8,946万円
- 4、契約の相手方 熊本県葦北郡芦北町大字白木1190番地
木崎・橘新建設工事共同企業体
代表者 株式会社 木崎建設
代表取締役 木崎隆士

工事の概要について御説明を申し上げます。

牛の水漁港改修工事の概要については、全体の道路整備計画、延長453.8メートルのうち165.2メートルの整備を行います。165.2メートルのうち126.8メートルは、現在、海である場所に基礎捨石を設置した後、上部に場所打ちのパラベットを作成し、背後を埋め立てて道路を整備します。また、残りの38.4メートルは、現埋立地内において掘削、盛り土を行い、道路の整備を行います。

次に、入札経緯について申し上げます。

本工事の内容、規模及び工期内の確実な施工のためには共同企業体方式が効果的と判断し、第1グループに町内業者の土木工事業者上位6社を、第2グループには第1グループに選定した業者に続く6社を選定いたしました。

入札は2月20日に執行し、仮契約を翌日2月21日に行っています。

入札の結果について申し上げます。順不同、また金額については消費税抜きで申し上げます。松下・中村建設工事共同企業体8,590万円、佐藤・吉田建設工事共同企業体8,550万円、フクマツ・泉建設工事共同企業体8,650万円、木崎・橘新建設工事共同企業体8,520万円、横山・矢野建設工事共同企業体8,600万円、平松・新成建設工事共同企業体8,630万円、以上の結果、木崎・橘新建設工事共同企業体8,520万円の落札でありました。

予定価格に対する落札率は97.57%であり、消費税込みの金額は8,946万円でございます。

なお、提案理由につきましては、記載のとおりでございます。

以上、説明を終わります。

○議長（藤井公明君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井公明君） 討論なしと認めます。

これから議案第36号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井公明君） 異議なしと認めます。したがって、議案第36号は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第50 議案第37号 建設工事委託に係る協定の変更について

○議長（藤井公明君） 日程第50、議案第37号「建設工事委託に係る協定の変更について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。井上企画財政課長。

○企画財政課長（井上民男君） 議案第37号、建設工事委託に係る協定の変更について御説明を申し上げます。

平成23年3月4日に議決をいただきました佐敷駅跨線橋整備事業の委託に係る協定のうち協定金額8,757万8,000円を4,801万6,000円に変更するものでございます。

変更の理由といたしまして、当初、肥薩おれんじ鉄道から提示されました額で協定を締結をいたしておりました。下部工における基礎工事は夜間施工で積算されていましたが、精査の結果、昼間施工が可能となり、大幅な減額となったものでございます。また、軌道工事におきましても、昼間施工が可能となったことと、詳細設計により減額となりました。このほか電力工事、附帯工事費、管理費におきましても、それぞれ減額となり、最終金額が肥薩おれんじ鉄道から減額の提示がされたところでございます。

提案理由につきましては、記載のとおりでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（藤井公明君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。寺本順一君。

○4番（寺本順一君） 変更の理由につきまして詳しく御説明がございました。夜の工事で設計してあった分が昼間の工事に移ったということによってこんなに安くなったというようなことでございましたけれども、それにいたしましても非常に約半額

近くも事業費が減ってる。結局、これは肥薩おれんじがする仕事だと思えますけれども、やはり相手もあくまでもこれは公でございまして、やはり公にしてはかならずさんな最初計画だったなというようなことを今思っておるわけでございまして。単純なそういう理由によって、このように安くなることは非常にいいこととございましてけれども、できればですね、担当課長にお願いしておきますが、議会においても厳しい意見があったということをお一つお伝えをお願いしたいと思います。課長、肥薩おれんじ鉄道に対しまして、議会において、そういった厳しい意見があった旨の、一つ御連絡をお願いしておきたいと思えます。以上です。

○議長（藤井公明君） 課長、それについて答弁がありましたら。井上企画財政課長。

○企画財政課長（井上民男君） ただいま議員の指摘どおりだというふうに思えます。よって、おれんじ鉄道のほうにはですね、その旨伝えたいというふうに思えます。よろしく願いいたします。

○議長（藤井公明君） 古村君。

○5番（古村逸男君） 同じ関連で内容はほとんど変わりませんが、詳細に聞きましたけれども、今、寺本議員からもありましたように、当初こういうことはきれいにですね、確実にしていただきたいと思えます。こういう変更が出てくるということは非常に残念なことでありますので、内容はもうお聞きしませんが、寺本議員からもありましたが、おれんじ鉄道は株主でありますので、町は。強くですね、そういうことは二度とこういうことがないように当初からしていただきたいということを要望を申し上げておきます。返答は結構でございまして。

○議長（藤井公明君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 討論なしと認めます。

これから議案第37号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 異議なしと認めます。したがって、議案第37号は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第51 議案第38号 建設工事委託に係る協定の締結について

○議長（藤井公明君） 日程第51、議案第38号「建設工事委託に係る協定の締結について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。井上企画財政課長。

○企画財政課長（井上民男君） 議案第38号、建設工事委託に係る協定の締結について御説明をいたします。

佐敷駅跨線橋整備事業につきまして、次のとおり協定を締結するものでございます。

- 1、協定の目的 佐敷駅跨線橋整備事業の委託
- 2、契約の方法 随意協定
- 3、協定の金額 9,098万2,000円
- 4、協定の相手方 熊本県八代市萩原1丁目1番1号
肥薩おれんじ鉄道株式会社
代表取締役社長 古木圭介

工事の概要について御説明を申し上げます。

先に施工しました下部工の上に高さ7メートル、直径81センチの橋脚2本を設置いたします。桁の長さが33.6メートル、幅2.7メートル、有効幅員2メートルの通路橋を架設し、階段を取り付けるものでございます。

なお、山手側に歩行者通路として延長56.7メートル、幅員3メートルを施工し、鉄道用地内への進入防止のため、高さ2メートルのフェンスを設置いたします。工期につきましては、協定締結の日から平成24年12月20日までといたしております。

提案理由につきましては、記載のとおりでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（藤井公明君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。平松君。

○11番（平松洋一君） 議案第37号で減額がなされました。今回は上部工ということですが、判断材料がですね、金額を提示されて議決をお願いしますということなんですけれども、図面とか、ある程度ですね、そういう資料を出していただいて、議会の中で判断をできるような最低限の資料はですね、出していただきたいと思います。これでは金額がですね、高いのか安いのか全く判断ができませんので、一応これは要望としてお願いします。

○議長（藤井公明君） これについて答弁がありましたら。平松君。

○11番（平松洋一君） 金額もですね、9,000万円、1億円近い金額になるわけですよ。1億円近い金額をですね、このペーパー1枚でどうですかという判断はな

かなかしかねますので、そういうできるかぎりですね、図面とかそういうものがありましたら出していただきたいと、こういう要望です。

○議長（藤井公明君） 井上企画財政課長。

○企画財政課長（井上民男君） はい。詳細な図面等を提示をできないかというような御質問でございますけれども、平成22年の3月議会の前に一応全員協議会のほうでですね、この佐敷駅跨線橋の詳細については一応説明をいたしたところでございます。

以上でございます。

○議長（藤井公明君） 平松君、一応説明はしてあるということですが。平松君。

○11番（平松洋一君） 一回出ましたらですね、そのとおりで今回決議されるということですか。変更とか、全くないですか。下部工については相当予算が減額されていますけど。

○議長（藤井公明君） 井上企画財政課長。

○企画財政課長（井上民男君） はい。下部工については変更がございますけれども、上部工につきましても、入札残あるいは工事の内容変更等がございますと、金額的にはその部分も協定額の変更が生じるというふうに考えております。

○議長（藤井公明君） ほかにありませんか。坂本君。

○1番（坂本 登君） 先ほどの下部工と同じでですね、9,000万円が約半額近くに、夜間工事じゃなくなったということで、可能性としては考えられますので、そのへんのところをちゃんと確認をしていращやるのか。それで、下部工のときと同じようにですね、地元の業者が下部工に入ったわけですけど、要望はできるという町長の去年の説明だったので、今回もですね、やはり引き続き地元の業者におれんじ鉄道さんがですね、仕事を請け負ってもらうようにという要望はまたしていただきたいなと思います。1点目は、そういう夜間工事じゃなくて昼間できたということで、また半額近い金額に減る恐れがあるんじゃないかと思うんですけど、そのへんのところはちゃんと確認をしていただきたいなと思います。

○議長（藤井公明君） 井上企画財政課長。

○企画財政課長（井上民男君） はい。上部工についてはですね、下部工の経緯がありましたので、再三にわたって協定額の内容についてはですね、協議をいたしております。

以上でございます。

○議長（藤井公明君） 坂本君。

○1番（坂本 登君） 金額がですね、本当に去年の金額と一緒のような感じですので、これがまた1年後にですね、半額近い減額というふうになれば、何だったのかとい

うことになりますので、そのへんのところをよろしくお願いして終わります。

○議長（藤井公明君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 討論なしと認めます。

これから議案第38号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 異議なしと認めます。したがって、議案第38号は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第52 陳情第1号 湯浦慰霊塔の移設に関する陳情書

日程第53 陳情第2号 公的年金の改悪に反対する意見書提出を求める陳情

日程第54 陳情第3号 天文台建設を行って頂くための陳情書

○議長（藤井公明君） 日程第52、陳情第1号「湯浦慰霊塔の移設に関する陳情書」から日程第54、陳情第3号「天文台建設を行って頂くための陳情書」までは、会議規則第36条の規定により一括議題とし、先の議会運営委員会の答申を踏まえ、会議規則第90条第1項の規定により、お手元に配付しております請願・陳情文書表のとおり、所管の常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 異議なしと認めます。したがって、請願・陳情文書表のとおり付託することに決定しました。

常任委員会におきましては、慎重な審査を実施され、その結果を委員長から報告願います。

-----○-----

○議長（藤井公明君） 以上で本日の日程はすべて終了しました。

本日はこれで散会します。

ご苦労さまでした。

-----○-----

散会 午後2時28分

平成24年第1回芦北町議会定例会議事日程（第2号）

平成24年3月15日

午前10時 開 議

於 議 場

1 議事日程

開会宣告

日程第1 一般質問

(散 会)

2 出席議員（16人）

1番 坂 本 登 君	2番 林 田 燿 宏 君
3番 宮 内 道 則 君	4番 寺 本 順 一 君
5番 古 村 逸 男 君	6番 白 坂 康 浩 君
7番 草 野 安 道 君	8番 前 田 徹 一 君
9番 元 山 秀 志 君	10番 宮 尾 秀 行 君
11番 平 松 洋 一 君	12番 川 尻 成 美 君
13番 水 口 宣 之 君	14番 岡 部 恵美子 君
15番 寺 本 修 一 君	16番 藤 井 公 明 君

3 欠席議員（0人）

4 説明のため出席した者の職氏名（18人）

町 長 竹 崎 一 成 君	副 町 長 藤 崎 正 司 君
教育委員長 澁 谷 百 鍊 君	教 育 長 竹 浦 裕 道 君
総務課長 中 原 豊 徳 君	企画財政課長 井 上 民 男 君
税 務 課 長 農 中 豊 君	住民生活課長 迫 本 文 雄 君
福 祉 課 長 大 岩 憲 治 君	農林水産課長 柳 田 豊 彦 君
商工観光課長 坂 梨 優 君	建 設 課 長 山 口 純 志 君
上下水道課長 湯 野 一 之 君	会計管理者兼 会 計 室 長 吉 田 茂 君
田浦基幹支所長 野 口 博 司 君	教 育 課 長 永 田 光 洋 君
生涯学習課長 寺 川 健 一 君	農 業 委 員 会 事 務 局 長 早 川 純 一 君

5 職務のため出席した事務局職員の職氏名（2人）

議会事務局長 福山勝廣君 次長（主幹） 福田貴司君

平成24年第1回定例会一般質問通告表

質問 順番	質問者	質問事項	質問の要旨	質問の相手
1	宮内道則	1 集中豪雨に伴う町の対応について	平成23年8月22日未明、田川川(2級河川)の集中豪雨は、当地区に未曾有の局地的豪雨をもたらした。また、当地区の集中豪雨災害では、河川の増水と氾濫により、人家に危険が及び、護岸等に被害が生じた。今後は、この災害復旧工事を最優先に行いその後、堤防の嵩上げ及び川床掘削並びに土砂撤去等の処理を順次お願いしたいと思うが、町は、このような災害に対し、どのような対策を講じているのか。	町 長
		2 町道の二車線化について	町道白石芦北橋線は、洲崎砂利から芦北橋の間、約150.0m、幅員5.0mが一車線の為、大型トラック・ダンプカー等が頻繁に通行しており、非常に交通量の多い路線である。さらに、「歩道」もない為に、人の通行にも支障を来している。よって、早急に改修が必要と思われるが、町はどのように考えておられるか。	町 長
		3 町内小・中学校の障害者の「車椅子」での通学者は	現在、芦北町は小学校7・中学校4、合計11校であるが、児童・生徒が通っている通学路が、車輛等の増加で危険な状況である。町はどのように対応しておられるのか。 ① 車椅子で通学している、児童・生徒は何名か。 ② 家族が車等で送迎している児童・生徒は何名か。	町 長

			③ 将来、車椅子で通学する児童・生徒は何名位になるか。	
2	坂本 登	1 脱原発、再生可能なエネルギーへの転換について	<p>① 福島原発事故から1年が経過し、国、県、各自治体の防災およびエネルギー活用への対応が問われています。町として脱原発を宣言し、町内にある再生可能エネルギーを最大限活用して、将来エネルギーの地産地消を目指すべきだと思います。</p> <p>太陽光、小水力発電、バイオマス等を含め再生可能エネルギーの町内での潜在的な力を調査すべきではないかと思いますがいかがでしょうか。</p> <p>② 熊本県新エネルギー産業振興課は、昨年11月大規模太陽光発電所(メガソーラー)建設に適した県内10か所の候補地を公表し、この中に芦北町2か所となっています。</p> <p>県のホームページによれば女島(工業用地)と高岡(牧場跡地)とありますが、今後どのような計画で事業化がはかられていくのかお答えください。</p> <p>③ 昨年9月議会、私の質問に対し、町長は「原発に対する依存度を縮小しながら、再生可能な自然エネルギーへの転換は当然必要である。自治体の実態に合うような対策を取っていくべきだと思う。協議会などを設け、先進地等の事例なども含め内外の意見を取り組んでいく中で対策を講じ</p>	町長及び課長

			<p>ていく」と答弁がありました が、その後どのように進んで いますか。</p>	
	<p>2 水俣病「特措 法」にもとづく 被害者の救済に ついて</p>	<p>① 芦北町は同じ町内で対象地 域内と対象地域外がありま す。今日、民間医師団の診断 結果を見ても、また県が行っ た保健手帳の交付の中でも被 害者が全町に広がっているこ とが証明されています。当時 田浦の行商人が山間地に汚染 魚を持ち込んだことも指摘さ れています。</p> <p>同じ症状があり、救済制度 がある中で対象地域内と対象 地域外を差別し切り捨てるこ とを許すことはできません。 症状のある被害者は地域を二 分することなくすべて救済す べきだと思いますが町長の考 えはいかがでしょうか。</p> <p>② まだ申請していない町民の 中には水俣病とはかつての急 性劇症型と胎児性重症患者の 姿が深く刻まれており、その イメージで判断するためにそ れと比較してこの程度は水俣 病ではないという考えがある からだと思います。これまで の周知の内容では水俣病「特 措法」にもとづく、すべての 被害者救済への申請認識は正 されません。</p> <p>今回の被害者救済の対象が 水俣病にも見られる症状のい ずれかが認められる。「水俣 病に見られる症状」とは10 症状のいずれかをいいます。 となっているので、この面を</p>		<p>町長及び 課長</p>

			重視した広報活動を行って欲しいがいかがでしょうか。	
		3 平成24年度当初予算案、町長交際費について	<p>① 昨年6月議会、私の来年度は減らす感じで交際費の見直しを質問したのに対し、町長は「おっしゃるとおりでございます。最少限の投資で最大限の効果を上げるというのは、財政運営上の基本で交際費も例外ではなく今後努力する」と答弁されています。まずお尋ねします。町長交際費の今年度の執行実績と、3月末までの実績見通し額の概算はいくらでしょうか。</p> <p>② 当初予算案で町長交際費は今年度と同じく300万円が計上されています。昨年6月議会、私は質問の最後に「総務課長に任せるのではなく、来年度予算からは町長の考え一つで減らせる、その御意思がありますか」との質問に対して町長は「その考えであります」と答弁されました。見直しを言うのなら具体的な数字でその姿勢を示すべきだと思いますが、いかがでしょうか。</p>	町長
3	川尻成美	1 中学校での武道必修化への対応について	<p>① 町教育委員会の会議でどのような検討や議論をしてきて、どう対応する考えであるか。</p> <p>② 本年度から空手道を採用してきたが指導体制・安全確保等問題はなかったか。</p> <p>③ 柔道は危険性が高く事故が多いとのことであるが、どのような検討議論をしてきてい</p>	<p>教育委員長</p> <p>教育委員長</p> <p>教育委員長</p>

			るのか。	
		2 男女共同参画社会づくりの視点に立った管理職と審議会などの委員への女性登用について	<p>① 2月1日付、熊日新聞の報道によると本町の管理職の女性は0、審議会などの委員12.7%と共に低い。町長はこれをどう認識しているのか。</p> <p>② 男女共同参画社会づくりの歩として女性登用を目指して指導し励まし、また登用の努力、さらに各種委員に女性任命の配慮をしたらどうか。</p>	町長 町長
4	寺本順一	1 温泉塩の開発について	<p>① 経営上問題はないか。</p> <p>② 工場の建設場所の選定理由について</p>	町長 課長
		2 町長及び議員の報酬について	<p>県の実態調査によると、町長の報酬は県下で二番高い報酬で議員の報酬も六番目である。</p> <p>一方職員の給与は低い方から十番目で、隣町の津奈木町より低い状況である。</p> <p>論理的におかしい状況を払拭するため、町長・議員の報酬を下げてはどうか。</p>	町長 課長
5	宮尾秀行	1 若者が定住できる町づくりとは	<p>① 町内の若者が働く場としての地元企業への支援対応は、又、東海カーボンが新しく工場を建て新規採用を計画している。大変喜ばしいことだと思う。経緯はどうだったのか。</p> <p>② 第一次産業や地場産業の後継者増加に向けての施策は。</p>	町長 担当課長
		2 郷土愛を育む施策は	<p>① 町づくりの基本は人づくりだと考える。今まで行ってきた施策で一番効果があったと実感出来るものは何か。</p> <p>② 現状に慣れてしまえば幸せ</p>	町長 担当課長 教育委員長

			でも実感できない。他の地域、外国と比較し、我国のすばらしい所を見直すことは大切だと思う。祝日に国旗を掲揚する家が少ないがどう考えるか。	
		3 田浦小・中学校周辺整備の考えはないか	<p>① 旧田浦町時代の中央公民館跡地他のブロック塀などを取り除くなど少し手を加えれば利便性が向上すると思う。又、楠や柳など大きくなりすぎているのではないか。</p> <p>② 田浦給食センターの今後はどうする考えか。</p>	町長 教育長

開議 午前10時00分

-----○-----

○議長（藤井公明君） おはようございます。

直ちに本日の会議を開きます。

お手元に配付の議事日程にしたがって会議を進めてまいります。

-----○-----

日程第1 一般質問

○議長（藤井公明君） 日程第1、一般質問を行います。

質問通告者は5人です。通告表をお手元に配付しております。

質問時間は従来どおり補助質問を含めて30分以内に制限いたします。それから、一般質問は通告制でありますので、通告者の質問に関連して求める関連質問は許可されません。質問にあたっては、通告内容に基づいた質問をされるよう求めます。

なお、執行部の答弁も明快かつ簡潔に求めます。

それでは、順番に発言を許します。

はじめに、宮内君。

○3番（宮内道則君） おはようございます。

トップを切って一般質問をいたしますことに対し、議長はじめ関係者に心から感謝を申し上げます。それから質問の前に、昨年3月11日に発生いたしました東日本大震災、原発事故から早1年が過ぎましたが、いまだ被災地の皆様は仮設住宅や避難生活を余儀なくされておられることに対し、一日も早い復興を願い、ここにお見舞いを申し上げます。

さて、私は一般質問の通告書によりまして、質問をさせていただきたいと思えます。

竹崎町長は、芦北町総合計画の後期基本計画として、個性の光る活力あるまちづくりを基本理念に、すべては21世紀を担う子どもたちのためにをテーマとして6つの柱を掲げて、平成24年度の施政方針と予算大綱について申し述べておられますが、私は今回竹崎町長に、掲げておられる「人にやさしい快適なまちづくり」と「生活を支える基盤づくり」の中で今から質問をいたします。この3点について質問をさせていただきたいと思えます。

まず第1点は、集中豪雨に伴う町の対応についてであります。この田川川の質問に入ります前に、同じく昨年、田川川の流域で集中豪雨災害により甚大な被害を受けられました被災者の皆さんに心よりお見舞いを申し上げたいと思えます。

さて、この田川地区は、昨年8月22日に発生した集中豪雨が洪水となって、河川の氾濫により流域は多大な被害が発生し、川岸の人家並びに農家は甚大な被害を

受けられました。被災後の9月1日には、田川地区の被災者で被害対応の集会を行い、意見の集約が図られたところであります。この田川川は、県管理の2級河川でございます。今後災害のない河川について、被災者で協議した結果、今回は適切な陳情をするべきであると決議がなされ、平成23年10月7日に県振興局土木部へ関係者が出向かれ、田川川の被災状況等を説明し、早急な調査をお願いされて、併せて要望書を提出されております。また、平成23年11月8日には、田川の行政区長ほか被災者代表が竹崎町長へ陳情されて、町の全面的な支援と協力を取り付けておられます。今後、当該事業に対し全面的に協力をお願いし、被災者の期待に沿えるよう一日でも早い復興を願うものでございます。

ここで、竹崎町長にお尋ねをいたします。まず、河川の災害復旧工事を最優先にお願いして、その後堤防の嵩上げ、川床掘削並びに土砂撤去等の処理を順次お願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。町としての、県が管理者で事業主体でありますので、なかなかそう簡単にはいかないと思いますけれども、被災者からの要望でもあり、県に対し、よろしく要望していただきたいと思っております。

次の第2点は、町道の二車線化についてであります。この町道白岩芦北橋線については、現在一車線のため道路が狭く、大型トラック等が通行する場合、どちらか一方が手前で止まって、それから通行している状況でございます。白岩方面から洲崎砂利の手前までが二車線で、その先の芦北橋間、約150メートルは一車線でございます。車同士等の接触等がたびたび起きているところでございます。また町道白岩芦北橋線はその他の町道として位置付けられておりますが、十数年前までは1級町道のバス路線でもありました。これが町道白岩計石線として白岩の白雲石工業所前から計石の大丸団地経由の路線として変更され、現在に至っております。町当局には大変財政状況の厳しい中ではありますが、現地調査並びに交通量調査等を実施いただき、地元住民が安心して通行することができますようお願い申し上げます。

ここで、竹崎町長にお尋ねいたします。この町道白岩芦北橋線について、早急に改修する必要があると思われませんが、竹崎町長の見解をお尋ねしたいと思います。

次の第3点は、町内小・中学校の障害者の「車椅子」での通学についてでございます。現在、芦北町は小学校7校、中学校4校の合計11校ですが、児童・生徒の通っている通学路は車両等の増加で非常に危険な状態となっております。その中で、芦北町は他町村に先駆けて安心・安全な町づくり推進を行い、子どもたちの交通安全対策と充実を図っておられます。また、管内の各地区で地区民の方々がボランティアで毎朝子どもたちの登下校の安全を守る公民館活動が街頭指導として行われ、児童・生徒の交通事故防止に役立っていることは、誠に素晴らしいことであると思っております。また、佐敷小学校の旧正門前の通学路となっている歩道は、昨年

まででこぼこした通路でありましたが、現在はきれいに整備されております。さらに、白岩の踏切は国道3号線の信号で車が渋滞し、児童・生徒が危険と隣り合わせで通学し非常に危険でありましたが、朝の1時間交通規制がかかり、車が右折できないようになりまして、危険が解消されました。こういうことが障害を持った児童・生徒には大変ありがたいことであります。今後とも行政の御指導をよろしくお願い申し上げたいと思います。

そこで、竹崎町長にお尋ねいたします。①車椅子で通学している児童・生徒は何名いるのかお尋ねいたします。②次に、家族が車等で送迎している障害を持っている児童・生徒は何名いるのか、お尋ねをいたします。③将来、車椅子で通学する児童・生徒は何名ぐらいになるのか、お尋ねをいたします。

以上で、私の質問を終了いたしますが、答弁による再質問は自席から申し上げます。よろしくお願いいたします。

○議長（藤井公明君） これより答弁を求めます。竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） 宮内議員の御質問にお答えいたします。

まず、集中豪雨に伴う町の対応についてであります。これにつきましては、町民の方々の安全・安心を確保することが責務でありますので、熊本県、芦北警察署、建設業組合、町消防団と連携し、迅速に対応できるよう体制を整えております。田川川につきましては、熊本県の管理河川であります。災害発生後、地域の方々から河川改修の陳情がなされておりますので、芦北地域振興局に状況を説明し、河川改修の要望を既に行っております。

続きまして、町道の二車線化についてであります。町道白岩芦北橋線の改良につきましては、熊本県の管理河川、堤防道路でありますので、現地調査の上、県と協議していきたいと思っております。具体的には、担当課長から答弁させます。

続きまして、車椅子での通学者等についてのお尋ねにつきましては、教育委員会から答弁することになります。

以上でございます。

○議長（藤井公明君） 山口建設課長。

○建設課長（山口純志君） おはようございます。宮内議員の質問にお答えします。

まず、質問1番目の田川川災害復旧対策につきましてでございますが、現在、振興局土木部において、護岸の災害復旧工事が被災箇所7カ所のうち6カ所発注されております。残り1カ所は24年度に発注予定とのことです。同時に、地元、町からの河川改修工事の要望を受けて、昨年12月に地元説明会を、本年1月に田川川河川調査業務をコンサルに委託し、河川の現況調査を実施されております。今後も町としましては早期に事業着手できるよう、県に強く要望していきたいと思ってい

ます。

次に、町道白岩芦北橋線の改良についてであります。当路線は芦北橋から白岩橋までの護岸が老朽化し、随所に漏水箇所が見受けられます。現在、振興局の土木部において、佐敷海岸堤防等老朽化対策として、芦北排水機場からレストランよしみ裏付近までの測量設計業務が実施されておられます。引き続き、当区間の調査を要望し、その調査結果を基に全体的な町道改良事業の一つとして取り組んでいきたいと思っております。

以上です。

○議長（藤井公明君） 竹浦教育長。

○教育長（竹浦裕道君） お答えいたします。

まず、車椅子での通学者、佐敷小学校の児童が1名でございます。

次に、家族の車送迎は、児童が佐敷小学校1名、計石小学校1名、大野小学校1名、湯浦小学校1名で合計4名でございます。また、生徒は田浦中学校14名、佐敷中学校4名、合計18名でございます。ほとんどが遠距離通学や区域外就学の児童でございます。うち、湯浦小学校1名が障害者の方でございます。

次に、将来の車椅子通学者は、現在の児童1名と佐敷小学校、田浦小学校、湯浦小学校の就学予定者が、それぞれ1名ずつ、合わせて4名と推測しておるところでございます。

以上でございます。

○議長（藤井公明君） 宮内君。

○3番（宮内道則君） ありがとうございます。

まず、最初の集中豪雨に伴います町の対応についてでございますが、河川の災害復旧工事を最優先にお願いし、その後、堤防の嵩上げ、川床の掘削、そして土砂撤去等の処理、順次お願いしたいと、いかがでしょうかということの質問に対しまして、町長から大変前向きなお言葉をいただきました。ありがとうございます。被災者の皆さんも大変期待を持っておられますので、今後とも全面的な御協力をお願いしたいと思っております。

それから、護岸の災害復旧でございますが、大変町のほうの取組みもいただきまして、県のほうの早急な対応と申しますか、災害復旧も先ほどのお話で7件の災害復旧の工事の中で6カ所が災害発注をしていただいて、あと1件は来年というお話でございました。本当に早急な対応に感謝をいたしたいと思っております。

それから、あと1点だけお尋ねいたしますけれども、護岸等の災害復旧を最優先にお願いしておりまして、もうあと1件で来年終わりますけれども、災害復旧工事の場合は3年間で期限だと聞いておりました。これが終わりましたあとでございます

が、堤防の嵩上げとかですね、川床の掘削、土砂等撤去、順次並行してその後お願いをですね、ぜひいたしておきたいと思ひまして、その付近を併せまして、先ほど課長のほうからもありましたけども、再度お願いしたいと思ひています。

次の町道二車線化についてでございますが、これにつきましては、芦北橋線の約150メートルが一車線でございます、ただいまお話をいただきまして、非常に県の2級河川であります佐敷川の護岸と道路改良との並行した計画を、さらに県の方にもお願いをされるということでございますので、十分その付近のところ今後とも調査等もいただきまして、県と一体となって取組みをいただければと思ひておりますので、この質問は終わります。

次に、町内小・中学校の障害者の車椅子での通学について、ただいま教育長の方から詳しくお尋ねいたしまして、その件につきましては了解をいたしましたので、今後とも各通学道路等の整備併せましてですね、そういった障害者のハンデを持った方々非常に通行する場合には、通行上は危ないところもたくさんございますので、今後十分行政におかれましてお願いを申し上げまして、私のすべて、これについては終わりたいと思ひます。

あと1点だけ、お願いいたしたいと思ひます。

○議長（藤井公明君） 竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） 私は、よく通る路線でありますし、その不便さは実感している一人でありますので、今後担当課、そしてまた県、併せましてですね、協議を進めて、早急に皆さん方の御要望に応えられるような道路改良に取り組んでいきたいと思ひておりますので、議員からもひとつ御支援をいただきたいと思ひます。

○議長（藤井公明君） 宮内君。

○3番（宮内道則君） 町長からもただいまですね、温かいお言葉をいただきましたので、ぜひ行政の全面的な協力をお願いしまして、すべて私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（藤井公明君） これで、宮内君の質問が終わりました。

次に、坂本君。

○1番（坂本 登君） 皆さん、おはようございます。議長の許可をいただきましたので、通告の趣旨に沿って質問いたします。

質問の前に、昨年3月11日の東日本大震災と原発事故から1年が経過いたしました。改めて犠牲になられた方々とその御家族、関係者に深い哀悼の気持ちを表明いたします。そして、すべての被災者、とりわけ今もなお避難生活を強いられている方々に心からお見舞いを申し上げます。未曾有の大災害から被災者の生活と生業を再建し、被災地の復興を果たすこと、原発事故の被害から国民の暮らしと健康を

守ることは日本の政治に課せられた最重要、最優先の課題です。現在も多くの人々が元の生活に戻れていません。特に、福島第一原子力発電所の爆発事故は、現在も終息のめどは立っておりません。そればかりか、放射能汚染の広がりも深刻な問題で、実態の解明もなされていません。がれき処理の問題の解決も混迷しています。今回、脱原発、再生可能エネルギーへの転換を質問いたしますのは、もはや命と共存できない原発はなくしてほしいという国民の圧倒的多数の思いだからです。原発からの速やかな撤退は可能です。今こそ根本的な反省に立ち、原発推進から再生可能エネルギーへの転換を明確に決断すべき時期に来ています。再生可能エネルギーの可能性は、現在日本にある原発54基の供給能力の40倍の潜在能力があることが、環境省の2010年度再生可能エネルギー導入ポテンシャル調査からも明らかです。よって、町民の安全・安心な暮らしの確保と命と健康を守るためには原発からの速やかな撤退が不可欠であると考え、質問に入ります。

脱原発、再生可能エネルギーへの転換について。

①福島原発事故から1年が経過し、国、県、各自治体の防災計画の見直し及びエネルギー活用への対応が問われています。町として脱原発宣言をし、町内にある再生可能エネルギーを最大限活用して、将来エネルギーの地産地消を目指すべきだと思います。太陽光、小水力発電、バイオマス等を含め、再生可能エネルギーの町内での潜在的な力を調査すべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。

②熊本県新エネルギー産業振興課は、昨年11月大規模太陽光発電所(メガソーラー)建設に適した県内10カ所の候補地を公表し、この中に芦北町2カ所となっています。県のホームページによれば、女島地区の工業用地と高岡地区の牧場跡地とありますが、今後どのような計画で事業化が図られていくのかお答えください。

③昨年9月議会、私の原発から撤退し、自然エネルギーの活用についての質問に対し、町長は「原発に対する依存度を縮小しながら再生可能な自然エネルギーへの転換は当然必要である。自治体の実態に合うような対策をとっていくべきだと思う。協議会等を設け、先進地等の事例なども含め内外の意見を取り組んでいく中で対策を講じていく」と答弁がありました。その後どのように進んでいますか。

2つ目の質問は、水俣病特措法に基づく被害者の救済についてお聞きいたします。

①芦北町は、同じ町内で対象地域内と対象地域外があります。今日、民間医師団の診断結果を見ても、また県が行った保健手帳の交付の中でも被害者が全町に広がっていることが証明されています。当時、旧田浦町の行商人の方々によって、汚染魚とは知らずに山間地に持ち込まれていたことが明らかになっています。同じ症状があり、救済制度がある中で、対象地域内と対象地域外を差別し、切り捨てることを許すことはできません。症状のある被害者は地域を二分することなくすべて救済

すべきだと思いますが、町長のお考えはいかがでしょうか。

②まだ申請をしていない町民の中には水俣病とはかつての急性劇症型の患者と胎児性重症患者の姿が深く刻まれており、そのイメージで判断するために、それと比較してこの程度は水俣病ではないという考え方があるからだと思います。これまでの周知の内容では、水俣病特措法に基づくすべての被害者救済への申請認識は正されません。今回の被害者救済の対象は、水俣病にも見られる症状のいずれかが認められるものとなっています。水俣病に見られる症状とは、10の症状のいずれかとなっているので、この面を重視した広報活動を行ってほしいがいかがでしょうか。

最後の3つ目の質問は、平成24年度当初予算案、町長交際費についてであります。

①昨年6月議会、町長交際費が他市町村に比べ高すぎることを指摘し、もっと減らすべきではと質問したのに対し、町長は「最小限の投資で最大限の効果をあげるというのは財政運営上の基本で、交際費も例外ではなく、今後努力する」と答弁されています。そこで、まずお尋ねをいたします。町長交際費の今年度の執行実績と3月末までの実績見通し額の概算はいくらでしょうか。

②当初予算案で、町長交際費は今年度と同じく300万円が計上されています。昨年6月議会、私は町長交際費についての質問の最後に、「総務課長に任せるのではなく、来年度予算からは町長の考え一つで減らせる。その御意志はありますか」との質問に対して、町長は「その考えであります」と答弁されました。見直しを言うなら具体的な数字でその姿勢を示すべきだと思いますが、いかがでしょうか。

以上で、本壇からの質問を終わります。

○議長（藤井公明君） 竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） 日本共産党、坂本登議員の御質問にお答えいたします。

まず、脱原発、再生可能なエネルギーへの転換についてであります。①と③は関連がありますので、まとめてお答えいたします。

エネルギー対策につきましては、先の9月定例会においてもお答えしましたとおり、基本的に国策ですべきと認識しております。なお、本町では過去において新エネルギーの保存量の推計を行っております。現在、国においては新たに革新的エネルギー、環境戦略を今年の夏ごろまでに策定することとなっております。また、熊本県においても総合的なエネルギー政策についての検討がなされておまして、町といたしましては国、県の動向を踏まえて対応していきたいと考えております。

続きまして、脱原発、再生可能なエネルギーへの転換についてのお尋ねでございますが、今後選ぶべき将来のエネルギーとして、持続可能で地球温暖化の防止にも貢献する太陽光発電による再生可能なエネルギーの活用は大切だと思っております。

続きまして、水俣病特措法関連のお尋ねでございます。対象地域、対象地域外の区別なく、すべての水俣病被害者の皆さまが、特措法により救済されるべきだという思いは私も同じであります。町といたしましても、水俣病特措法における救済申請締め切りが本年7月31日であることを踏まえ、今は申請に至っていない水俣病被害者の最後の救済に向け、周知徹底を図るべく広報を強化してまいります。

以下、詳しくは課長から答弁させます。

続きまして、平成24年度当初予算、交際費についてでございますが、ここで議長に少し要望がございます。昨年の6月議会でも同様の質問があったわけですが、坂本議員の認識しておられる交際費について、租税特別措置法でいう交際費なのか、地方自治法第1条の役割を果たすための交際費なのか、確認をお願いしたいと思います。確認後、答弁に入らせていただきます。

以上です。

○議長（藤井公明君） 今町長から確認の意味で議長にお尋ねがありましたが、確認の意味ですね。地方自治法第1条の2第1項を考慮するということですね、間違いのないですね、町長。竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） 重ねて申し上げます。租税特別措置法でいう交際費なのか、地方自治法第1条2第1項の役割を果たすための交際費なのかであります。

以上。

○議長（藤井公明君） 今、町長からどちらかということでもありますので、当然質問される坂本議員は存じ上げての質問だと思っておりますが、どちらで質問されるんですか。坂本君。

○1番（坂本 登君） 法律的なことはまだ新人でありますので勉強不足のところもあります。私がこの質問をいたしますのは、今年度当初予算に町長の交際費として上がっていた300万円の中身のことで質問をいたしております。そのところ、よろしく願いをいたします。

○議長（藤井公明君） 竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） 議員が理解されておる交際費、今街宣活動もされておられますけども、一般社会生活における交際費と自治体における交際費、これはどうも混同されておるような気がいたしますので、そこを明確にしてから答弁をさせていただきたいと思っております。

○議長（藤井公明君） 坂本君。

○1番（坂本 登君） その答弁をしていただきたいと思います。

○議長（藤井公明君） 今二通りありますが、どちらのほうで質問されておるかとお尋ねておられるわけですから、租税特別措置法なのか、あるいは地方自治法1条2第

1項なのか、どちらでお尋ねですかと尋ねておられるわけですから、そちらはつきりしなければ答弁できないということですので。坂本君。

○1番（坂本 登君） 先ほど申し上げましたように、法律的な事項について、すべて存じ上げているわけではございません。議長にこの租税と地方の内容をお聞きしたいと思います。説明をお願いいたします。

○議長（藤井公明君） 坂本君、議長はその立場ではありません。あくまでも進行ですので、質問者と執行部の、これはやり取りでありますので、それを私に尋ねられてもですね、私は今初めて聞いたわけですので、当然認識はしておりません。坂本君。

○1番（坂本 登君） 議長も長い議員生活の中で存じ上げない法律をついて、新人の私が勉強不足なことを理解していただきたいと思います。課長のほうに内容等を説明していただければと思います。よろしく申し上げます。

○議長（藤井公明君） 坂本君、私であると当然質問する立場でありますと、それなりに調べて質問しますよ。僕は質問する立場じゃないわけですから、当然私は調べていないのは当たり前のことです。今、そのどちらか分からないのであれば、休憩取らなきゃ仕方ありませんよ。休憩取りますか。坂本君。

○1番（坂本 登君） 課長にその説明を求めたんです、内容を。

○議長（藤井公明君） だから、坂本君、そこはどちらの方があなたが、その今勉強してなければ休憩取って調べて、どちらのほうと明確にしませんと、執行部側は受ける立場ですからですね。

○1番（坂本 登君） 地方自治法にのっとしてお答えをください。答弁をいただきたいと思います。

○議長（藤井公明君） では、地方自治法1条の2第1項ということですか。坂本君。

○1番（坂本 登君） はい。

○議長（藤井公明君） 竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） 自席から答弁させていただきます。ということでありまして、本町が執行する交際費については、すべて最高裁の判例からいたしましても適法であるということを前提に答弁をさせていただきます。

執行実績等につきましては、総務課長から答弁させます。

次の②であります、ここでまた議長に確認をお願いいたします。この通告書によりますと、「来年度予算からは町長の考え一つで減らせる。その御意識がありますか」との質問に対して、町長は「その考えであります」と答弁されましたというぐぐりでありまして、6月定例会、平成23年でありますけれども、この議事録を見ますと、2点質問がございまして、要約しますと、第1点、「交際費の見直しをしていただきたいが、町長どうでしょうか」という質問があります。それに対して、

私は「今後努力をしてみたい」と答えております。2番目、交際費の執行についてはですね、総務課長に任せる、そういうことでなくて、支出の基準をきちっとつくるようにというですね、お尋ねであります。この基準をつくるようにというお尋ねに対しまして、その考えでおりますと答えております。ですから減らせ、その考えでおりますというふうには答えておりませんので、休憩を取っていただきまして、議事録の確認をしていただきたいと思います。そして、その後質問を整理していただきまして、続行していただきたいと思います。

以上です。

○議長（藤井公明君） 今、質問者と執行部の町長のほうの意見が違っております。

ここで議事録の確認のため、暫時休憩します。

-----○-----

休憩 午前10時37分

再開 午前11時05分

-----○-----

○議長（藤井公明君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ただいまの件のつきまして、確認をいたしました。事務局長見解を求めます。事務局長。

○議会事務局長（福山勝廣君） 平成23年6月議会においての一般質問の会議録を確認しました結果、坂本議員の質問が2点ございまして、その内容につきましては、「来年度には減らすというような感じで交際費の見直しをしていただきたいが、町長どうでしょうか」という質問に対し、町長は「今後努力をしてみたい」と答弁されております。さらに、次の質問が、「そういうきちとした基準をつくるように、自分も総務課長に任せっきりじゃなくて、そういう御意志がとおりかどうか、最後にお伺いしたい」ということに対しまして、町長は「その考えでおります」と答弁されております。なお、地方自治法第123条第2項の規定によって、寺本順一議員並びに古村議員の会議録署名がなされております。

以上でございます。

○議長（藤井公明君） ここで、会議録署名議員に確認をとります。寺本順一議員、確認、起立してお願いします。寺本君。

○4番（寺本順一君） 事務局長の説明どおりの内容であることを確認しております。

○議長（藤井公明君） 次に、古村君。

○5番（古村逸男君） 事務局長の説明どおり、ただいま確認をいたしまして、間違いありません。

○議長（藤井公明君） ここでですが、坂本君、これは大きな間違いをされております

が、一般質問は通告制ですので、これはどうされますか。取り下げるか、訂正するとなったら、議事進行上通告制になってますから、もう認められません。こういうことでは議会は困りますよ。それともう一つ、先ほど坂本君は1年生議員だからどうと言われましたが、議会議員である以上は1年生も5期生も10期生も同じ平等ですので、そういう発言は許されません。これは全く質問の趣旨が違いますが、町長、これでは当然通告にないわけですから、答弁することは求めませんが。これはどのようにしましょうか、私もこういう例は初めてですが。竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） 私はあくまでも会議規則にしたがって対応したいと思っております。ただ、坂本議員は広報紙、あるいは街宣車等で、特にこの交際費について町民の方々にメッセージを送っておられますけれども、いやしくも社会正義を標榜する公党に所属する議員として、町民の皆さんが誤解を招いたり疑問を持ったりするようなことがないように、私は今後対応していただきたいと思っております。例で申しますと、町長は報酬のほかに300万円貰いよるとか、町長はほかに300万円も使いよらすとやろか、町長はよかこつしよらっさんとげなと、そういう声が私に直接入ってきたんです。町民の皆さん方には正しい情報を伝えてください。私は共産党の政策の中にも大いに共感する部分があります。それはあなたも良く御存知のはずです。社会正義に立つという視点からは、私も同じでありますので、今後はそのようなことがないように、十分配慮されて議会活動、政治活動に取り組んでいただきたい、それがあなたの今後の成長のためだと、私は思っております。

以上です。

○議長（藤井公明君） 坂本君。

○1番（坂本 登君） 通告に間違いがあったと、今言われましたが、私としてみれば私の言った質問、またその議事録の中から文言を短縮して通告をしたわけです。今、町長が言われました町民の皆さん方に私が、町長が300万円使いよるとか、そういったことを言った覚えは一切ありません。これは受け取り方で町長の耳にどういうふうに入ってきたかは、今おっしゃって初めて知ったことです。私は公党の日本共産党の一員として、そういったことを町民に、ありもしないことを仕掛けるような政策宣伝は一切いたしておりません。

この総務課長に任せるのではなく、来年度予算からは町長の考え一つで減らせるという文言は、議事録の中に入っていると思うんですが。そこが違うと言われたんですかね。

○議長（藤井公明君） 今ちゃんと局長見解を求め、会議録署名議員の確認をとったんです。だから、あなたの質問がこれは間違っているんです。だから、この質問は取り下げる以外にはないんです。これはもう取り下げてください。そうせんと先には

進みません。

したがって、この質問事項の、坂本君の3番は、これは取り下げることにいたします。できないんです、これは、間違った通告をしておるんじゃないですから、1についてはいいですよ。1、2ですか。ここから答弁、町長が言いましたが、答弁ば聞いてからしなくてもいいんですか。いや、課長から。

○1番（坂本 登君） 1番についてお願いします。

○議長（藤井公明君） 迫本住民生活課長。

○住民生活課長（迫本文雄君） おはようございます。

水俣病関係ですけど、広報の強化につきましては、7月31日の申請期限を見据えまして、お配りしております「水俣病被害者救済特別措置法救済申請のしおり」3ページの水俣病にも見られる10症状が含まれております症候要件全文を「広報あしきた」へ掲載することと、救済申請期限が本年7月31日であることの反復掲載を実施することで広く救済申請を促し、いまだ申請に至っていない水俣病被害者の最後の救済に向け、申請掘り起こしに取り組む所存でございます。

○議長（藤井公明君） 中原総務課長。

○総務課長（中原豊徳君） ①のほうでございますけれども、執行率につきましては、私の方から説明をいたしたいと思えます。

2月現在の執行実績は196万円でございます。3月末までの実績見込み額を230万円程度と見込んでおります。

以上でございます。

○議長（藤井公明君） 坂本君。

○1番（坂本 登君） まず、1番の脱原発再生可能エネルギーへの転換について、2回目の質問をいたします。再生可能エネルギーについては、本町も前向きな答弁があったと思えます。しかしながら、前回同様、国策であるという答弁もありました。脱原発について、少し町長の見解をお聞きしたいと思えます。3月11日で震災からテレビで特集がたくさん流されました。その中で、とても印象に残って記憶にあるのが、酪農家の御主人が敷地内に書き残した「原発さえなければ、悔しさをどこにぶつけたらいいのか分からない、もう限界だ」と書き残し自殺をされたというテレビで放映されたのを、本当に心が痛む思いでテレビを見ました。そのことで、この水俣病で環境を侵されたこの地域の町長として、川内原発から60キロ圏内にある芦北町民にとっては他人事ではありません。原子力発電所は事故が起これば避難区域等、想定をはるかに超える空間的な被害の広大さ、放射能汚染は幾年にもわたり、とりわけ妊婦、成長期の子どもに影響し続けるという時間的被害の深刻さ、築き上げてきた人類と自然のすべて、地域丸ごとが破壊される等、社会的被害の甚大

さがあります。原発はもはや完全に人類がコントロールすることはできない未完の技術であることを万人に知らしめることになりました。加えて、原発を運転する限り、放射性物質を出し続ける膨大な使用済核燃料、死の灰が発生し、これも人類は無害にする技術は持ち合わせず、ただ閉じ込めておくだけの対策しかないことが改めて突き付けられてきました。また、数万年にわたって閉じ込める保証などどこにもないことが明らかになっています。

今、全国の54基のうち、52基の原発が停止をしております。九州では九州電力所有の6基の原発で6基すべてが停止中です。このまま再稼働がなければ、この4月には原発がすべて停止してしまいます。しかし、今九州6すべての原発が停止しているにもかかわらず、我々が使う電気は点いております。使用電力が供給を上回ることはないと言われております。だからこそ、今こそ国に対し原発から再生可能エネルギーへの転換を求めている。国策だからと国が決めることに待つのではなく、やはり水俣病被害、環境を汚染されたこの地域の長として、危険な原発はなくし、未来の子どもたちに安心・安全な環境を残すというまちづくりの先頭に立っていただきたいと思いますが、町長のお考えはどうでしょうか。

○議長（藤井公明君） 竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） 全くご発言のとおりだと思います。ただ、国策に待つということのみを今取り上げられましたが、しっかり聞いてってください。基本的にはとっているんです、前段があるんですね。基本的には国策。それは国民のそういう生活を豊かにしていく、安全を守っていくというのは、それは国がしなくちゃ。しかし、そういう中でも地方にできることはしっかりやっつけていこうという強い思いを持っております。中長期的に言いますと、ただいまのご発言、そういった社会ができるといいなと、私は願っております。

○議長（藤井公明君） 坂本君。

○1番（坂本 登君） 中長期的に、本当に全国、また世界中の人がそういう思いになっていただければと思います。そして、本町が目指す方向性としてもいろんな先進地等を、もう研究なさっているとは思いますが、一つだけ芦北町とよく似た地形の大分県豊後大野市では、小水力発電に農業用水を利用した取組みがなされて、全国から視察が相次いでおります。だから、こういった芦北町でも、前回議会で風力は適さないんだという御答弁もありましたので、それ以外の、やっぱり調査をどれくらい存在能力があるのか調査をして、とにかくそういう安全・安心なエネルギーの研究をしていただきたい、このように思いますが、もう一度町長の方向性をお聞きいたして、この質問を終わりたいと思います。

○議長（藤井公明君） 竹崎町長。

○町長（竹崎一成君）　すでに調査しておりますので、担当課長から答弁させます。

○議長（藤井公明君）　井上企画財政課長。

○企画財政課長（井上民男君）　調査の件でございますけども、芦北町の新エネルギー賦存量調査をですね、旧芦北町におきましては平成10年度に、旧田浦町におきましては平成12年度に太陽光、風況、それから小水力の調査を行っております。これにつきましては、新エネルギービジョンとしてですね、それを策定をいたしております。

以上でございます。

○議長（藤井公明君）　坂本君。

○1番（坂本 登君）　安心・安全な新エネルギービジョンをいち早く町民は望んでいると思います。そのように私も同感しておりますので、ぜひ原発を速やかに今後世界中から核兵器と同じ扱いでなくしていく運動が高まればと思っております。

次に、水俣病について、2回目の質問を行います。これは、町長も地域を二分することなく症状のある被害者が全員救済されるべきだとおっしゃいました。全く私もそのとおりだと思います。

それで、7月31日をもって申請を締め切ると、環境省が発表いたしました。それで、いくらこれは私たちが反対をしてもなかなか覆るものではありません。それで、先ほど課長からも答弁をいただきました、町の出身で県外に出ていらっしゃる方が、まだまだ取り残されていると思います。それと、やっとな山間地域に広がり、地域外と言われる住民の方にも俺たちもじゃないかなというふうな今広がりを見せているところでございます。

そこで、私が調査に入り話をよく聞いていたのが、水俣病とは先ほども本壇から言いましたが、胎児性の重症患者さんのイメージや劇症型の本当につらい症状をお持ちの方のイメージ、テレビ映像などでやっぱり散々そのことが放映されましたので、それが頭から離れない、そのことで自分はやっぱり違うんじゃないかという思いが本当にたくさんあるんです。だからこそ、この水俣病に見られる症状のしびれ、ふるえ、カラス曲り、見える範囲が狭い、はっきり見えない、耳が遠い、耳鳴り、味覚・聴覚の異常、言葉を正確に発せない、めまい、たちくらみ、つまづきやすい、ふらつく、物を落としやすい、手足の脱力感、この10項目を記載した広報をお願いをしたいと思います。そのほかにも、熊本大学医学部が50を超える質問項目をつくっています。その中には、手足が焼ける、布団から出して寝る、音は聞こえるが言葉がはっきり聞き取れない、いつも頭痛がする、頭が重い、スリッパが逃げる、履きづらい、手で触ってもお風呂の湯加減が分からない、肘より奥まで突っ込まないと熱いのかぬるいのかはっきりしない、指先の動作がよくできていない、つま

めない、こういった分かりやすい症状も発表されています。だから、これにいずれかをいいますとなっていますので、この項目を書いて、これに症状が見受けられる方はぜひとも手を上げて申請をしてくださいというような広報をしていただきたいと思いますと思いますが、どうでしょうか。

○議長（藤井公明君） 迫本住民生活課長。

○住民生活課長（迫本文雄君） 水俣病にも見られる10症状とは、先ほど説明しました「水俣病被害者救済特別措置法救済申請のしおり」3ページ、下のほうですけど、注4に記載されているとおりでございますけれど、同ページのですね、救済措置対象者、療養費対象者の症候要件では、水俣病にも見られる10症状のほかに四肢末梢優位の感覚障害、全身性の感覚障害、一定の感覚障害、これが判定項目としてあり、判定の優先度や重要度としましては、そちらのほうが極めて高いわけでありまして。このようなことから、ご提案の水俣病にも見られる10症状面だけを重視した広報活動につきましては、正しい理解に基づく救済申請の促進という観点から考えますと、難しいのではないかとおられます。したがって、繰り返しになりますけど、症候要件全文の掲載を考えておるところでございます。

○議長（藤井公明君） 坂本君。

○1番（坂本 登君） もう本当に時間が迫ってきます、7月31日と、本当にどこに根拠があるのか分からない国の方針ですので、まだ特措法に謳われておりますあたくし限りの救済、または環境調査等実地はされておられません。そういったものも含め、この症候要件、給付の種類という詳しく書いていただきたいと思います。

それで、最後に、町長交際費の①に限って、2回目の質問をいたします。今年度の執行実績は196万円、3月見込みで230万円程度という答弁が課長のほうからありました。これは、見込みでも70万円ほど余ることになります。余るわけですから、本年度やはり少しの減額を含んで計上されるのが筋だと思っておりますが、この300万円にこだわる理由はあるんでしょうか。答弁をいただきたいと思います。

○議長（藤井公明君） 中原総務課長。

○総務課長（中原豊徳君） お答えをしたいと思います。

基本的に、300万円にこだわるわけではございませんけども、その中でいつ大きな、あるいは等々がございますか分かりませんですから、基本的には300万円ほど持っていて臨機応変に使っていくということでございます。今年の70万円につきましても、節約をいたしまして必要最小限度の、そして効果が上がるような支出を行っております。

以上でございます。

○議長（藤井公明君） 坂本君。

- 1番（坂本 登君） 300万円という、町民の中には300万円に満たない年収の方もたくさんいらっしゃいます。そういう中で、70万円と見込みで余るわけですから、少しの減額はしていただきたかったなと思うのが町民の感情だと思います。もう一つ、中身について、他市町との公開度の違いについてお尋ねをしたいと思います。
- 議長（藤井公明君） 坂本君、先ほど今の質問事項の3、平成24年当初予算案、町長交際費については、私がこれは取り下げると言いましたが、1番はですね、1番はこれは間違っておりませんから、1番はいいんですが、もうすでに②に入ってきてますので、②はもう取り下げておりますから、これ以上の発言は認められませんよ。坂本君。
- 1番（坂本 登君） ここにも①書いてありますように、最小限の投資で最大限の効果を上げるというのは財政運営上の基本で、交際費も例外ではなく、今後努力すると言われております。そこで、この減額になって、本当に努力をなされたということは分かります。そのあと、公開について、前回芦北町は6月に広報で公開をし、インターネットでも観覧できるようになりました。しかしながら、ほかの自治体と比べてみますと、芦北町のインターネットでの公開状況は、支出額、件数、内容でありまして、支出先などが記載されておられません。ここに、宇城市長の交際費というものをちょっとインターネットから参考にまで持ってきました。毎月、毎月ですね、細かく支出件名、支出額、支払先と、誰でも観覧されるようになっております。
- 議長（藤井公明君） 坂本君、通告外の質問ですよ、ここに書いてないでしょう。全然書いてないじゃないですか、質問の要旨に。これはもう全く質問外ですから、これは質問できませんよ。先ほど言ったじゃないですか、②はもう取り下げております。したがって、これは実績額をお訪ねですので、それだけ答弁してますから、もうそれ以上のことは質問要旨に謳ってないじゃないですか。これはもう通告外ですよ、執行部は答弁できませんよ、これでは。一旦座ってから。坂本君。
- 1番（坂本 登君） 大きな題材に、平成24年度当初予算案、町長交際費についてと、大きな題名を入れております。だから、それについて1で執行額と見直し額をお答えをいただきました。それに基づいて質問をしてるんですけど。だから、今の他町村のあれはいいですけど、この中身について公表するということに対してですね。
- 議長（藤井公明君） 坂本君、何回も言ってますが、今まで坂本君は質問要旨を詳しく書いておりますね、見て分かるように。ですから、これも今まで詳しく書いてあるんです。しかし、要旨に全然、これに通告してないんですよ。だからこれは通告外になるんです。ですから、これについてはですね、執行部は答弁できませんし、

答弁を求めることは議長としてはいたしません。だから、要は概算いくらかと、数字を尋ねられたんだから、数字はもう当然答弁してあるわけですから、それ以上のことはですね、ここに質問要旨に謳ってないから答弁できませんよ。その件についてはもう発言できませんがね。それ以外ですか。

○1番（坂本 登君） 議長の言われたことに対してちょっといいですか。

○議長（藤井公明君） 坂本君。

○1番（坂本 登君） そうすると、通告が大まかなことについてという通告になるんでしょうか。一つ一つ細かく、これに対して答弁が来て、その答弁に対してこっこのまた質問をするというのが一般質問の趣旨ではないんでしょうか。その1回目の通告だけを答えられたら2回目の質問はもうないということですか。

○議長（藤井公明君） いや、もう坂本君も何回も質問をしておられますので分かっておると思いますが、大きなタイトルは質問事項なんです。詳細にわたっては質問の要旨で、ここで具体的に質問せないかんわけです。これに載っとる分はですね、当然執行部は答弁の準備はしております。しかし、それ以外は答弁の準備はできてないんです。だから、できてないところまで今質問をされておるから、それは質問通告外ということなんです。だから、通告外は答弁はできないんですから、また議長としては求められないんです。ほかのことならいいです。ですからもう①についてはもう、数字的なことは執行から答弁してありますので、これ以上は質問できません、質問を変えてください。坂本君。

○1番（坂本 登君） 通告の仕方がどうもちょっと私のほうもまだ理解しがたい部分があるんですが、この問題については、今度、次回の議会にでもその通告のやり方など、しっかり聞いてですね、こういうことが起こらないようにしっかりとやりたいと思います。公表の不透明さとか、そういったものをちょっとお聞き、しっかりとした他町村にあるような公開の仕方をやってくださいということをお願いしたんですが、できないということで、これで私の質問を終わります。

○議長（藤井公明君） 坂本君、質問要旨にね、質問要旨にちゃんと載っておればですね、執行部は答弁するんです。当然それは義務なんですね。だから通告に載ってないのは、これは答弁の準備もできてませんし、議長もそれ以上のことは求められません。

○12番（川尻成美君） 議事進行、議長。

○議長（藤井公明君） はい、川尻君。

○12番（川尻成美君） 議長にお願いがございまして、今坂本議員がこういう押し問答ですね、時間を費やしたわけですので、議長、議員必携147ページを詳細に教えて事前にもしてもらわんと、次が控えておりますので、議事進行上、議長、よろ

しくお願いいたしたいと思います。

○議長（藤井公明君） 本来なら調べた上で質問するのが本当です。

これで坂本君の質問を終わります。

次に、川尻君。

○12番（川尻成美君） 午前中の最後になろうかと思いますが、今回、私は通告しておりますとおり、教育委員会の委員長に、新年度からの中学校における武道の必修化への町教育委員会とすべての対応について。

2点目が、町長にはありますが、男女共同参画社会づくりの視点に立った町管理職と審議会などの委員への女性登用について質問いたします。

第1点の質問は、熊日新聞でも報道されて、生徒の親御さんはもちろん、心ある町民の皆さんが非常に関心を寄せている問題であります。男子生徒の場合はそう問題はありませんが、女子中学生に武道の中で何を選択して採用するかであります。その選択は、5名の委員で構成される教育委員会でありまして、教育長でも事務局でもありません。

そこで、第1点として、このことについて教育委員会の定例会、または臨時会でこれまでどのような検討や議論をされてきて、どう対応され、今後どのような考えであるのか、質問いたします。

第2点は、本町では23年度の施政方針と予算大綱説明で、平成24年度から始まる武道の必修化に先立ち、本町においては礼節を重んじる態度を養成するため、平成23年度から空手道を導入し、特色ある教育の推進を図ると町長の表明でありまして、昨年11月から採用してきたと聞いております。先生、生徒たちも努力されてきておと思いますが、本来の教科以外の任意採用の空手道だったわけですが、指導体制なり、特に安全確保の面において問題点なり、要検討事項等なかったのかであります。

第2点は、新聞報道で、特に柔道は他の武道に比べて現実に危険性が高く事故が多いと報道されております。本町は空手道ということですが、この件について、この柔道の件についてですね、教育委員会5名の皆さんも認識されての議論、検討されてきたものと考えますが、実際にどのような検討や議論をされてきたのか。女子生徒の親御さんは特に関心や心配されているというふうに思われますので、質問するものであります。

次に、男女共同参画社会づくりの視点に立った町管理職と審議会などの委員への女性の登用についてであります。2月1日付け熊日新聞が、「県職員女性登用進まず」との大きな見出しで、県と市町村における管理職と審議会など、委員への女性登用率の一覧表を付けて報道しました。町民はもちろん、特に町内の女性の皆さん、

本町の女性職員、また女性各種委員の皆さん、御覧になってそれぞれ受け止めをされたと考えます。残念なことに、我が芦北町が決して良い実態どころか、県内の市町村で下位に当たるとのことです。まず、町職員における女性職員の課長補佐、課長等の管理職職員の登用率が皆無の14市町村の中に入っていることでもありますし、審議会など協議会とかの委員への就任化率が12.7%で、下位にあることでもあります。口を開けばですね、町長も我々議員も格好いいことではございますが、女性共同参画社会づくりにということをお願いしておりますが、実際はこうでございます。本町の有権者数を見ますと、やはり男性より女性が多く、人口の中での比率もそうでございます。このことを明確に確認して、各審議会や協議会等の委員に進んで女性を任命し、配慮する努力をされたらどうかということの思いがありますが、そのような考えは町長ありませんか、質問するものでございます。

以上、1回目の質問であります。女性職員はもちろん、町民の皆さん、関心をお持ちの質問であると思っておりますので、率直、明快な答弁を求めます。

○議長（藤井公明君） 澁谷教育委員長。

○教育委員長（澁谷百錬君） 川尻議員の御質問にお答えを申し上げます。

まず、1番目、どのような議論とどのような対応をやるかということでございます。新学習指導要領に、伝統的な言語文化の指導が盛り込まれました。これを受けて、武道必修化に向けて柔道、剣道、空手道のそれぞれの安全性や費用面、指導者の確保、その他問題点などを検討、協議いたしました。さらに、文部科学省に出向いて武道必修化に向けての具体的な指導を受けてまいりました。

その結果、安全性を最優先に、地元の優秀な指導者が容易に確保できる、経費がかからない、男女共同でできる等の理由から、空手道の導入を決定いたしました。

続きまして、第2点でございます。指導体制、安全確保の問題についてでございます。指導体制では、教諭に全国空手道連盟の指導者研修を受講させ、資格を取り指導に当たっています。もちろん、指導者も同じでございます。また、安全確保については、型中心の授業であり、教諭、指導者の二人体制で当たっております。指導体制、安全確保の問題はあっておりません。

続きまして、第3点目でございます。柔道の危険性ということの検討と議論ということについてでございます。報道では、柔道の事故の起こる確率が高いとの報道が多々ございます。日本スポーツ振興センターの災害共済給付をもとに分析されたスポーツ事故の資料及び本町におけるスポーツ災害給付状況の調査資料を用いて検討を行いました。

以上でございます。

○議長（藤井公明君） 竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） 川尻議員の御質問にお答えいたします。

男女共同参画社会づくり関連のお尋ねでございます。管理職の登用につきましては、調査の中で課長級以上ということございましたので、現状からしてやむを得ない結果というふうに受け止めております。また、審議会等の委員につきましても、調査対象が限定されておりましたので、管理職の登用と同じ結果であったなというふうに受け止めております。また、管理職の登用につきましては、職員個々の能力や適性に応じて、男女関係なく登用したいという考えは以前から持っております。また、各種委員につきましては、すでに今回の調査対象外となっております30の委員会等におきまして、386人中62人の女性委員が登用されております。率にして16.1%となっております。なお、具体的には総務課長から答弁をさせます。以上です。

○議長（藤井公明君） 中原総務課長。

○総務課長（中原豊徳君） それでは、2月1日の熊日新聞の報道は、昨年4月調査に基づくものだと思いますが、内容を見ますと、県内45市町村中、本町を含む14市町が女性管理職、すなわち課長級の登用がないとなっております。また、14市を除く31町村だけを見ますと、13町村が女性登用がゼロとなっております。審議会につきましても、今回の調査対象は調定、審査、審議、調査を行う町の付属団体のみとなっておりますので、本町においては17の審議会について、その総委員数の12.7%が女性委員となっております。

続きまして、2番目の答弁でございますけれども、男女共同参画にかかる庁内推進の取組みとして、男女に関わらず職員研修の機会を設け、意識改革や能力向上に努めるべく機会の場を設け、支援を行っております。来年度は女性職員のステップアップセミナー等への研修も予定をしており、さらなる女性職員のレベルアップにつながるよう、研修の充実を図りたいと考えております。また、各種委員への女性登用に関しましては、今後各所属において委員委嘱の時期を積極的に働きかけができるように、町内において男女共同参画推進についての意識共有を図り、推進してまいります。

以上でございます。

○議長（藤井公明君） 川尻君。

○12番（川尻成美君） 議長、ちょっと今回から一般質問の席が変わりまして、ちょっと要領を得ないような感じですね、何か心機一転のつもりがですね、町長を前にしてですもんですから、ちょっと心臓が、鼓動が聞こえやせんですか。議会改革の一環ということではありますが、今後も議長におかれましてはですね、リーダーシップをとっていただきたいと思いますが。

それでは、教育委員会のほうに2回目の質問をいたしますが、私も柔道よりは武道の中では空手道のほうが安全性等、良かったのかなという、総体的にはそう思っております。やはり、新聞ですね、でかでかとやられるものですから、やはり今新聞で学ぼうという教育の一環でもありまして、私もですね、よく新聞を利用させて、こういう形ですね、一般質問の機会を得ておりますがですね。先陣を切って、昨年11月からいち早くいろいろ東京に出向いてですね、指導の体育の教師の方、そして講師と言いますかね、講師も一緒にやったということで、私も2校の中学校に出向いて一応聞き取りですね、やっております。一番基本は、20年3月に新指導要綱が改正されたことをごさいますね、便利ですね、本当インターネットを開きますとですね、旧指導要綱と新しいやつと対比がちゃんと出てですね、親切にしてあるものですから、明確に分かっておりますが、必修化ということであればですね、私はしないとか、前は部活動だったんですけども、しないとかはできないわけで、全生徒が受けなければいけないということをご理解のとおりというふうに思いますけども。そこでですね、町長、今定例会の冒頭に、大綱説明の場合の質疑に答えられておりますが、アンケート調査とか、等の具体的なですね、その調査内容、また保護者等は聞き取り調査とかは、このことについてはどう理解しておられるのかをまず答弁いただきたいというふうに思います。

○議長（藤井公明君） 澁谷教育委員長。

○教育委員長（澁谷百錬君） この点につきましては、教育課長のほうから答弁させていただきます。

○議長（藤井公明君） 永田教育課長。

○教育課長（永田光洋君） まず、アンケートにつきまして、一部を御紹介をさせていただきます。これは女生徒なんですけど、礼儀を大切に空手は素晴らしいと思いましたがということをごさいます。それと、空手は武道の中で相手を重んじる武道としていいと思いましたがということをごさいます。それと、子どもたちの表情を見ますと、特に女生徒は楽しく取り組んでおります。それと、親からの苦情とか、そういう話のことだと思えますけども、親からの苦情等はあっておりません。

以上です。

○議長（藤井公明君） 川尻君。

○12番（川尻成美君） 今、アンケート調査のいいほうだけを述べられましたが、誰でもいいほうを言いたいと思いますが、悪いのはなかったんですかね。いかがですか。悪いといえますか、なんか。

○議長（藤井公明君） 永田教育課長。

○教育課長（永田光洋君） ほとんどですね、悪い答えというのはございませぬ。ただ、

若干きついなというのはいかがでしょうか。

以上です。

○議長（藤井公明君） 川尻君。

○12番（川尻成美君） 悪いというのはちょっと語弊でございましてですね、ちょっと抵抗があるとか、そういう意味で言ったんですけども、芦北町の教育委員会の指導のもと、素晴らしい子どもであるなというふうに理解いたしますが、これがですね、文科省においては、これがどう功を奏するかはまだ分からないというようなこととございまして、一番最新の西日本新聞のですね、13日の新聞でございまして、新学期を前に文科省からアクセルとブレーキを同時に踏み込まれる形になった学校現場、生徒の安全性にも配慮しながら心身をどう鍛錬していくか、教師たちは重い課題を抱え授業案づくりを本格化させようとしていたという結びでしてあるんですけども、学校側としてはですね、これに対する取組みはいち早くやっておられるんですけども、今年度からが本格的なことでありまして、そういう学校サイドのですね、計画、そして要するに計画というのは指導要綱の総則でも第2項でありますし、具体的に全生徒に内容や範囲を、程度等を示すということで明言されてありますし、保健体育の部分にも同じ文言をしてありますので、その内容等に対してはもう周知してあろうと思っておりますが、この結びの言葉とですね、学校側の今からのですね、タイムスケジュール、1・2年生ということとございまして、タイムスケジュールを24年度、25年度という形です、スケジュールはどうなっているのかも公表してもらいたいと思います。

○議長（藤井公明君） 永田教育課長。

○教育課長（永田光洋君） 指導の面につきましては、柔道、剣道、相撲については、前から指導計画書というものがつくられております。この空手につきましては、22年の8月にできております。新しいものでございまして、これに基づいて学校である程度は指導計画書をつくって指導をするということになってます。これ、見本に、参考に指導の実際な計画書ができる形になっております。

それと、スケジュールですが、基本的には1年生、2年生が必修となります。当然、現在の1年生ですね、これはもう2年生の項目を必修することになります。そうですね、24年度からは12時間の授業、今は8時間程度なんで12時間の授業になりますので、11月の初め頃からたぶん、それぞれの学校で違いますけども、24年度からは開始されると思います。

以上です。

○議長（藤井公明君） 川尻君。

○12番（川尻成美君） 初めての、11月からではありますが、本格的な導入は4月

からでございますので、これが芦北町の中学生の子どもたちにですね、素晴らしい精神を鍛えるものとなるように期待をしておりますが、最後にですけども、必修科目なら通知表が出ますが、その点の通知表の仕方とかはどのような評価になる、点数制でしょうか、どんな感じですか。

○議長（藤井公明君） 永田教育課長。

○教育課長（永田光洋君） まず、この手引きの中に、その評価の項目というのも書いてございます。ちゃんとその部分も手引きとして学校のほうにあげておりますので、これを参考にその評価もできることになっております。

○議長（藤井公明君） 川尻君。

○12番（川尻成美君） それでは次に、第2の質問、男女共同参画についてでございます。便利ですね、芦北町の男女共同参画の資料がありますし、聞き取り調査のほうも拝見してみました。実は、この男女共同参画については、芦北町の動きとしては、平成19年芦北町男女で築く地域社会推進懇話会を設立してあろうというふうに思います。一番最初は、平成6年にこういう旧芦北町等で設置をされてから徐々にやっておりますが、もちろんその中でこの総合計画後期にもみんなが主役のまちづくりの3のほうにですね、女性の社会参加の促進ということで、体系として女性の社会参加の促進ということで啓発活動とかまちづくり活動の参画とか人材、これは町民向けのことなんですけども、町女性職員という形から入りますと、前、課長登用が私の議員になってからは3名ほどあられたんじゃないかなというふうに思っております。大変ですね、県のほうも登用してですね、非常に元気が出たとか、いろいろ各市町村でもあるんですけども、町長としての今後の考えですけども、まず採用の時期に女性も採用されますよね。採用時期の視点といいますか、この人は管理職にふさわしい職員を採用したいというような考えもあろうかと思いますがですね。そういう形の中でもですね、やはり人材の掘り起こしについて、やはり今後町長の考えをまずですね、聞いて、管理職になせということじゃなくして、それはそれとしてですね、働き場所としてやはり職場としても女性を登用しますと雰囲気全然違ってきたりとか、エチケットの面でもそうでありますし、まず基本的な女性登用についてのですね、町長のお考えをちょっと聞かせていただければと思いますが。

○議長（藤井公明君） 竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） 役場採用時点ではありますが、これはもう男女平等でありますし、機会を均等に与えておりますので、その受験年によってさまざまありますが、女性が多く合格したり、少なかったりすることさまざまでございます。ですから、採用時点では一切そういった区別はしていないということでもあります。また、将来大

器となるかどうかについては、極めて難しいことでありまして、俗っぽい言い方ですが、使ってみると分らんという部分があります。

それとですね、今考え方をお尋ねでございましたけども、今組織論からお尋ねでございました。その組織としましては、私も合併前、先ほどご発言がありましたが、水俣・芦北管内では初めてとなります女性課長を第1号で登用いたしました。その後もですね、推薦を何名かいたしましたけども、これもですね、生活っぽい話になりますが、夫の食事の世話をしなければいけない、子どもの面倒をみなければいけない等々の理由でですね、なかなか固辞された方々がおられました。管理職登用には至らなかったこともあります。私は、その組織への登用とかですね、あるいはその構成率もさることながら、その基本になるのはやっぱり家庭と思うんですね、家庭であり地域であるというふうに思います。ですから、例えば家庭では夫がたまには茶碗洗いをするとか、料理のお手伝いをする。昨日でしたけども、乙千屋地区はごみ出し日でありまして、私は生ごみと燃える燃えないを分けましてちゃんと出してまいりました。それだけでもですね、やっぱり家は助かるということがございますから、まずはそのへんですね、環境づくりが私は一番大事と思うんですね。そして、次に発生してくるのが、今指摘されたようなところと思います。ちなみにですね、芦北町で行われます町民講座とか生き生き大学、圧倒的に女性であります。あるいは地域おこし、これはもう女性がかかり入っております。そういうことで、地域活動、社会活動はですね、そういう分野においてはすでに基礎づくりができておりますので、今後は各委員会とか組織、団体におきましてですね、そういう意識がさらに啓発されていけばいいなというのが私の考えであります。

○議長（藤井公明君） 川尻君。

○12番（川尻成美君） 県ですね、ハーモニープランくまもと21という形の中を参考にされて、たぶんこれも作成されていると思うんですね、これをもとにですね。それはそれとしてですね、やはり言葉でとか書類ではこうして明確に謳って、言うはたやすいことであって、また絵に描いた餅とかにならないようにしなければいけないのが今後の課題でありますし、私たちもそれを議員としての立場として見極めながら提言をしていくというのはもう当たり前のことでありましてですね、この計画の中に組織の方向を具体的施策の中にも庁舎内推進体制の整備には女性の活用と管理職への登用の推進ということを書いてあります、具体的にですね。その中にまた具体性をした人材育成があると思うんです。今までの実績においてですね、課長が今答弁されましたが、研修がございますよね。今後も研修をしていくということで、今係長が4名おられますよね。たぶん保育の所長、保育園からあがられた窓口業務という4名というふうに配置図を見ますとありますが、研修に行く選定で

すよね、選任の仕方等はどういうふうに今後考えておられるんでしょうか。先ほど答弁がありましたのでですね、いかがですか。

○議長（藤井公明君） 竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） 今、保育所長ですね、係長クラスの話がございましたが、御存知と思いますが、以前はですね、所長はもう男性ばかりでした。近年、これがもう女性ということになったわけでありまして、そういうところからも言えますように、やはり適材適所、そしてまたがんばっていけるようなところ、人がおればそのようにですね、しております。

研修関連につきましては、総務課長より答弁させます。

○議長（藤井公明君） 中原総務課長。

○総務課長（中原豊徳君） お答えをしたいと思います。

今、川尻議員のほうからお話ございましたとおり、係長につきましては現在、保育所長を含めまして4名ということになっております。基本的には役付きと申しますと係長になる前の参事というようなことがございまして、そこら付近を加えますと22名の方々がまもなく係長に近いのかなというような感じではおりますけども、それにはそれなりの要件がまた伝わってくるのかなというふうに思っております。

それから、研修についてでございますけれども、研修につきましては、全体的に見ながらというようなことが一番適当かなというふうに考えております。課の稼働状況であったり健康状態であったり、そのような中から、そしてまた希望というのをとりますので、その中で希望がある、あるいはその研修にあったものがあるというようなことにありますと、随時ご紹介をし研修に参加をさせていただくようなことを考えております。

以上でございます。

○議長（藤井公明君） 川尻君。

○12番（川尻成美君） やはり、今定数247名の中で60数名ですかね、女性がおられるわけありますので、要するに開かれた環境というのが一番大事になって、それから女性職員の意識の高揚ができて責任感といいますか、がでてくるというふうに思いますので、さらに町長ですね、女性登用に向けての力強い言葉をいただきながらですね、例を挙げますと、県のほうも、これは昇格試験があるんですけども、県警におかれましては警部が初めて女性2名、試験が通ったという形ですね、芦北町にも人事評価制度というの21年度、大体確立をしておりますので、その点についてもちょっと答弁いただければいかがかなと思います。

○議長（藤井公明君） 竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） そのようなですね、望ましい組織のあり方を目指すとすれば、やっぱり繰り返しになります。家庭であります、家族であります。そして、それを支える地域、周囲の方々であります。そういう環境が整わないとですね、なかなか難しいという面もあります。しかし、私のやはり理念といたしましては、男女共同参画社会、管理職に多くの女性もこれに就いていただくと、そういうことはしっかりと、議員と変わらず持っております。御理解をいただきたいと思っております。

○議長（藤井公明君） 中原総務課長。

○総務課長（中原豊徳君） 人事評価についてのお尋ねでございます。人事評価には、まず一番初めに上がってまいりますのは、職務能力でございます。職務能力の中に行動力とか計画力とかすべて5項目ぐらいございますが、それに伴います評価を行っております。それからあと、職務態度でございます。住民に対する接客とか、あるいはおいでになったお客さま方にどうなんだという細々した人事評価をですね、やっております、その中でA、B、C、Dのですね、Eの判定等々が加わってまいり、それらのものが人事評価として上がってくるような仕組みになっております。以上でございます。

○議長（藤井公明君） 川尻君。

○12番（川尻成美君） さらにですね、芦北町におかれましても女性のほうのですね、素晴らしいいろんな知恵、知識等をですね、活用されまして発展の一助になるように期待しておりますが、次に、この計画がですね、21年度から25年度までの男女共同参画計画がなされておるわけですけども、今後の計画ですね、どういう形をやっていかれるのか。細かい等の中身等にも触れてもらいましてですね、今までの実績をですね、今後進めていかれるというふうに思いますが、この5年間の計画の中でどのように進めていかれるのか。この実施計画の中にはですね、魅力的な地域づくりの中で、みんなが主役のまちづくりの中に、女性社会参加の促進という形で謳ってありますけども、実施計画にはですね、何も計画が載っていないんですよ。分かりますかね、たぶん。これには謳ってないんですけども、具体的にはですね。だから、計画に、これにやっぱりローリングに載せていく必要が私は、これが一番の実施の中での具体的な施策の方向付けですので、これに載せる必要もあろうと思っておりますが、町長いかがでしょうか。

○議長（藤井公明君） 竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） 男女がその性別にかかわらずですね、個性やら能力というものをですね、発揮して対等なパートナーシップ、そして支え合う社会を目指したいという理念のもとに、今御指摘の点も十分今後検討してまいりたいと思っております。

○議長（藤井公明君） 川尻君。

○12番（川尻成美君） 女性職員のほうはもう終わりたいと思いますが、町民の女性の各審議会、協議会等の参加でございますけども、町民講座等はそれはもちろん女性というのはいろんな趣味とかそういう形で多いというふうに思います。そういう中で、意識調査の中でですね、町民意識の調査の中で審議会や管理職に女性を登用するに対して積極的な回答が70%以上あっておりますよね。それにはやっぱりどちらと言えましょうとか、そう思うとかのほうがちよっと一番群を抜いているんですけども、どういう町民からの女性の審議会の選定においてですね、町長、今全体的には県の調査と違って町としての30ある協議会であれば16.何%と言われましたけども、今後その数字を上げるためには、どういう登用のやり方等をなされる考えでしょうか。

○議長（藤井公明君） 竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） そのためには、やっぱりそれこそ人材の発掘でありますので、幅広くですね、ネットワークを張りながらそういう人たちの存在を見出してですね、そしてそういう役なり職責についていただくように働きかけていくということも大事かと思えます。そしてまた分野分野によって、その専門的な色彩もありますので、そういった知識とか経験をお持ちかどうかとか、そういうことも要素の中に入れてもまいりますので、いずれにしても総合的に判断して、これからもより一層男女共同参画社会実現に向けてがんばってまいりたいと思います。

○議長（藤井公明君） 川尻君。

○12番（川尻成美君） 昼の時間をちょっと過ぎましたので、このへんで終わりたいと思いますが、247名の職員の中には二馬力で働いている方もおられますし、町長言われる男性群のやっぱり女性に対する配慮、生活の中でもですね、助け合いの精神ということであれば、率先して役場職員の二馬力で働いている皆さんから率先して、その方な態度を見せていただければ、私は幸いかなというふうに思いますので、町長、そのほうをして終わります。

○議長（藤井公明君） 竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） ここからではちょっと御覧いただけないかもしれませんが、私の手は荒れております。これは、常に炊事をしている証拠であります。そういうことで、かつては男子厨房に入らずでありましたけども、私は許しを得て積極的に入るようにいたしております。実は調理用の包丁も5本持っております。そういうことで、いろんな面でですね、入って行って手助けになればなという姿勢が率先垂範して示しておるつもりでございますので、男女共同参画の社会を目指して、男性料理教室も開催しております。川尻議員もぜひ参加していただきたいなど。私は参加しておりますので、お待ちしておりますので、よろしく申し上げます。

○12番（川尻成美君） 終わります。

○議長（藤井公明君） 川尻君の質問が終わりました。

昼食のため暫時休憩し、1時20分より開会します。

-----○-----

休憩 午後0時21分

再開 午後1時20分

-----○-----

○議長（藤井公明君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、寺本順一君。

○4番（寺本順一君） 冒頭恐縮に存じますが、議長の許可を得ましたので、一般質問の通告書の訂正をお願いいたします。通告書の2番の町長及び議員の報酬についての覧の、議員の報酬の「五番目」を「六番目」に訂正をお願いいたします。

それでは、早速一般質問に入りたいと思います。今回の質問は、1点が平成24年度予算計上してあります御立岬温泉センターの温泉を利用して製造されます温泉塩の事業について、経営上、問題はないのかと、工場建設場所の選定理由の2つについてお尋ねいたします。

2点目の質問は、町長及び議員の報酬についての質問であります。

第1点目の温泉塩の開発についてであります。平成24年度施政方針において、生きがいある働き場づくりの中で、新たな特産品づくりとして御立岬温泉の原水と再生エネルギーを活用した温泉塩の商品化に取り組むとされています。また、地域の人材や技術の育成により、低コスト型製塩法の確立と製塩体験の整備を図られるとされています。この事業は、これまで試作品の製造を実施され、平成24年度約6,300万円の予算が計上され、本格的な事業の推進が行われることになっております。建設経済常任委員会におかれましても、この事業については集中的に審議が行われ、議会としましても関心を持った取組みが行われております。この事業は、御立岬の温泉水を原水としまして温泉塩を製造し、特産品として販売し、併せて塩製造の体験をする事業で、水分を除去するため、温泉センターのボイラー熱を利用して光熱費の低減に努めるアイデアも導入されております。製品になるまでの工程については、温泉センターボイラー室で実施されます水分除去は、1工程が約4時間かかり3工程が必要とされ、3工程で12時間かかることになっております。朝の8時に1回目の仕込みと3工程目の終了が夜の8時で、ある程度の水分除去が行われ、濃縮された温泉塩ができる計画のようでございます。翌日、この濃縮された温泉塩を工場の真空釜等によって一次処理され、さらに二次処理され製品化する、大まかにはそのような工程計画のようであります。このような製造工程によって、

計画では1日14.4キロの製品が出来上がり、1キログラム約2,000円の単価で販売され、製品が完売の場合、年間約800万円の収入が見込まれております。また、体験収入といたしまして、年間600人の体験者を計画、大人2,000円、子ども1,000円の体験料金で、その収入が96万円、塩販売収入と体験収入合わせて896万円の事業収入が計画されております。一方、支出であります、人件費、光熱費、その他の経費、合計いたしまして667万6,000円で、228万4,000円の黒字の収支計画であります。

ここで、1点目の経営上、問題はないかについて質問いたします。人件費が職員と臨時合わせて2.5人となっておりますが、先ほどの工程からするとかなり厳しいのではないかと。また、製造した塩を販売することは、塩をつくると同様に大事な事業と考えられるが、販売について、その経費が計上されていないが、どう考えているのか。

次に、工場を建設される場所についてお尋ねします。計画されているこの場所は、一部ミニログが建設されておりますが、ほとんど未整備の場所でその最大の要因として埋立地への侵入道路になっていることが考えられます。この埋立地も平成24年度中にはほぼ完成の見通しとなっております。工場の建設を予定しておられますこの広場は、公園全体から見てほぼ中心に位置し、公園内での広場面積としては最も広く、海が見えて公園道路に沿っていて、公園の場所としては素晴らしい一等地の場所です。このように素晴らしい場所であり、この場所に工場を建設することには慎重な判断が求められると考えます。今後十分に検討され、事業の推進を図ってほしいと考えます。計画されている当場所への工場建設について、選定の理由について課長の答弁を求めます。

次に、町長及び議員の報酬についてお尋ねします。県の実態調査によりますと、町長の給料は県下の町村の中で2番目に高い給料で、議員の報酬も6番目に高い位置にあります。一方、職員の給料は平成22年度地方公務員給与実態調査によりますと、県内45市町村の中で低いほうから10番目で、隣町の津奈木町より低い状況にあります。さらに、全国のラスパイレス指数平均98.8%に対し、92.7%となっております。町長及び議員は県内の上位であるのに対し、職員は下位に位置している、この状況は論理的におかしいと考えられます。この状況を払拭するため、町長及び議員の報酬を下げる考えはないのか、町長の答弁を求めます。

以上、温泉塩と町長及び議員の給料報酬について質問いたしましたが、明快な答弁を求め、第1回目の質問を終わります。

- 議長（藤井公明君） 竹崎町長。
- 町長（竹崎一成君） 寺本順一議員の質問にお答えします。

温泉塩の開発についてということであります。この事業につきましては、製塩施設の整備を行い、併せて塩づくり体験を通し、食育をはじめ自然や環境について学べる子どもたちへの教育的効果も生まれ、集客による御立岬公園との相乗効果が期待されます。また、温泉センターのボイラー余熱を活用して環境負荷の低減を図るとともに、塩への関心を持っていただくなど、本町をPRできる効果もあります。なお、本事業は製塩技術の確立を目指しておりまして、将来的には安定した生産体制を目指します。

以下、残余の質問事項につきましては、担当課長から答弁させます。

続きまして、町長及び議員の報酬についてのお尋ねでございます。特別職等の報酬につきましては、御存知のとおり芦北町特別報酬等の審議会からの答申を受けまして、議会に提案し決定をしていただいております。なお、議員報酬につきましては、私のほうから申し上げる立場にございません。

以上です。

○議長（藤井公明君） 坂梨商工観光課長。

○商工観光課長（坂梨 優君） まず、経営上の問題はないかということへの御質問でございますが、現時点では、そこまでは行っておりません。あくまでも提出させていただいた資料は参考の参考ということでは思っております。あくまでも試算するについてはですね、なかなか全体的な経営はどうかともありますので、そのための参考資料として作成したものでございます。現段階である総経費でありましてですね、販売価格についてもすべて決定してはおりません。経営方針でもありません。さまざまな手法が考えられますので、今後検討したいと思っております。安定的な生産体制が確立した時点で、経営計画、それから販売計画を立ててまいりたいと思っております。

次に、選定場所についてでございますが、選定場所につきましては、温泉センターの利用客の増加と泉源がそこに近かったため、配管等の建設コスト削減につながるということがその理由でございます。また、景観的にも恵まれた場所でございますけれども、今後周辺を花公園として整備をしていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（藤井公明君） 寺本順一君。

○4番（寺本順一君） 今日の一般質問につきましては、その基礎となる資料といたしまして、建設経済特別委員会に提出された資料に基づいていろいろと資料づくりをしたわけでございます。基本的な考え方については、町長のほうからお話があったとおりでありますけれども、私は内容についてお聞きしたいと思っております。

参考中の参考というようなお話がございました。新年度予算で6,000万余の

予算を建屋を組んで、その時点でしっかりした計画がなされていないということは、非常に私は問題があるのではなかろうかと思っております。やはりそういう形で事業が動いた場合は、慎重にそこらの問題も同時に進行させなければいけない問題ではなかろうかと思っております。そうでなくては、我々議員といたしまして、何を根拠にこの事業を認めるのか、そういう基本的な問題が生じてくるわけでございまして、課長の答弁には私は不満を持っております。

基本的にはそういう私なりの考え方、基本的な考え方、予算を組む上で必要なことについて、今述べましたけれども、まず中身の問題について、入らせていただきたいと思えます。販売収入が800万円というようなことになっております。この収支計画の中に、まず気付きましたのが販売の費用が全く入っていないというようなこととございまして。果たして1日14.4キロの塩をつくった場合、それを売りさばいてしまった数字が800万円という数字が出ておるわけでございまして、売りさばかないことにはこの収支計画も成り立たない、言うならば赤字の状況になるのではなかろうかと考えております。そこらは課長、事務担当の責任者として、どう考えておられるのか。まず、その点をお聞きしたいと思います。

○議長（藤井公明君） 坂梨商工観光課長。

○商工観光課長（坂梨 優君） この事業につきましては、冒頭に町長も述べましたけれども、あくまでも資源を活用したということ、それから環境省に対してのですね、非常に有効な補助があったということが一つあります。それから、目的等については販売がないかということとございましてけれども、これについても基本的には、そのあるものが生産をした段階ののち検討してもいいのかなという感じもしています。まだ建設もしていない段階から、これを計画するこもありますけれども、まずこれを成功させると。それから塩が1日14.4キロ取れるということとございましてけれども、これも生産過程の中の一応計算でありまして、実証そのものに対しての確定したものじゃありません。そういったものを含めてですね、今後検討していきたいということとを考えております。

以上でございます。

○議長（藤井公明君） 寺本順一君。

○4番（寺本順一君） 基本的な考え方については、先ほど町長が明確にお話いただきましたので理解しておりますけれども、先ほどから申し上げますように、それじゃあ6,000万円をかけて造る、先の経営の見通しが無い、そういうことが一般社会で成り立つわけですか。仮にこれが民間だと、そういう手法は100%取られないんじゃないか、私はそう考えますが、課長、どうでしょうか。

○議長（藤井公明君） 坂梨商工観光課長。

○**商工観光課長（坂梨 優君）** 経営戦略のお話だと思いますけれども、基本的には、この塩そのものが収入が800万円あります、支出が600万円ありまして、プラスマイナス200万円の黒字ですというトータルについては参考ということで、あれは塩を全国のすばらしい塩等について確認しましたところが1,000円から高いところでは3,000円したと。当然、その中については今回の御立岬の塩そのものも有効な自然水の中で採れるということからですね、有効な成分が含まれているということからですね、2,000円という数字を決定したところでございまして、今後それに見合う必要な経費等については、やはりじゃあ1,000円で売った場合については、じゃあ人件費はどのように削減していくかというのが今後の戦略でありまして、今そこまで具体的に上との検討もしていかなきゃなりませんけども、そういったことで担当課としてはこのような方法を決定したということでございまして、御理解いただきたいと思います。

○**議長（藤井公明君）** 寺本順一君。

○**4番（寺本順一君）** くどいようでございましてけれども、課長がまだ参考という言葉を出されました。6,000万円もかけて館を造ります。経営の見通しは全く分かりません。結局そういう言い方と同じじゃないでしょうか。それで我々議員がはいそうですか、じゃあ造ってくださいというわけにはいかないだろうと。事業をつくるということが決定したなら、あるいはもう試験をはじめて3年間目じゃないかと思えますけれども、並行してこういう問題は進めなければならないことではなからうかと。そこ半年、1年の問題じゃないんですよ、もう3年前からこの事業は、例えば佐賀大学と協定を結んだり、そして塩をつくることをずうっとしたり、そして今年、このように、こうは最終段階なんですよ、ものをつくるというのは。過程じゃないんです、最終段階なんですよ。その段階で、そういう計画ができてないということは大変お粗末ではなからうかと思っております。

次に行きます。計画の中で2,000円単価が、塩の値段がなっております。課長、芦北町町内の中で、塩の値段が分かったら教えてください。

○**議長（藤井公明君）** 坂梨商工観光課長。

○**商工観光課長（坂梨 優君）** 通常販売します塩に対してはですね、1キロ100円が相当でございます。ただし、今回海水から採る全国的な調査を行ったところ、ミネラルが多く含んでいる天然塩については3,000円から4,000円で現在販売をされております。

以上でございます。

○**議長（藤井公明君）** 寺本順一君。

○**4番（寺本順一君）** 私はこの単価を見まして、実はびっくりいたしました。まず、

町内の人たちはこれを10倍以上する塩を、20倍、30倍する値段、いくらミネラルが多いといいましても、あくまでも塩は調味料でございます。果たして日量14.4キロ、年間にすれば相当の量になるわけでございますけども、完売すると見通しを立てておられますか。課長、そこらのあれをお願いします。

○議長（藤井公明君） 坂梨商工観光課長。

○商工観光課長（坂梨 優君） この塩については、通常の売る商品と違って保存がききます。通常に分かりますとですね、例えば賞味期限とかありますけども、塩についての賞味期限ありません。そういったことで、つくれば保存することは可能ということがありますので、その分については売れる経過を見ながら、もし売れるとすればそのような状況を見ながらですね、検討していけばいいことと思っております。そういった状況も踏まえてですね、検討しておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（藤井公明君） 寺本順一君。

○4番（寺本順一君） 塩は保存が利くというようなお話でございますけども、売れないことには金が入ってこない、人件費も払えないというようなことになるわけでございます。この2,000円の額で結構でしょう。しかし、町内の方、あるいは御立岬公園に来園された方々、果たしてこの値段を見て買えるか、私は疑問に思います。町内での販売計画というのはどのようなことで現在考えておられますか、課長にお聞きいたします。

○議長（藤井公明君） 坂梨商工観光課長。

○商工観光課長（坂梨 優君） 塩そのものに対しての分は、まだ検討課題はありますけれども、ただこれを活用してですね、現在塩あめとか、塩アイスとかいう次の二次製品に付加したものを現在検討をし、もしくは今御立岬公園のほうでもその塩アイス、塩あめ等をつくって、その成分に加味しております。それもこの塩を使ったところでございますので、そういったものの戦略を拡大をしていながら、活用を図っていきたいと考えております。

以上です。

○議長（藤井公明君） 寺本順一君。

○4番（寺本順一君） 私も塩あめは食べさせていただきました。果たしてあの塩あめをつくるのに、それじゃ塩をどのくらい使うのか。そう大した塩は期待できないんじゃないか、微々たるもんじゃなかろうか。あめは民間で恐らくつくると思いますが、ただ御立岬公園の塩を入れてるだけというようなことになろうかと思っておりますけども、つくった塩の販売とは、そう結び付きはないんじゃないかというような気を持っております。とにかく2,000円で売った場合、一応800万円の収入、

これは参考の参考と今言われましたけれども、我々はこういう数字をもとにいろいろと検討していきますので、800万円という数字が出ました。どれだけつくった塩が100%完売できるのか。あるいは50%かもしれません。30%かもしれません。そういうことを考えた時、売れる、例えば半分売れた時、800万円は400万円になります。すと、もう経営的には恐らく赤字というようなことになるわけです。ましてや、販売経費を入れたり、恐らく歩いて売るわけにはいけませんでしょうから、田浦の物産館、農協が経営している「でこぼん」、あるいは町内の個店、恐らくそういったところを利用して販売されると思いますけれども、まず車を買わないかん、販売する人も必要になってくる。車のガソリン代も要ります、維持費も要ります。やはり仕事するときも車が要りますので、そういうことを考えたとき、まだまだこの支出の中に多くの経費が入ってくることは間違いないだろうと思っております。私はこの試算を見たとき、これは到底黒字にはならんとじゃなかろかねというような感じを持っておりましたけれども、ここで町長にお尋ねしたいと思います。赤字になったとき、どう対応を考えておられますか。

○議長（藤井公明君） 竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） まず、平成24年度のこの温泉塩についての取組みであります。が、予算としてお諮りしておりますのは、先ほど申しましたように、これまでの3年間はですね、基礎研究だったんです。それで、成分の分析もいたしましたし、販売にも十分耐えていけるということを得るための3年間であったわけでありまして、基本的な基礎研究の結果、製造が可能であるということになりまして、であればどのような量産体制を図ったらいいかということでも国の事業等を探しておりましたら、低炭素への取組み、再生エネルギーの取組みということで、大変珍しいんであります。環境省からの補助金をいただいたわけでありまして、ですから、今般の目的はですね、食育、環境教育、そしてまた併せてその集客によりまして御立岬温泉、あるいは公園そのものの活性化を図っていくということでありまして、まずは製塩技術を確立させる。これまでは窯で炊いてたわけですから、それをどう製塩プラントに乗せて製造していくかということになるわけです。そして、安定した生産体制、生産量が確保でき、年間3.5トン予定しておりますけれども、これが確定できると見通しがつけば経営計画、販売戦略を練っていくということでありまして、すでにもしそうな場合の販売先等につきましても、今当たりを付けつつあります。例えば、東京銀座にあります熊本館、熊本のアンテナショップであります。そこでも既にサンプルを持って紹介をしております。大変これは有望な特産品になるだろうという話もいただいております。先ほど2,000円、3,000円はキロ単位の世界でありまして、一般の方々が求めるのは200グラムとか小分けしたものであ

りまして、私はしょっちゅう買っております。そのレベルの塩は。なぜかといいますと、一般の塩は99%が塩化ナトリウムでありまして、体の役には立たない。健康志向が非常にですね、今強くなっている時代でありまして、健康はもう金で買う時代という人もおるわけでありますが、そういう意味からすると、やはり成長をですね、期待される分野であると思っております。ですから、今度のプラントが設備ができて、そしてさらに今度はプラントによる製造技術を確立して量産体制を安定させる。その間、あるいはそれからでも私は十分間に合うと。決してこれはもう慌てる必要のない事業でありますので、じっくり時間をかけて経営戦略を練っていくということでもございますので、御理解をいただいております。

赤字が出たらどうするかであります、出ないようにがんばります。

○議長（藤井公明君） 寺本順一君。

○4番（寺本順一君） 時間がもうあと8分でしょう。

○議長（藤井公明君） 見てとおりです。

○4番（寺本順一君） もうなくなってしまってあとの質問ございませんので、物をつくって売るとは大変な事業であろうかと思っております。私が知る範囲では、自治体が工場を造って建設して二次製品をつくる、このような事例はあまりないんじゃないかと。自治体の、それはなぜかといいますと、自治体の事業としてそぐわない、民間企業の事業部門に属するからではないでしょうか。町長の見解を求めます。

○議長（藤井公明君） 竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） それも含めまして、有限会社御立岬、かつて深くかかわってこられた部門でございます。それも含めましてですね、経営戦略の中でどうやった体制で取り組んでいくかということを検討してまいりたいと思っております。

○議長（藤井公明君） 寺本順一君。

○4番（寺本順一君） 次、場所の問題に移りたいと思っております。結局、先ほど申し上げましたように、御立岬公園の中で非常に重要な場所でございます。まだ未整備の地でございます。あの土地を整備する場合、ゾーニングプラン、この場所を公園全体から見たとき、どういう施設を造れば集客のアップにつながるか。まずそういう視点を持ってあそこの戦略を練るべきではなかろうかと思っております。当然、施設を造るときには、あそこの全体計画を配置計画、あるいは緑地公園にするんだったら緑地の計画、歩道の計画、そういうものを全体的にプランを立てた中であそこの土地は利用すべきではなかろうかと考えております。例えば、閑々期、御立岬の。夏前、5月から夏の間。お客が少ないから、あそこに、あの地帯にあじさいを植えてお客を集客しようじゃないか。或るいは、先ほど課長が申されましたように、花公園で

もつくりうか。或いは、あしきた牛を利用してバーベキュー広場を造ったらどうだろうか。或いは、もう行政も予算が緊縮しておるから、民間のホテルでもあの場所に誘致したらどうだろうか。いろいろとそういう、あの場所は非常に一等地でございます。その場所を整備することによってお客の増加に努める。私はあの場所の整備開発については、そのような考え方を持った上で進めなければ、唐突に塩工場をあそこに造っても、あと花公園をしてもちょうどあの場所の突端に造る計画でございますけれども、海が景観的に問題が生じたり、あの施設がなかったら良かったてなとか、あとでいろいろとそういう問題が生じるのではないかと思っております。もう時間ももうございませんので、これ私の要望として申し上げておりますので、ぜひ執行部といたしましても場所の問題についてはぜひ御検討方をお願いしたいと思います。これはもう要望としてあげております。

次に、特別職等の報酬、給与の問題でございます。確かに町長がお話されましたように、審議会によってこの問題はこれまで進められておるわけでございますけれども、第2条の所掌事務の中で、委員会は給料の額に関する事項を調査し研究すると、調査し審議するとなっております。そして7条には、さらに庶務については総務課において処理するというようなことになっております。総務課長にお聞きいたします。審議会に県内の町長、議員の実態調査の資料を提出されたことはありますか。

○議長（藤井公明君） 中原総務課長。

○総務課長（中原豊徳君） 審議会のほうには出したかちょっと記憶はございませんけれども、調査としてはあげております。調査表はございます。データの的にはあるということですので。もう一度、よろしくお願ひいたします。

○議長（藤井公明君） 寺本順一君。

○4番（寺本順一君） もう時間もありませんので、明確に答えてください。県内の実態調査、町長の給料は県内で、他町村のやつも載っております。そういった資料は提出されたかというようなこと、それと職員の給与、併せて。そすと議員の報酬も。職員の給与を出す必要はないわけですがけれども、そういう私が申し上げておりますようにバランス的な問題がちょっとありますので、それを聞いております。

○議長（藤井公明君） 中原総務課長。

○総務課長（中原豊徳君） 先ほどございましたように、審議会等においてそのような資料を出したかというお尋ねでございますかね。内容といたしましてはですね、今まで特別職の報酬等につきましては、職務の特殊性に応じておりまして、生計とか民間賃金の上限に相応して決定される一般職の給与とは若干違うわけでございますので、町長、副町長、教育長報酬については、平成19年4月に改定を行っております。

ますが、それにつきましても審議会の中で決定をされております。その中で、当然ながら私はちょっと携わっておるんでできませんけども、話ではですね、その内容を調査して出しているということでございます。

○議長（藤井公明君） 中原総務課長。

○総務課長（中原豊徳君） 今の資料が参りましたので、お読みいたします。審議会の開催時に提出したのは19年2月に審議会で提出をしているという報告書が参りました。

以上でございます。

○議長（藤井公明君） 寺本順一君。

○4番（寺本順一君） 19年、1回ですか。そういうことですね、はい。結局、資料の提供して初めて審議会でそれを参酌して町長あたりの給料も決まるわけでございますけども、恐らく私の考えでは、情報の提供の甘さがこのような状況を生んだんではなかろうかというようなことで考えております。

町長に質問いたします。町長は、町長、議員、職員の報酬の給料について、県内の実態は把握されておられましたか。

○議長（藤井公明君） 竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） 新聞等で公表されますので、そういうのは見ておりますし、見たこともあります。

○議長（藤井公明君） 寺本順一君。

○4番（寺本順一君） 職員の給料が津奈木よりも低いということは知っておられましたか。

○議長（藤井公明君） 竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） 知っておりました。

○議長（藤井公明君） 寺本順一君。

○4番（寺本順一君） 知っておられたというようなことでございますけれども、特に町長は仁義礼智信を重んずる部下思いの方でござまして、自分たちだけがなくて、恐らく職員に申し訳ない、そういう思いでおられるんじゃないかなと思っております。今後、何らかの処置をとる考えはないか。

○議長（藤井公明君） 竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） 質問の要旨の中でですね、論理的におかしいんじゃないかというくだりがございますけども、町長と職員の給与を比較した例というのは私、見たことありません。恐らく総務省もそんなのまとめないと思います、県にしても一緒だと思います。職員の給与は民間の勤労者の給与レベルとどうなのかということで、論議されるはずであります。であれば、町長の報酬も各種団体の長であるとか、一

般企業のトップの方々と官と民の差はどうかという比較の仕方が論理にかなって
おると思います。そしてまた、芦北町の職員組合、いわゆる自治労であります、
話し合いをします。そしてラスパイレス指数も低いことは分かっています。でもこ
れを一気にあげられないということは御存知でしょう、元町長職ですから。元町長
職ということが出ましたけれども、ちなみに寺本元町長のときの報酬を調べてみま
した。平成11年、何と私は今いただいている報酬とほぼ変わらないんですね。1
万円ほど差がございました。しかし予算規模において、現芦北町の3分の1にも満
たない当時の田浦で78万8,000円でありました。今の公表されたランクに比
較しますと、上から7番目であります。当時、町長をなさったときに、俺のは
低いから上げろとか俺のは高いから下げろとか言われましたか。報酬審議会に全部
諮ったはずであります。ここに私見を挟むことは私はいかがかなと思って、すべて
お任せをしておるところでございまして、そのへんはですね、ルールにしたがって
やっておりますので、どうかひとつ御理解いただきたいと思ひます。労使交渉にお
いても、電機とか鉄鋼とか、あるいは自動車産業界、このへんもですね、民間レベ
ルで比較して決めていっておるわけでありましてね、ですから社長とその働く方々
の比較で決めるわけじゃないんでありまして、その辺は論理的にはですね、むしろ
この要旨の設定のほうがいかがかなというふうに思っております。

○議長（藤井公明君） 寺本順一君。

○4番（寺本順一君） ものの見方にはいろんな角度から見られるわけでございまして、
私はそういう今度、先ほど申し上げましたような形から、この問題についてはもの
の見方をしておるわけでございます。私の町長のときの話も出ましたけれども、7
8万8,000円、事実かどうか、あと調べさせてもらいたいと思ひます。時間も
あと1分13秒でございますけれども、この問題につきましては、三者間の矛盾を
払拭するため、あらゆる角度から検討していただき、議員、町長の報酬、給料を下
げてでも論理的にそぐわないこの状況を正常化していただくように、切に私自体は
お願いを申し上げ、本日の一般質問を終わらせていただきます。

以上です。

○議長（藤井公明君） 町長、それについて答弁ありませんか。竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） もう視点が違うわけですから、時間を労してもですね、不毛の
論議に終わりそうでありますので、別に発言はございません。

○議長（藤井公明君） これで、寺本順一君の質問が終わりました。

次に、宮尾君。

○10番（宮尾秀行君） 議長から許可を得ましたので、一般質問を行います。

我が国の中央政界は周章狼狽（しゅうしょうろうばい）し、日本丸は船長が誰な

のことも分からず、推進力のプロペラも出力がかみ合わず、陸地の見えない大海原を目的もなくさまよっているようで、それはまさに27年ほど前に起きた航空機の大惨事と同じく、日本丸に乗船している国民は不安定な将来の中で今を一生懸命生きている時代であります。そのような社会情勢の中で、全国の地方から若者が減り始めて久しくなります。若者という表現は、地方では担い手の意味が当てはまり、やる気のある若者や年齢は関係なく、地域のため、自分自身の研鑽のため、元気で頑張っている人々はまさに町の宝であります。そのような中、我が町も合併から8年目に入り、合併後国内情勢が定まらない中において、竹崎町長を船長とした芦北丸は、人にやさしい政治を基本とし、個性の光る活力あるまちづくりを旗幟鮮明（きしせんめい）に掲げながら強いリーダーシップを発揮され、政を行ってこられました。そのまかれた種が今まさに希望の花が開き、町民に希望と利益を与えようとしていると思います。それらの施策の中で喜ばしい出来事が多々ありましたが、今日の時代背景を考えたときに特筆していいのは、地場産業との立地協定が交わされたことだと思います。特に、その中でも東海カーボン田ノ浦工場は、大手企業が人員削減や超円高により海外進出を加速させる中において、今回40億円、4年前からの累計では110億円ほどを投資し、それに伴い今回だけで高校新卒者を中心に35名ほど、累計で80名もの人材を地元採用するなど、町の活性化にとってまさに最高のニュースだったと思うと同時に、一流企業からすれば企業立地促進補助金は多額とは思えず、それを考えたときに、よくぞ地元の工場を選定していただいたなと感謝しているところです。

そこで、ここまで大幅に設備投資がなされた背景には、町の発展を願い町長自ら東海カーボンへの働きかけがあったと聞いていますが、ぜひここに至った経緯を知らせてほしいと思います。

次に、集落における担い手と言える第一次産業の後継者も増加していません。しかし、同業者の中堅若手の方々と話をする中で、今が一番の低迷期ではあるが、数は少なくとも仲間同士で誇りを持っている若者が増え輝きが増したとか、行政や補助金頼りではなく、自らが切り開いていかなければだめだなどの言葉が聞こえ始め、厳しい時代を乗り越えようとする本物の強さが育まれていると思ひ、頼もしく感じているところですが、最近の自然災害は半端じゃありません。有効な行政の手助けは今後も必要不可欠です。そこで、後継者育成につながる施策はどう展開されていくのかを伺います。

次に、郷土愛を育む施策について伺います。世の中を渡っていくうえでは多くの苦難があり、それを乗り越え、自らが理想とする人生を構築していく基本は、強く心豊かな人間性であり、行政はそれを育むべき施策に力を傾注しなくてはなりません。

ん。すべては21世紀を担う子どもたちのためにというテーマの中、特色ある施策を展開してこられたと思いますが、その中で特に効果があったと思われるものは何でしょうか。

次に、私は強い雨の日や留守をしている以外はほぼ毎早朝山歩きをし、今日生きている命と世の平穏を朝日に拝みます。健康で三度の食事が食べられることができれば、それだけでも幸せに思います。ただ、世の中は科学技術が急速に発展し続け、人間としての心と哺乳類として捉えた人としての生きる力を身に付けることが、便利さという文明の利器の陰におざなりになっていると思っています。あくなき欲望や利便性の追求により、それとともに経済が回ることは良いことではありますが、温かい血の通っていない電子機器に使われるのではなく、うまく利用しながらも常日ごろから自然災害、人的災害、事件、事故など直面したとき、子や家族を守り生き抜く力、知恵も考えておかなければならない時代になっていると思います。このままの暖衣飽食の日本では、近い将来他国の植民地になるのではと危惧しているところです。私は美しい国日本に生を受けたことをとても感謝していますが、最近、国旗を掲揚する家が少ないと思います。平和な日本に暮らすことができることを幸せに感じる事が郷土愛を育み、自らも幸せになる基本だと思いますが、どう考えておられるか伺います。

3番目の項目で、田浦小・中学校の周辺整備について伺いたいと思います。どこの自治体も厳しい財政事情の中で投資的予算と消費的予算を勘案しながら施策を展開されている中ではありますが、旧田浦町中央公民館跡地のブロック塀などを取り除き、大きな樹木も伐採すれば防火水槽にも直接消防車など近づくことができます。快適な住環境の整備という観点からも整備を望むものです。加えて、中学校体育館、町道側のブロック塀も部分的にでも減築すれば町道に垂直に駐車できるスペースができ、利便性が向上すると思いますが、考えを伺います。

最後に、すばらしい給食センターが完成し、新年度から食を通じて夢のある子どもたちに成長させていくことでしょう。それに伴い、2カ所の給食センターが歴史を閉じますが、田浦給食センターの閉鎖後の計画はどうなっているのか伺いたいと思います。

再質問は、一般質問席から行います。

○議長（藤井公明君） 竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） 宮尾議員の御質問にお答えをいたします。

郷土愛を育む施策についてであります。まちづくりの主役は人でありまして、学校教育の充実、生涯学習の推進、スポーツ・文化の振興、国際化国際交流の推進など、総合的な施策の展開により、まちづくりを支える人材の育成を図っているところ

ろでございます。

具体的な取組みとして一つ挙げるならば、カンボジア派遣事業がございます。今、日本では物の豊かさが成熟期を迎えたと言われ、その代償として先ほど来お話がありますように、失われてきた心の問題が大きく取り扱われております。このような中で生活水準の格差や厳しさを見聞し、カンボジアの現状等を深く認識できる派遣事業は、日本のことや郷土のこと、あるいは自分のことを見直し、多くのことを学ぶことができる良い機会になったと確信しております。この貴重な経験をいかして、次の時代をリードする国際的な視野を持った心豊かな人間として成長してくれることを期待しております。

以下、残余の質問事項につきましては、副町長及び担当課長から答弁させます。なお、教育委員会所管の御質問につきましては、教育委員会から答弁することになります。

○議長（藤井公明君） 藤崎副町長。

○副町長（藤崎正司君） まず、東海カーボン田ノ浦工場の大規模な増設に至る経緯についてであります。町長は、平成17年の合併以来、幾度となく町の優良企業でございます東海カーボン本社に雇用面などをお願いを働きかけてられました。当時、私も企画財政課長として同席することが数多くありましたので、このことについて私のほうから分かる範囲で説明をいたします。

田ノ浦工場で生産されます主力製品のファインカーボンは、太陽電池や半導体など、新エネルギー関連用のほか、さまざまな用途の資材に用いられております。このファインカーボン生産について、会社では対面業界での大幅な需要の増加と将来的成長の予測により、5年前に年間生産量を6,000トンから9,000トンに引き上げることが役員会で決定されております。その増産する工場を田ノ浦工場にするのか、山口県防府にあります工場のほうで新設するのか、意見が分かれ議論が伯仲したと聞いております。田ノ浦工場増設については、埋立地のため常時の水害問題に加え、昭和57年の大水害による甚大な被害などの理由による慎重論、さらにリスク分散から防府新工場建設に傾きつつあるとの情報がありましたので、町長はいち早く駅前地区から工場内の排水対策は、芦北町が責任を持って行うので、ぜひ田ノ浦工場の増設をお願いしたいと誠意と熱意をもって働きかけておられます。そのことによりまして、役員会の空気が一変し、竹崎町長がそこまで排水対策に責任を持つと言われるなら、今までの技術のある田ノ浦工場増設で行こうということになり、57億円の設備投資が決定されたと聞いております。

役員会決定の2日後、当時の経営トップの方から町長宛に1通の手紙が届きました。私も拝読しましたが、したためられた一部に、議論はいろいろあったが、竹崎

町長の力強い御支援に応えるため、乾坤一擲、田ノ浦工場増設を決めました。今後ともよろしくとあったことを記憶しております。釈迦に説法と思いますが、乾坤一擲とは、運命を賭してのるかそるかの勝負をするという意味であります。これを目にし合併以来竹崎町長と会長トップの方との培われた交誼がなければ、このような決定はあり得ないと思いました。

余談になりますが、約束の排水対策事業につきましては、平成20年から21年度にかけ迅速に対応し、完了したところでございます。

なお、田ノ浦工場の増設の1期については、平成23年3月に、2期分については23年11月に立地協定を締結しまして、順調に増設工事が行われているところであります。

このような経緯でございますが、平成25年3月完成が予定されます田ノ浦工場は、ファインカーボン製造量で世界トップクラスの工場となるそうであります。

また、町が一番期待します採用にあつては、町内在住者の指定を優先的に、昨年20名、今年4月に高校等新卒者4名を採用され、来年30名を予定されているようであります。

日本の一流企業が円高等により競争力を失い海外移転を加速する中で、町内への企業誘致は厳しい状況にあります。しかし、本町唯一の上場企業であります東海カーボンが本町活性化に大きく貢献していただくものと期待をしているところでございます。

以上で、私からの説明を終わります。

○議長（藤井公明君） 柳田農林水産課長。

○農林水産課長（柳田豊彦君） 質問の第一次産業の後継者増加に向けた施策はということで申し上げますが、後継者対策といたしましては、町が実施している事業でございますけれども、農業においては新規就農予定者の研修費助成事業、柑橘組合やJAの青年部に対する農業後継者活動費支援事業などがあります。併せて、林業後継者、漁業後継者に対しましても、その活動費に助成を行っているところであります。

一方、農の雇用事業でありますとか緊急雇用創出基金事業などを活用して、地域農業の担い手となる人材の育成にも取り組んでいるところであります。なお、平成24年度からは国の新規事業といたしまして、青年就農給付金の制度を開始をされます。この事業の実施の前提となります「人・農地プラン」という計画をつくる必要がありますので、この作成に力を入れていきたいというふうに思っているところでございます。

○議長（藤井公明君） 藤崎副町長。

○副町長（藤崎正司君） 先ほど乾坤一擲「けんこんいつき」と聞こえましたかもしれませんが、
ませんが、「けんこんいつてき」でございますので、よろしくお願いたします。

○議長（藤井公明君） 坂梨商工観光課長。

○商工観光課長（坂梨 優君） まず、1番、企業への支援対応であります。各種の
資金制度や固定資産税の減免、それから新增設企業に対する補助金の交付を行って
おります。

それから、2番目の地場産業の後継者の施策であります。商工会の調査により
ますと、現在の全体の会員数は376名で、年々減少傾向にあります。その理由と
しては、規制緩和による大型店舗の出店及び高齢化による廃業せざるを得ない大変
厳しい状況であります。ただ、後継者増加につきましては、熊本県及び水俣・芦北
雇用創造協議会、これについて就農の後継者育成等も行っておりますので、その方
面と連携をとりながら育成に努めたいと考えております。

以上でございます。

○議長（藤井公明君） 澁谷教育委員長。

○教育委員長（澁谷百錬君） 宮尾議員の焦燥感と言いますか、伝わってまいるようで
私も同感であります。その中で、一頃より確かに国旗を掲揚している家庭は少ない
と思っております。これは愛国心の欠如という次元ではなくて意識の薄さが生みだ
したのではないかというふうに考えます。この頃、祝日に国旗を掲揚しましよ
うというかけ声も聞かれなくなりました。これにつきましては、私ながら寂しいもの
だなという感覚がついて回っております。

以上でございます。

○議長（藤井公明君） 竹浦教育長。

○教育長（竹浦裕道君） お答えいたします。

田浦小・中学校周辺の整備につきましてでございます。現在、小中学校の駐車場
として利用しております。防火水槽もあり、御指摘のとおり樹木が茂り使い勝手が
悪い状況にあります。総務課と協議の上、樹木の伐採、剪定及びブロックの取り除
き等を行い、利便性を図りたいと思っております。

次に、田浦給食センターの跡地利用のことでございます。耐用年数経過後に取り
壊しまして、小中学校の駐車場用地として活用するよう、予定をいたしておるこ
ろでございます。

以上でございます。

○議長（藤井公明君） 宮尾君。

○10番（宮尾秀行君） 最初の項目から再質問をいたしたいと思えます。最初の項目、
地元の商工業者、或いは町が発展する基本は、若い子どもを産み育てる世代が基本

的に残るということであります。私は、一般質問最初の登壇で話をしたように、この時勢の中で素晴らしい会社が増設をして、若い人材をたくさん入れるということは、町長の責任ある行動力、これに議員として、また、一町民として称賛とエールを私は送りたいと思います。東海カーボンは、全国のオール東海1,800人のうちで350名、約5分の1が町内出身者であります。そして、田ノ浦工場は230名のうち210名が町内在住であります。協力企業合わせて350名が町民であり、また一番うれしいのは平均年齢は38歳であります。このような企業が防府に行こうか田ノ浦工場に来ようかというときに手腕を発揮されたということは、この芦北町が活性化し、光明が見え、今後の町の発展に寄与するものと信じてやみません。満塁ホームランだったと、私は思っております。それに加え、先ほどの、それとともに先ほど商工観光課長の答弁のように、ほかの中小企業の方、商工会を通してできる限りの行政としての助成を行い、町の発展に寄与していただくように施策を展開していただきたいということを願って、最初の質問を終わりたいと思います。

次に、集落における担い手としての一次産業の後継者の件であります。アグリサポート補助金など、特に若い農業後継者が跡を継ぐときに、ほかの農家に行って作業をする。そして農家もそれを雇って賃金を払う。そのときに、サポートがあり、農家も割安の賃金を払うことができれば、これにこしたことはありませんし、また働く人たちも一軒一軒の農家の手法の違いなど非常に勉強ができる事業だと思えます。これはぜひ今後も続けていっていただきたいと思っております。そして、私は一番この芦北農業で問題点があるのは、垂直に近い急傾斜の問題ではないかと思えます。農地法の問題等があると思えますけれども、今後急傾斜の農地を活用するという考えよりも平坦地を造成する、或いは農地を集積して農業を行っていくように行政側も取り組んで、強く取り組んでいくべきだと思えますが、そこをもう一度農林水産課長、お答えをお願いいたします。

○議長（藤井公明君） 柳田農林水産課長。

○農林水産課長（柳田豊彦君） お答えします。

まず、アグリサポート事業につきましては、平成24年度の新規事業として組み立てをいたしました。この前提といたしまして、今後の芦北農業を考えた場合に、水田におきましては、集落営農の取組みを進めること、そして特産品の果樹につきましては、御指摘のとおり急傾斜地が多ございますので、この急傾斜地をすべてやめて平坦地に変えろということもできませんので、この急傾斜地を維持をして、特産物の甘夏、デコポンの生産量を落とさないという観点からすると、除草でありますとか摘果でありますとか、そのような基幹作業をですね、受託をする組織の充実を図らなければならないと。そのような観点を強く思っております。そういう

ことからこのアグリ事業を立ち上げたものでございます。

それで、アグリ事業につきましては、今年の予算をお認めいただければですね、その結果を見ながら来年度以降にまた充実をさせるなりしていきたいというふうに農林水産課としては考えているところでございます。

この平坦地の造成という御指摘もございましたが、それはそれで進めるべきだろうと思いますけれども、これにつきましては、何と言っても一義的には生産者の側ですね、御意向を確認をしながらですね、適切な事業を探し出しながら御協力をしていきたいというふうに思っているところでございます。

以上です。

○議長（藤井公明君） 宮尾君。

○10番（宮尾秀行君） 現在の果樹園、特に急傾斜を休耕されているところは、もうとても手が付けられる状態ではありません。それを一挙に雑種地、あるいは原野というふうに戻すということはなかなかできないとは思いますが、このごろ農業後継者の方と話をしていく中に、重油とか確かに高い時期が続いておりますけれども、どうしても集団農地とかハウスの団地化計画などあればなという話をしております。また、それがないとどうしても生きていけないんじゃないかというところまで話をしております。ですから、今後若い後継者、あるいは中堅の方々のグループ、団体等がこの場所で集団農地を開いてくれないかというような話を持ってきたとき、或いは行政側からでもそういう計画を考えていらっしゃるのか、またそういう計画は持って来たときには積極的に取り組んでほしいと思いますが、それについてお答えを願いたいと思います。

○議長（藤井公明君） 柳田農林水産課長。

○農林水産課長（柳田豊彦君） お答えします。

それにつきましては、従来からですね、そのような姿勢で取り組んでおりますし、今後もそのつもりでやっていきたいと思っております。

○議長（藤井公明君） 宮尾君。

○10番（宮尾秀行君） 今後もぜひ相談相手になって、事業の要望があればぜひうまく後継者が残るように頑張っていただきたいと思います。そして、私は農業委員会等も大変苦勞をされていると思いますが、その中で先日私が人からお願いがあったことを、農地を探してくれないか、古いハウスがないかというような相談があったときに、農業委員会が一生懸命動いて、すぐ返答していただいたことに関しましては、心より御礼を申し上げて、この2番目の質問を終わりたいと思います。

大きな2番目に、郷土愛を育む施策についてであります。町長の答弁のように、恐らくカンボジアを挙げられるんじゃないかと私は思って準備をいたしておりました。

た。まさにこの運動は、子どもたちを中心に国際感覚を体に植付け、外国とふるさとを比較することにより平和のありがたさを学ぶすばらしい施策だと感じております。欲を言えば、募金活動の集大成で学校建設時に子どもたちを現地派遣しておりますが、少しでも多くの子どもたち、いろんな安全面、或いは予算面の考慮をしなければいけません、なるべく多くの子どもたちが行けるように、定期的に派遣事業を実施できないかをお訪ねをいたします。

○議長（藤井公明君） 井上企画財政課長。

○企画財政課長（井上民男君） お答えいたします。

多くの児童生徒の派遣をということでございますけれども、平成13年度から派遣を行っております、現在全体で134名を派遣をいたしております。その中で、うち小中高生で76名等を派遣をいたしております。平成24年度の予算を承認いただきますと、スタディツアー等もですね、計画いたしておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上でございます。

○議長（藤井公明君） 宮尾君。

○10番（宮尾秀行君） 鬼哭啾啾（きこくしゅうしゅう）としたトゥールスレン博物館など、見学すれば、必ず平和の尊さが身体髪膚に染み渡ると思います。ぜひ実行していただくように望みます。私は、町長に対してまず一番目というような質問をいたしておりますが、私自身、その次は何だったろうかということを考えておりますが、私は体育施設などの充実だと私は思います。さまざまな好結果を連れてきているんじゃないかと思ひます。各種スポーツ選手のレベルも種目クラブも充実し、県代表、日本代表の選手が数多く誕生するようになり、それに加えて地元で立派な大会が行われるようになり、それを見学できるということはこの上ない幸せではないかと思っております。特に、うたせ杯などの空手道大会は、関係者一丸となって世界レベルの大会を開いてくれております。町民としてもとても誇らしげに思ひます。ビーチサッカーや火縄銃サミットも御立岬というすばらしいところで全国開会があり、話題には事欠きません。また、去年は屋内相撲練習場ができたため、芦北町にちょんまげ姿の力士を呼んで町民を喜ばせたいと言っておられたことが実現し、町民がどれだけ楽しい夢を見られたか計り知れないと思ひます。人は夢を見なければ人生は充実をいたしません。今後も郷土愛を育む事業を展開されて、どこに出ても芦北町という誇れる故郷に裏打ちされた自信に満ちあふれた子どもたちを育てていただくことを希望して、この質問を終わります。

次に、国旗掲揚のことでございます。私も大変寂しいと思ひます。私たちの子どもの頃には、学校の先生が明日は祝日だから国旗を上げろというような指導をされ

ていたように思います。自治体として広報ができないということは、大変寂しい限りでありますけれども、これは恐らく日本が歩んできた道を一部批判する人たちが軍国主義を想像させたり兵隊を送り出している情景に似ているというような言葉が出始め、日本政府も経済発展という名のもとで愛国心を育む教育が少しずつなおざりになってきていると思っています。ただ、よく考えてみますと、日本人の努力と技術力で目覚ましい発展を成し遂げ、世界に名だたる大国になりましたが、それに引き換え、何か失われはしなかつたでしょうかとっております。実態のないものに投資をし、いわば投資家たちのマネーゲームに踊らされたバブル景気、それがはじけ残ったものは暖衣飽食の中で厳しい現実から逃避する気概のない日本人だと思います。いわゆる現状の幸せを見いだせず、少しのことではありがたみも感じず不満だけを口にする人々が増えたような気がします。現状に慣れてしまうということでは、自治体の住民サービスや施策も同じことが言えます。一つのことをすれば、そのあとでこれもしてくれればよかったのにとか、そういう話をよく聞きますが、これはやはり自治体のほうも工事、あるいは施策を行う前にはよく地元の説明会とか住民説明会をしなくてははいけません。それはやはり行政側も落ち度があるんじゃないかと思えます。今後、一つの施策が良いことならばぜひ住民説明会などを行って実施をしていただければと思います。今回の予算にも載っておりますが、海浦の簡易水道の配水管工事におきましても、これは合併しなければ絶対水源がないわけですからできないことでもあります。ぜひ説明会をしていただきたいと思えます。

すべての国民は戦争は二度と起こしてはいけなないと考えているでしょう。大震災に関連したアンケートで、自衛隊の活動目的が災害救助から外国からの侵略防止が大きく増え、将来戦争に巻き込まれると思っている人が7割以上に上っております。ふるさつを見つめ直し、郷土愛が育たなければ、外国からの領海侵犯など理不尽な行動をされても意味も分からず指をくわえているしかない日本国民になってしまうと思えます。

そこで、行政として国旗掲揚の指導ができないのならば、ほかの施策を通じて東日本の震災でも分かるような立派な日本人の心を育てていてもらいたいと思えますが、その施策はありますか。

○議長（藤井公明君） 澁谷教育委員長。

○教育委員長（澁谷百錬君） 法律的なこと等ございまして、思っていることも言えないような状況がありまして、委員長も少しこの状況をそのまま見過ごしていいのかという気持ちはあります。ただ、私に与えられている範囲内でお答えをさせていただくとするならば、かつて民間団体と同じような、先ほど私が申しました国旗掲揚の件等につきましては、行っていたようでございます。また、私たちが関わ

らない場合、民間団体や任意団体の啓発というのは許されていると思います。いずれにしても、今生きている一番中心になって動いているものたちが、やはり後進を育てるために家庭の教育の中とか、先ほどの意図をですね、反映できるような教育をしていくことに尽きるんじゃないかと、そういうふうに考えております。

以上です。

○議長（藤井公明君） 宮尾君。

○10番（宮尾秀行君） 個人個人の思想自由を奪うことはできませんけれども、日頃より国旗の話足を足がかりに、平和国家の話仲間、友人たちと話す機会を増やすことを願って、この質問を終わりたいと思います。

大きな3番目の項目であります。田浦中学校周辺整備について伺ったことの再質問でありますけれども、中央公民館跡地が駐車場として利用し始めてから、かなり時間が経ちます。以前、統合したときに駐車場をつくってくれないかという陳情がございましたけれども、それは陳情として取り上げることができませんでした。ただ、今の中央公民館の駐車場等を中学校の正門入口のところのプランターとか、そして小さな植え込み等もあります。あれを取り除いてアスファルトをして駐車場と整備をすれば、かなりいい駐車場ができると思います。そういうことで、先ほど教育長がお答えをされたように、ぜひ早急に現状調査されて実施していただきたいと思います。そして、小学校の問題でありますけれども、学校の先生たちはやはり現場というものを自分の家庭と思って常日頃から管理をしなくては行けないと、私は思っております。田浦小学校の正門の正面玄関の近くには、大きな13、4メートルほどもあるイトヤシの木が3本ほど植わっておりましたが、かなり危険で毎年といますか、何年かに1回ぐらい枝を落としておりましたが、とうとう私たちがPTAの役員のとときに自ら根っこから切り倒しました。数名の方で行ったわけでありまして。そして、現田浦小学校のグラウンド整備は、旧田浦町時代、谷邊教育長のとときに一般質問いたしまして、1,600万円ほどの予算で水はけがいいグラウンドにさせていただきました。その後、草もなかなか取られませんし、また、水はけのために大きな農業用水の側溝は1回蓋を取り外せば、すぐ横に大きな木がありますので根っこがはってもう二度と蓋をはめることができません。ですから、新しい水はけの溝をつくって、その上に軟らかい金属製の蓋、ゴムがついている蓋をかぶせてあります。ただ、その蓋も運動会るとき、恐らく車を入れたりしたんだろうと思いますが、かなり変形してへこんでしまっております。私もかなり長い間、これはどうかすればいいのにとお思いまして、私自身ひとつハンマーで叩いてみたらきれいに直るわけです。ですから、いろんな現場であいさつ運動やら何やら教育をされておりますけれども、やはり学校の先生たちはそういう教育をされると同時に、やはり

自分たちが勤めている学校は自分達である程度は整備をしていかななくてはいけないんだというような感覚を身に付け、指導しなくてはいけないんじゃないかということ強く、常日頃思っております。ですから、今後学校の整備で行政側に手助けを求めるのもいいですけども、教育委員会のほうからでもやはり強く、そういう学校整備は先生たちが自ら注意を払うべきじゃないかということは、指導をしていただきたいと思っておりますが、それについて。

○議長（藤井公明君） 竹浦教育長。

○教育長（竹浦裕道君） お答えいたします。

宮尾議員の御指摘、まさにそのとおりであろうかと思っております。学校現場におきまして、自分たちの職員一同、自分たちの施設、子どもたちをしっかりと教育するための自分たちの施設として、その意識付けをしっかりと持たせながら強い指導を行っていきたいと思っております。ありがとうございます。

○議長（藤井公明君） 宮尾君。

○10番（宮尾秀行君） 環境整備のほうにも力を入れて、また快適な住環境の整備という面からも現在の駐車場等はぜひ実現をしていってほしいと思っております。

最後になりましたが、給食センターの跡地利用ということで、将来恐らく駐車場等になるんじゃないかならうかと思っております。それを考えたときに、やはりあのとき隣の土地を買わなくて良かったなという気がいたしております。普段、駐車する車は恐らくないと思っておりますけれども、やはり大きな運動会とかそういうときに、現給食センター等が満杯になってちょうどいい駐車スペースが確保できるんじゃないかというふうに思っております。計画どおり進めていってもらえればと思います。

最後になりましたけれども、この我が国の行く末も不安定な中で、芦北町も豊かな心の人づくりに重きを置き、施策を展開しております。それを身に付け大人になった人々が、文化スポーツなど多方面でがんばり、全国に自慢できる町になっていると思っております。経済不況の中で課題は多いものの、執行部、職員一丸となり、今の鼓腹撃壤がより安定するように期待して、一般質問を終わります。

○議長（藤井公明君） 宮尾君の質問が終わりました。

以上で、一般質問を終わります。

-----○-----

○議長（藤井公明君） 本日の日程はすべて終了しました。

本日はこれで散会します。

ご苦労さまでした。

-----○-----

散会 午後1時48分

平成24年第1回芦北町議会定例会議事日程（第3号）

平成24年3月16日

午前10時 開 会

於 議 場

1 議事日程

開会宣告

（一括議題＝日程第10まで）

- 日程第 1 議案第 7号 平成24年度芦北町一般会計予算
- 日程第 2 議案第 8号 平成24年度芦北町国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第 3 議案第 9号 平成24年度芦北町介護保険事業特別会計予算
- 日程第 4 議案第10号 平成24年度芦北町簡易水道事業特別会計予算
- 日程第 5 議案第11号 平成24年度芦北町農業集落排水事業特別会計予算
- 日程第 6 議案第12号 平成24年度芦北町生活排水処理事業特別会計予算
- 日程第 7 議案第13号 平成24年度芦北町有温泉事業特別会計予算
- 日程第 8 議案第14号 平成24年度芦北町奨学資金貸付事業特別会計予算
- 日程第 9 議案第15号 平成24年度芦北町後期高齢者医療事業特別会計予算
- 日程第10 議案第16号 平成24年度芦北町水道事業会計予算
- 日程第11 議員派遣の件

（一括議題＝日程第15まで）

- 日程第12 総務常任委員会の閉会中の継続審査及び特定事件（所管事務）調査の申出
- 日程第13 建設経済常任委員会の閉会中の継続審査及び特定事件（所管事務）調査の申出
- 日程第14 文教厚生常任委員会の閉会中の継続審査及び特定事件（所管事務）調査の申出
- 日程第15 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の申出

（閉 会）

2 出席議員（16人）

- | | |
|--------------|--------------|
| 1番 坂 本 登 君 | 2番 林 田 燿 宏 君 |
| 3番 宮 内 道 則 君 | 4番 寺 本 順 一 君 |
| 5番 古 村 逸 男 君 | 6番 白 坂 康 浩 君 |

7番 草野安道君
9番 元山秀志君
11番 平松洋一君
13番 水口宣之君
15番 寺本修一君

8番 前田徹一君
10番 宮尾秀行君
12番 川尻成美君
14番 岡部恵美子君
16番 藤井公明君

3 欠席議員（0人）

4 説明のため出席した者の職氏名（18人）

町長	竹崎一成君	副町長	藤崎正司君
教育委員長	澁谷百鍊君	教育長	竹浦裕道君
総務課長	中原豊徳君	企画財政課長	井上民男君
税務課長	農中豊君	住民生活課長	迫本文雄君
福祉課長	大岩憲治君	農林水産課長	柳田豊彦君
商工観光課長	坂梨優君	建設課長	山口純志君
上下水道課長	湯野一之君	会計管理者兼 会計室長	吉田茂君
田浦基幹支所長	野口博司君	教育課長	永田光洋君
生涯学習課長	寺川健一君	農業委員会 事務局長	早川純一君

5 職務のため出席した事務局職員の職氏名（2人）

議会事務局長 福山勝廣君 次長（主幹） 福田貴司君

開会 午前10時00分

-----○-----

○議長（藤井公明君） おはようございます。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の日程はお手元に配付しております議事日程の表のとおりです。

-----○-----

- 日程第 1 議案第 7号 平成24年度芦北町一般会計予算
- 日程第 2 議案第 8号 平成24年度芦北町国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第 3 議案第 9号 平成24年度芦北町介護保険事業特別会計予算
- 日程第 4 議案第10号 平成24年度芦北町簡易水道事業特別会計予算
- 日程第 5 議案第11号 平成24年度芦北町農業集落排水事業特別会計予算
- 日程第 6 議案第12号 平成24年度芦北町生活排水処理事業特別会計予算
- 日程第 7 議案第13号 平成24年度芦北町有温泉事業特別会計予算
- 日程第 8 議案第14号 平成24年度芦北町奨学資金貸付事業特別会計予算
- 日程第 9 議案第15号 平成24年度芦北町後期高齢者医療事業特別会計予算
- 日程第10 議案第16号 平成24年度芦北町水道事業会計予算

○議長（藤井公明君） 日程第1、議案第7号、平成24年度芦北町一般会計予算から日程第10、議案第16号、平成24年度芦北町水道事業会計予算までを一括議題とします。

それでは、定例会初日に各常任委員会に付託しておりましたので、委員長に報告を求めます。

質疑は3人の委員長報告が終了したのち、一括して行います。

はじめに、元山総務常任委員長。

○総務常任委員長（元山秀志君） 皆さん、おはようございます。

ただいまから、総務常任委員会に付託されました案件につきまして、委員会における審査の経過並びに結果について報告を申し上げます。

本委員会に付託されました議案第7号、平成24年度芦北町一般会計予算について申し上げます。

平成24年度の一般会計予算総額は、平成23年度比0.1%増の97億7,300万円となっており、地方交付税は2.9%増の44億9,500万円が見込まれております。

以下、審査過程において論議された主なものについて申し上げます。

企画財政課では、地方バス運行補助金がふれあいツクールバス運行により減額計上されております。まちづくり事業では結婚支援事業等が継続されるほか、あしき

た写真フェスタ補助金が計上されております。また、カンボジア派遣事業費やブータン王国の研修員受け入れ経費などが計上されております。

主な質疑として、大関水や焼酎の販売実績とメリットはとの質疑に対し、大関水は、平成22年度で7万844本出荷しており売り上げが533万2,694円、製造費が470万1,076円となっている。葦分・夢あしきたは織月酒造が製造・販売し、原材料の購入が芦北町よりなされており、どちらも県内外で販売され芦北町のPRとなっているとの答弁がありました。

おれんじ鉄道の観光列車導入計画等についての質疑に対し、環境首都推進事業で行うもので観光列車専用に変更し観光客誘致につなげたいとの答弁がありました。また、委員からおれんじ鉄道の利用促進や列車への自転車の持ち込みができるよう、肥薩おれんじ鉄道株式会社に要望していただきたい旨の発言がありました。

予算書の表記についての質疑があり、債務負担行為調書の年号等の表記については、地方自治法施行規則に定められた様式に基づいて記入してあり変更が可能かどうかを含め検討するとの答弁がありました。

総務課では、第二期行政改革大綱に基づき、組織・構造の見直しなど、行政組織の強化に努め事業がなされております。

主な質疑として、町長交際費の内訳や減額予算としなかった理由はとの質疑に対し、内訳としては来庁者に対するものや慶弔費、会費などがある。減額予算計上しなかった理由としては、不確定要素が多すぎるためと説明がありました。

非常備消防費で、軽自動車の積載車について、今後の配備予定は等の質疑に対し、平成24年度は5分団に配備予定だが、今後実情にあった更新をしていきたいとの答弁がありました。

防災行政無線の屋外拡声子局整備について、予算が計上されていないが、今後どのような対応をするのかとの質疑に対し、補正予算で拡充計画を立てることとしており、設置場所や双方向通信の必要性等について検討しており、現在計画策定中であるとの答弁がありました。

質疑終了後、町長交際費について、来庁舎へのお土産代に公費である町長交際費から支出されていること、平成23年度の実績見込み額が反映されておらず、減額予算になっていないという反対討論に対し、来庁舎に対する町のPRや行政推進する上で町長交際費も極めて町民のためになっていると解釈しており、他市町と比較して計上するものではなく、必要な交際費は公費として計上するのが当然だという賛成討論があり、起立による採決の結果、1名のみ反対がありましたが、賛成多数で原案のとおり可決することに決しました。

議会事務局では、新たに議会運営委員会研修が予算計上されておりますが、共済

費の負担率が減ったこと等により減額となっております。

主な質疑として、議長交際費について減額の理由及び議会だよりによる公開は、との質疑に対し、弔電、祝電の役務費への組み換えや行事の見直しにより減額になったことや、議会だよりによる公開は広報特別委員会で話し合いも必要であるとの答弁がありました。

基幹支所では、住民生活課で一括計上されていた戸籍手数料等が、平成24年度から基幹支所費で歳入予算に計上されております。

窓口の対応について質疑と要望があり、状況に応じた迅速・丁寧な行政サービスを目指して行っており、問題なく対応できているとの答弁がありました。

税務課では、地方税法改正による年少扶養控除の廃止や、本町主要企業の比較的順調な回復により、個人町民税・法人町民税については増額予算が計上されていることや、固定資産税では地籍調査終了後、平成27年度から新地積による課税を行うため、新規事業として土地家屋悉皆調査事務委託料が計上されていると説明がありました。

主な質疑として、土地家屋悉皆調査事務委託先の業者は、との質疑に対し専門知識を持った業者で指名競争入札になると思うとの答弁がありました。

滞納対策についてはという質疑に対し、芦北地域振興局と合同で催告状を発送したり、滞納整理支援システムを活用し徴収対策をとったりしているとの答弁がありました。

以上が論議されました主な内容であります。議案第7号、平成24年度芦北町一般会計予算につきましては、原案のとおり可決することに決しました。

以上で、総務常任委員会に付託されました事件の審査経過と結果報告を終わります。

○議長（藤井公明君） 次に、草野建設経済常任委員長。

○建設経済常任委員長（草野安道君） 建設経済常任委員長報告を申し上げます。

建設経済常任委員会に付託されました案件のうち、予算関係6議案について、本委員会における審査の経過及び結果について御報告申し上げます。

はじめに、議案第7号、平成24年度芦北町一般会計予算について申し上げます。

まず建設課では、新たに取り組む花岡東地区強制排水ポンプ場建設工事などの主要事業についての説明があり、予算計上額は7億883万円で、湯北都市下水道事業等の完了に伴い、対前年比5,678万6,000円の減となり、委員からは、道路新設改良費で測量設計業務委託を行う射場芦北線はどこかという質疑に対し、みつば学園前から山沿いを通り芦北学園付近につながる道路であるとの答弁がありま

した。

商工観光課では、新たな特産品づくりとして、御立岬温泉の原水と再生可能エネルギーを活用した「温泉塩」の商品化などの主要事業について説明があり、予算計上額は4億5,476万7,000円で、対前年比8,566万1,000円の増となり、委員からは、塩の製造・販売に伴う経営は厳しいと思うがどのように考え、また対応していくのかという質疑があり、収支の見込みは多くの事例を参考にし検討を重ねており、良好な運営ができるよう目指していくとの答弁がありました。

上下水道課では、生活排水対策事業費及び飲料水供給施設費の予算計上額が2億1,796万2,000円、対前年比277万4,000円の減となり、委員から、飲料水供給施設事業費の補助金について、今回の交付予定地区は白石地区ということであるが、事業の内容はどのようなものかとの質疑に対し、取水ポンプ及び揚水管の取替えと電気設備の整備を行うとの答弁がありました。

農林水産課では、牛の水漁港整備事業や田浦漁港施設を対象とした水産物供給基盤機能保全業務委託などの主要事業についての説明があり、予算計上額は6億3,159万9,000円で、対前年比7,443万7,000円の増となり、委員から、クマモト・オイスターの生産に取り組んでいる市町や団体はどれくらいあるのか。また、特産品になる可能性はあるのかとの質疑に対し、現在直接取り組んでいる市町はなく、真珠や貝の業者など約10団体が取り組んでいる。熊本県から芦北漁協への種ガキ配布は1万個のため、全量販売しても100万円程度であり、種ガキ生産が本格化しないと事業として成り立たない。特産品になるためには、ある程度の期間が必要であるとの答弁がありました。

農業委員会では、継続して耕作放棄地の解消等に取り組むとの説明があり、予算計上額は979万円で、対前年比27万8,000円の増となり、委員から、復元が難しい農地は山林化するということではできないかという質疑に対し、農地に植林するときは周囲の営農状況等を考慮した上で、農地法第4条の転用許可申請を行う必要があるとの答弁がありました。

以上、質疑終了後は討論もなく、議案第7号については全会一致で原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第10号、平成24年度芦北町簡易水道事業特別会計予算について申し上げます。

平成24年度は、海浦地区の水源能力低下と水質悪化を解消するため、鶴木山から海浦まで送水管布設工事等を行う説明があり、予算計上額は9,800万円で、対前年比2,180万円の増となり、委員から、海浦地区住民に対し、工事前に事業の説明会を行う考えはないことの質疑に対し、工事着工前に説明会を開催したい

と考えているとの答弁がありました。

以上、質疑終了後は討論もなく、議案第10号については全会一致で原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第11号、平成24年度芦北町農業集落排水事業特別会計予算について申し上げます。

平成24年度も移動脱水車による汚泥の搬出コスト削減等を継続して取り組むとの説明があり、予算計上額は2億1,700万円で、対前年比120万円の減となり、委員から、不明水調査とはどのような内容かとの質疑に対し、芦北地区と米田地区において下水管にロボットカメラを入れて雨水等の流入箇所を見つける作業であるとの答弁がありました。

以上、質疑終了後は討論もなく、議案第11号については全会一致で原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第12号、平成24年度芦北町生活排水処理事業特別会計予算について申し上げます。

平成24年度も市町村設置型の浄化槽742基に対する維持管理が主なものであるとの説明があり、予算計上額は5,630万円で、対前年比100万円の減となっております。

以上、説明後は質疑・討論もなく、議案第12号については全会一致で原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第13号、平成24年度芦北町有温泉事業特別会計予算について申し上げます。

平成24年度は、湯浦温泉センター改築工事の実施設計などを行うとの説明があり、予算計上額は1億870万円、対前年比380万円の減となり、委員から改築に関しての経緯と要望のとりまとめはどのようになっているのかとの質疑に対し、地元説明会を昨年2回開催した。基本的に現存規模で進めたいが、今後も地元と協議を行いたいとの答弁がありました。

以上、質疑終了後は討論もなく、議案第13号については全会一致で原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第16号、平成24年度芦北町水道事業会計予算について申し上げます。

平成24年度は、城山配水池の造成工事及び本体築造工事などを行うとの説明があり、予算計上額は収益的収支予算と資本的収支予算の合計が6億5,866万1,000円で、対前年比3億4,948万円の増となり、委員から、現在、造成地の法面が崩れており、隣接している土地の相談はできないのか。また、広く平らなと

ころに本体を設置した方が良いのではないかとの質疑に対し、地権者への相談を含め、掘削費や運搬経費等を考慮した上で対応していきたい。なお、法面勾配はできるだけ緩くしたいとの答弁がありました。

以上、質疑終了後は討論もなく、議案第16号については全会一致で原案のとおり可決することに決しました。

以上で、建設経済常任委員会に付託されました事件の審査経過と結果の報告を終わります。

続きまして、閉会中の継続調査としていました湯北都市下水路事業について、現地調査を行いましたので、結果を御報告申し上げます。

建設課から、事業に伴う工事は順調に進み、平成23年度中に竣工する運びであるとの説明があり、その内容を確認したところ、問題なしと判断しました。

以上で、閉会中の継続調査の報告を終わります。

○議長（藤井公明君） 最後に、白坂文教厚生常任委員長。

○文教厚生常任委員長（白坂康浩君） 3月2日の本会議において、文教厚生常任委員会に付託されました案件について、委員会における審査の経過並びに結果について御報告を申し上げます。

本委員会に付託されました案件は、予算関係5議案と陳情書3件でございます。

まず、議案第7号、平成24年度芦北町一般会計予算について、審査過程において説明、論議された主なものについて申し上げます。

福祉課の民生費予算総額は、前年比約0.7%の増となっており、わが国の福祉を取り巻く環境は少子高齢化に伴う影響で大きく変化し、子ども手当や障害者自立支援法の見直し等による、福祉事業の新たな支援策が図られております。特に、24年度から子ども医療費助成を18歳まで引き上げて子育て家庭負担軽減を図る施策は、町民にとっては大変ありがたいものであります。

公立保育所民営化の状況についての質疑に対しては、22年度から職員による研究協議会を3回と、外部委員会を含む検討委員会を数回開催し、取りまとめを進めているとの答弁でした。また、水俣・芦北地域見守り推進活動、認可外保育施設運営費補助、老人公衆浴場無料入浴料補助等についての質疑に対し、それぞれ詳細に答弁がありました。

住民生活課の一般会計については、人件費を除いて対前年比1億3,644万2,000円増の予算措置をされております。増加した主な理由は、女島活力推進センターの工事費等の増と東部保健福祉センター体育館（旧吉尾中体育館）の解体工事費によるとの説明がありました。

平成23年10月に県から事務・権限が移譲されたパスポート申請・受付につい

での質疑には、月平均20件程度の申請があるとの答弁でありました。

また、バイオディーゼル製造モデル事業についての答弁を求めたところ、地球温暖化防止、CO2削減、リサイクルを目的として家庭からの廃食油を改修し、ディーゼル燃料を精製するという一方で、回収目標は年間5,000リットルで転化後は清掃センター、ダンプの燃料として使用しているということでありました。他に不法投棄や水俣病申請受付、太陽光発電システム設置費補助金等についての質疑に対しても詳細な答弁がありました。

教育課では、一般会計で4億3,299万円が計上され、対前年比8%の増額となっており、その理由は学校施設の修繕と佐敷給食センターの解体工事によるものと説明を受けました。新規事業では、デジタル教科書を湯浦小と佐敷中に導入し、ICT機器の活用による学力向上と教職員の業務負担軽減を図られるようであります。他に小中学校のエアコン整備や自立支援事業、幼稚園運営についてと学力調査の結果等について質疑をいたしましたところ、詳細に答弁がありました。なお、防犯カメラの設置については、安心・安全の観点からすべての学校に整備されるように要望を申し上げておきました。

生涯学習課では、対前年比4,700万円余りの減額の予算となっておりますが、その主な要因については、花岡地区埋蔵文化財出土物整理に係る業務委託料の減と県民体育祭の負担金の減、丸米の体育館屋根修繕が終わったことによる減であるとの説明でありました。新規事業として、南九州西回り自動車道建設に伴い、山川地区埋蔵文化財の発掘調査やV・チャレンジリーグ女子バレーボール大会等も計画されているようであります。

質疑については、星野富弘美術館の入館者数や温泉プールの収入について、V・チャレンジリーグ女子バレーボール大会の内容について、町民講座についてと社会教育センター施設整備基本構想について各委員から求められ、担当から詳細に答弁がありました。委員会から要望事項として、岩崎グラウンドの排水対策や温泉プールの施設改善、さらに星野富弘美術館が町民の身近な施設となるように努力していただきたいということを申し上げておきました。

以上、質疑終了後は討論もなく、議案第7号、平成24年度一般会計予算については全会一致で原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第8号、平成24年度芦北町国民健康保険事業特別会計予算について申し上げます。

1人当たりの医療費についての質疑に対し36万7,416円で、対前年比4,560円の増という答弁でありました。

また、直営診療施設勘定において、吉尾温泉診療所の今後の運営についての質疑

には、当面の間存続することが望ましいということ、また方針として常勤医師の確保を最優先課題として取り組み、確保までの間は現在の週3日体制を維持していくという答弁でした。

以上、質疑終了後は討論もなく、議案第8号については、全会一致で原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第9号、平成24年度芦北町介護保険事業特別会計予算について申し上げます。

予算総額は19億9,430万円で、23年度より5,700万円の増となっております。

増額の主な理由としては、介護報酬改定及び受給者の増によるとの説明でありました。県内での本町の介護保険料の水準についての質疑に対し、本町の基準月額額は4,410円で、水俣市、津奈木町をはるかに下回っており、報道によると全国平均は5,000円を超える見込みであるとの答弁でした。

以上、議案第9号については討論もなく、全会一致で原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第14号、平成24年度芦北町奨学資金貸付特別会計予算について申し上げます。

予算総額は3,010万円で、対前年度比140万円の増となっております。

増額の理由については、大学生の奨学資金貸付金額を3万円から5万円に引き上げるもので、昨年の委員会での要望が検討された結果とも思われました。また、高校の新規借入れが少ないのはなぜかという質疑に対し、国の政策で高校の授業料無料化がその理由であろうかという答弁でした。

以上、議案第14号については討論もなく、全会一致で原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第15号、平成24年度芦北町後期高齢者医療事業特別会計予算について申し上げます。

予算総額2億5,420万円を措置し、疾病の早期治療、重症化防止のために健康診査委託事業や人間ドックの助成の費用が計上されております。

以上、議案第15号については、質疑・討論もなく、全会一致で原案のとおり可決することに決しました。

次に、陳情書について申し上げます。

当委員会に付託されました陳情書は3件であります。そのいずれも簡単に結論が出せる内容ではなく、現地調査等も含めて検討する必要があるため、全会一致で継続審査とすることに決しました。

以上で、文教厚生常任委員会に付託されました事件の審査経過と結果の報告を終わります。

○議長（藤井公明君） 委員長報告が終わりました。

これから委員長報告に対する質疑を一括して行います。質疑はありませんか。川尻君。

○12番（川尻成美君） 建設経済常任委員会の報告に対しまして、委員長に質疑を申し上げます。

商工観光費のことをございますけども、昨日の一般質問でも論議がされました温泉塩の問題であります。いろいろと質疑・議論がされたように、ここに報告を受けておりますが、執行部の収支の見込みは多くの事例を参照にして検討を重ねており、良好な運営ができるというように目指していくという答弁であったというふうに報告がありましたけども、議論の内容を詳しくお聞かせいただきたいというふうに思います。

私も昨日、商工観光課の今回温泉塩の事業に対するの予算計上の部分を見てみますと、初期投資にですね、6,091万円の事業費、あと設計費が320万円、DVD・その他789万1,000円、そして役務費等で7,120万円かかります。その収入の内訳は過疎債が2,500万円、国から環境都市のほうで4,500万円ということで、一般財源が120万円ということをございます。そういうことを見てみますとですね、まだ年間の管理運営が建物を造ればずうと毎年かかるわけがありますので、そういうことも協議されたのかという2点をお答えいただければと思います。

○議長（藤井公明君） 草野建設経済委員長。

○建設経済常任委員長（草野安道君） 川尻議員の質問に対して、委員会で行った内容について説明を申し上げます。

まず、検討の内容をございますけれども、まず予算書についてだけ説明がありましたので、これだけではやはり予算を可決するわけにはいかないということで、途中で一応休憩を取り、昨日ありました予算の収支計算書等を徴集をし、全議員に配付をし、それから休憩を取って検討をした結果、先ほどありましたように国が4,500万円、過疎債が2,500万円等があり、町の持ち出しは一応120万円程度であるということから、あまり町としての負担はないんじゃないかなろうかということで一応了解し、全会一致で一応可決した内容をございます。

それと、収支計算書は昨日のとおりをございますけれども、昨日もあったわけですが、収支計算書の中では売り上げがキロ単価2,000円ということで、860万円余りが売り上げということでありましたが、その中で860万円を一応800

万円で絞った中での収支計算がなされ、220万8,000円余りの収益が出るということでの説明があった関係で、皆さん全会一致で可決したという内容でございます。

以上でございます。

○議長（藤井公明君） 川尻君。

○12番（川尻成美君） そういう書面上のですね、収支を出されて納得したということでございますけども、私はどうも納得いかないのが、平成22年5月9日の熊日新聞で、こういう報道がなされました。

○議長（藤井公明君） 川尻君、川尻君が納得いかんのはここには関係ありません。委員会です、どうということが論議されたかと、それだけしか聞けませんから。個人的な意見は述べられませんからね。委員会で議論があった、その内容がどうだったかということは聞けますけど、自分のですね、意見を述べるということですね、これは委員長の報告に対してのこれは質疑ですからですね、そこはちょっと考えてもらわんとはいけませんよ。

○12番（川尻成美君） 議長の言われることですので、素直に聞きますが、要するにこういう報道をなされたわけですので、要するにそうです、佐賀大学とのですね、研究もなされてますよね、そういう中で町長も答弁が昨日ありましたように、相当いいミネラルだというふうに思って、塩が健康食にいいのか私は今減塩をしなければ成人病予防には減塩が大事ですけども、そういうことも答弁されたんですけども、そういうデータなんかも出されて協議をされたんですか、いかがですか。

○議長（藤井公明君） 草野建設経済委員長。

○建設経済常任委員長（草野安道君） そういうデータはございませんでした。3年間の経過等についての説明はありましたが、データの的にはありませんでした。

○議長（藤井公明君） ほかにありませんか。宮尾君。

○10番（宮尾秀行君） 総務常任委員長に質疑をいたしたいと思います。

ただいま総務常任委員長報告で、総務課の中で町長交際費が平成23年度の実績見込みが反映されず減額されていないため反対討論があり、結果、起立による採決となり、賛成多数で原案どおり可決したと報告がありました。

交際費について、昨日の一般質問でも議論がっております。平成24年度の予算書を見ますと、総務費の一般管理費において、10節に交際費とあります。これが300万円となっており、これが減額されていないということだと思います。私は、この交際費が一般質問で何回か取り上げられた中で、町長交際費という名称自体に疑問を持っております。理由は、町長の個人の交際費ではなく、町の代表者として公の交際を進める上で必要な経費と思っております。その辺については、予

算審議の中で質疑はなかったか、お尋ねをいたします。

○議長（藤井公明君） 元山総務委員長。

○総務常任委員長（元山秀志君） ただいま宮尾議員の質問に関しまして、先ほど委員長報告で申し述べましたとおり、町長交際費の内容等につきましては質疑及び答弁がございましたが、説明欄の町長交際費という名称及び文言についての質疑はございませんでした。

以上です。

○議長（藤井公明君） 宮尾君。

○10番（宮尾秀行君） その文言についての質疑はなかったということですが、県内の自治体において説明欄に記載がないところがいくつかあるようです。熊本市の交際費運用指針では、熊本市交際費取扱い指針となっているようです。本町で言えば芦北町交際費ということになるわけですが、そのことについてはいかがでしょう。

また、このことは議長交際費にも言えることと思いますが、併せてお願いをいたします。

○議長（藤井公明君） 元山総務委員長。

○総務常任委員長（元山秀志君） ただいま宮尾議員から質問といたしますがご提言がありました。すでに委員会審議も終了しておりますし、私のほうから答弁できるものとは思いませんので、議長のほうにお取り計らいをお願いいたします。

○議長（藤井公明君） 先ほど川尻君にも、私見は述べられませんよと申し上げておりますが、議長の見解ということですが、この件はですね、もうすでに総務常任委員会でも委員長が発言のとおり審議は終わっております。したがってですね、もう24年度の予算の総務委員会で採決の結果、可決したということですので、このことについてはですね、今後執行部のほうでですね、十分検討することを求めます。

以上です。

ほかにありませんか。岡部君。

○14番（岡部恵美子君） 総務委員長にお尋ねいたします。報告の中で、まちづくり事業では結婚支援事業等が継続されるということの報告でございましたが、総務委員会の中で、ここには婚活相談員も町から委託されておりますが、相談員として総務委員長も婚活委員でいらっしゃると思います。各地域に相談員がいらっしゃいますが、総務委員会の中でこの内容について何か説明とか報告はありませんでしたでしょうか。

○議長（藤井公明君） 元山総務常任委員長。

○総務常任委員長（元山秀志君） ただいま岡部議員の質問に関しまして、今回の委員会の審議の中では、この結婚支援事業に関する質疑はあっておりません。

以上です。

○議長（藤井公明君） 岡部君。

○14番（岡部恵美子君） 報告の中で、何組ということも何もございませんでしたでしょうか。せっかくまちづくりの中で取り組まれております一番大事な結婚事業と思っております。町内だけであるのか、それとも町外の方も一緒にそのお世話をし、いらっしゃるのかをお尋ねしたいと思います。

○議長（藤井公明君） 元山総務常任委員長。

○総務常任委員長（元山秀志君） 結婚支援事業の結果としては、昨年御報告がありましたが、1組のカップルというか結婚された方が誕生しております。そういうことが実績としてあがっておりますが、結婚支援事業の中身としては、基本町内の独身男性に対し、町外の女性、特に熊本市等からたくさんの方が参加していただいている状況で、毎年企画を練り直して内容等をいろいろと試しながら現在実施をされている状況であるという説明を受けております。

以上です。

○議長（藤井公明君） 岡部君。

○14番（岡部恵美子君） 年に何回実施していらっしゃいますか。

○議長（藤井公明君） 元山総務常任委員長。

○総務常任委員長（元山秀志君） 1年間に3回ないし4回を実施されております。

以上です。

○議長（藤井公明君） ほかにありませんか。坂本君。

○1番（坂本 登君） 文教厚生常任委員長報告について、質疑を行います。

3点ほどあるんですが、1つずつでしょうか、3つ一緒に質疑を言っているんでしょうか。

○議長（藤井公明君） できましたら、1つ1つ質疑をお願いします。

○1番（坂本 登君） まず1ページ、24年度から子ども医療費助成を18歳まで引き上げる本当に町民にとっては大変ありがたいものであります。そのとおりだと思います。定例会初日においても執行部のほうに少し内容をお聞きいたしましたが、委員会ではどのような説明があり、その内容をお答えください。

○議長（藤井公明君） 白坂文教厚生常任委員長。

○文教厚生常任委員長（白坂康浩君） 委員会の中では、この医療費を18歳まで引き上げるということに対しての別段の質疑等もなく、これ大変喜ばしいということでのお話であり、とりあえず問題等はなく、そのまま委員会としては質疑云々はござ

いません。

○議長（藤井公明君） 坂本君。

○1番（坂本 登君） 質疑を聞いているのではなくて、説明の中で内容的な説明があったと思うんですが、そういう説明をお願いいたします。

○議長（藤井公明君） 坂本君、質疑は3回までになるので、私が1つ1つと言いましたけれども、まとめて質疑をしてください。今のはカウントしません。これから3回いいです。白坂文教厚生委員長。

○文教厚生常任委員長（白坂康浩君） 昨年度までは、本年度までですね、は15歳まででしたけど、本年度から18歳まで引き上げるという報告の中で、特段質疑もなく、今言われたように18歳までというのに対して、委員会としては大変喜ばしいことですので、そのまま説明は流しましたところですよ。

○議長（藤井公明君） 今度2回目になりますので、まとめて質疑をください。坂本君。

○1番（坂本 登君） 内容がなかったということでしたが、初日に芦北・水俣の病院で無料にできる、またあと八代、熊本市は償還払い、そういった説明がなかったのかなと思って、また期限も切っていないという説明がなかったのかなと思って、そこを確認したかったわけです。

次の質疑をさせていただきます。2ページの水俣病申請受付、太陽光発電システム設置費補助金等について、詳細な答弁がありましたと。その詳細な答弁の内容をお聞かせください。

○議長（藤井公明君） 白坂文教厚生常任委員長。

○文教厚生常任委員長（白坂康浩君） まず、水俣病の関連につきましては、町としましてはまちだより及びいろんな広報紙等をやりながら告知をされているということです。すみません、坂本議員、それともう1つは何だったですかね。太陽光。

○議長（藤井公明君） 白坂文教厚生常任委員長、休憩とります。

○文教厚生常任委員長（白坂康浩君） すみません。

○議長（藤井公明君） 暫時休憩します。

-----○-----

休憩 午前10時49分

再開 午前10時56分

-----○-----

○議長（藤井公明君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

白坂文教厚生常任委員長。

○文教厚生常任委員長（白坂康浩君） 坂本議員の質疑に対してお答えします。

水俣病情報発信及び水俣病申請受付等についての詳細は、平成24年7月末で審査受付が終了しますが、担当課としましては、今後もさらなる水俣病の情報発信は必要と考え、今後も継続していくという説明を受けました。

申請受付状況といたしましては、相談を含めた件数は平成23年度が2月末時点で4,431件、平成22年度は5,731件でした。また、救済申請にかかる申請については、平成22年5月から平成24年1月までが約200件でしたが、申請受付期限を7月末と報道された以後の2月の申請件数は440件と倍増いたしました。ただ、これは芦北町役場水俣病相談窓口のみの件数であり、全体の件数ではありません。

水俣病関連は以上です。

太陽光発電システムにつきましては、昨年度2度補正をしていただき、申請件数は平成22年度は33件に対し、平成23年度は64件と倍増しております。ただ、平成24年度は国・県の補助要項がまだ公表されておらず、増減する方向と情報の不透明な点が多いため、平成23年度の当初予算どおり30件を計上しているという説明を受けました。

以上です。

○議長（藤井公明君） 最後の質疑になります。坂本君。

○1番（坂本 登君） その下の教育課のところについて、少し質疑を行います。

新規事業では、デジタル教科書を湯浦小と佐敷中に導入とありますが、この内容についてお聞かせください。

それと、他に小中学校のエアコン整備とありますが、詳細に答弁がありました。この小中学校のエアコン整備については、どのような答弁がありましたか。よろしくお願いします。

○議長（藤井公明君） 白坂文教厚生常任委員長。

○文教厚生常任委員長（白坂康浩君） まず第一に、デジタル教科書の導入についてはということですが、平成24年度デジタル教科書の導入については、学校の意見を参考にして効率的な教科書を必修化、選択して導入する。このメリットというのは、児童・生徒の興味を引くことができる。それと、デジタル黒板ですので、授業の進捗が早い、作成した教材の蓄積ができるため、授業の準備の省略化ができる、先生たちの軽減ができるということです。

それと、小中学校のエアコンの整備事業につきましては、平成23年度までに特別教室、保健室などへのエアコンの設置を完了する。また、本年度では平成24年度に湯浦小学校の図書室のエアコンの効率な活用を図るために、図書室とその他の部屋の間仕切りを実施する。一般教室へのエアコンの整備については、平成23年

度に室温調査を実施しており、今後も温度の上限等を考慮しながら導入については検討していくという説明を受けました。

以上です。

○議長（藤井公明君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） これで質疑を終わります。

これから、議案第7号から議案第16号までを順次討論を行い採決します。

議案第7号、平成24年度芦北町一般会計予算について、討論はありませんか。

川尻君。反対討論ですね。

○12番（川尻成美君） 私は、全体の予算に反対するわけではございませんが、先ほど質疑を申し上げましたように、商工観光費のですね、温泉塩の事業に対しましては、はっきり申しまして何ら事前の、この事業の対しての基本設計なり等の説明も受けておりませんし、今回の予算は、この基本設計あるいは実施設計のみの予算が妥当というふうに私は考えました。

よって、時期尚早ではないかという私の考えで、この予算に対しては反対を申し上げます。

○議長（藤井公明君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

いや、反対、賛成、反対、賛成になります。答弁はもう似ておりますから、1人ずつに議長の職権でさせていただきます。今度、賛成討論。寺本修一君。

○15番（寺本修一君） 賛成討論を行います。

平成24年度芦北町の一般会計予算案は、97億7,300万円余りであります。現下の厳しい財政状況の中で、町長の行政推進の6つの柱のもと、町民のニーズに合った民意を誠に反映した当初予算案であると思っております。ただいまの温泉塩に関しましては、昨日も答弁がありましたように、食育、観光教育、そして御立岬公園への集客、芦北町のPR等々に大いに焼酎葎分、名水真っ清水同様に期待が大でございます。建設費にあたりましては、一般財源の持ち出しはわずか120万円で、あとは環境省からの多額の4,500万円の補助並びに過疎債2,500万円で対応するものであり、温泉塩に関しましての論議が昨日からなされておりますが、この天然温泉塩は20%のミネラル分を含んでおり、昨今大変注目をされております。

○議長（藤井公明君） 寺本修一君、簡潔に願います。

○15番（寺本修一君） そういうことで、新しい特産品になる可能性は大であります。

よって、芦北町一般会計予算、この温泉塩に関することも含めて、町民の意向を

反映し、苦難の中見事な予算、97億、苦難な中、7,300万、見事な予算であり、賛成であります。

以上、賛成討論といたします。

○議長（藤井公明君） これで討論を終わります。

やります。じゃあ、坂本君。

○1番（坂本 登君） 議案第7号、平成24年度芦北町一般会計予算に対し、反対討論を行います。

平成24年度一般会計予算には、子ども医療費助成を18歳、高校3年生まで引き上げ医療費を無料にする予算など高く評価できます。しかし、町長の政治姿勢にかかわる町長交際費は、昨年同様300万円が計上されています。私はこれまで他自治体に比較し町長の交際費の支出先が不透明で高すぎることを指摘し、次の3点について求めてきました。①支出先が不透明で予算額そのものが他自治体に比較し非常に高すぎる。②町内特産品の宣伝というが、同じ予算を使うなら交際費ではなく商工観光費の予算で計上すべきであること。③平成23年度町長交際費執行実績見込みからいっても70万円余りの不執行であるにもかかわらず、本年度、昨年度と同額の300万円を計上していることとあります。

したがって、議案第7号、平成24年度芦北町一般会計予算には反対いたします。

○議長（藤井公明君） 反対討論が出ましたので、次に、賛成討論を求めます。寺本修一君。

○15番（寺本修一君） 先ほど申し上げましたとおり、平成24年度芦北町一般会計予算は町民のニーズに合った、民意を誠に反映した当初予算であります。しかもプラス予算で、町長はじめ執行部の努力の跡が伺え、先ほど言いましたように97億7,300万円、苦難の中、見事な予算であります。その今反対討論がありました。が、そういう予算編成ができた一因といたしまして、私は町長交際費の適正有効な用途があると思います。国・県に陳情に行きますと、焼酎葦分、名水真っ清水等が展示されておりますし、デコポン、サラタマの話も頻繁に出てまいります。これは交際費で歳出してありますが、本町の行政事業推進並びに予算獲得、町のPRに大いに貢献していると思います。また、この交際費で買われた農業産品のデコポン、サラダタマネギ、そして町内商店から購入された葦分、真っ清水と農業振興と商業の活性化にも役立っております。23年度予算も300万円ですが、昨日の説明のとおり、実績は230万円程度で実質減額であります。しかも用途につきましては情報公開をしガラス張りでありますし、総額300万円というのは不慮の事態、慶弔、事故見舞いなどを想定して予算措置をしてあるもので、当然であると思

います。

よって、芦北町一般会計予算案、町長交際費を含むは、町民の意向を反映した苦難の中の見事な予算であるということで賛成いたします。

以上、賛成討論といたします。

○議長（藤井公明君） 討論を終わります。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 討論を終わります。議長の権限でいいんです。動議ですか。

〔「動議」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 平松君、賛成者はおりますか。

○11番（平松洋一君） ただいま寺本議員が2回発言いたしました。同一の討論に、賛成意見を2回しました。これは会議規則に、討論1人1回の原則というのがございます。これをちゃんと守ってください。私は指摘をしておきます。これは討論の回数については、会議規則には何の規定もないが、討論1人1回の原則という会議原則がございます。これはちゃんと守っていただきたい、これを申し上げます。

○議長（藤井公明君） それは原則ですね。あくまでも原則ですね。

○11番（平松洋一君） 会議規則を順守されるようお願いを申し上げます。

○議長（藤井公明君） 会議規則がすべてということではありませんから、これはですね、原則はそうです。原則を守ることが一番いいことですから。

これで討論を終わります。

これから議案第7号を採決します。

お諮りします。委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 異議がありますので、起立によって採決します。委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（藤井公明君） 起立多数。したがって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

議案第8号、平成24年度芦北町国民健康保険事業特別会計予算について、討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 討論なしと認めます。

これから議案第8号を採決します。

お諮りします。委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決定する

ことに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 異議なしと認めます。したがって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

議案第9号、平成24年度芦北町介護保険事業特別会計予算について、討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 討論なしと認めます。

これから議案第9号を採決します。

お諮りします。委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 異議なしと認めます。したがって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

議案第10号、平成24年度芦北町簡易水道事業特別会計予算について、討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 討論なしと認めます。

これから議案第10号を採決します。

お諮りします。委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 異議なしと認めます。したがって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

議案第11号、平成24年度芦北町農業集落排水事業特別会計予算について、討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 討論なしと認めます。

これから議案第11号を採決します。

お諮りします。委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 異議なしと認めます。したがって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

議案第12号、平成24年度芦北町生活排水処理事業特別会計予算について、討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 討論なしと認めます。

これから議案第12号を採決します。

お諮りします。委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 異議なしと認めます。したがって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

議案第13号、平成24年度芦北町有温泉事業特別会計予算について、討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 討論なしと認めます。

これから議案第13号を採決します。

お諮りします。委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 異議なしと認めます。したがって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

議案第14号、平成24年度芦北町奨学資金貸付事業特別会計予算について、討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 討論なしと認めます。

これから議案第14号を採決します。

お諮りします。委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 異議なしと認めます。したがって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

議案第15号、平成24年度芦北町後期高齢者医療事業特別会計予算について、討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 討論なしと認めます。

これから議案第15号を採決します。

お諮りします。委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 異議なしと認めます。したがって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

議案第16号、平成24年度芦北町水道事業会計予算について、討論ありませんか。

〔なし〕と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 討論なしと認めます。

これから議案第16号を採決します。

お諮りします。委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 異議なしと認めます。したがって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第11 議員派遣の件

○議長（藤井公明君） 日程第11、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。議員派遣の件については、地方自治法第100条及び会議規則第117条の規定により、お手元に配付のとおり派遣することにしたいと思えます。御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 異議なしと認めます。したがって、議員派遣の件はお手元に配付のとおり派遣することに決定しました。

議員派遣につきましては、やむを得ず、目的先、期間及び派遣議員について変更を生じる場合は、議長一任を願いたいと思えます。御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 異議なしと認めます。したがって、議長一任することに決定しました。

-----○-----

日程第12 総務常任委員会の閉会中の継続審査及び特定事件（所管事務）調査の申出

日程第13 建設経済常任委員会の閉会中の継続審査及び特定事件（所管事務）調査

の申出

日程第 1 4 文教厚生常任委員会の閉会中の継続審査及び特定事件（所管事務）調査
の申出

日程第 1 5 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の申出

○議長（藤井公明君） 日程第 1 2 から日程第 1 5 までの各委員会の閉会中の継続審査
及び調査の申出を一括議題とします。

お諮りします。各常任委員長からお手元に配付の申出書のとおり、閉会中の継続
審査、調査とすることに御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 異議なしと認めます。したがって、各委員長からの申出書のと
おり、閉会中の継続審査及び調査とすることに決定しました。

-----○-----

○議長（藤井公明君） これで本日の日程はすべて終了しました。
会議を閉じます。

平成 2 4 年第 1 回芦北町議会定例会を閉会します。

-----○-----

○議長（藤井公明君） ここで、3 月末をもって退職される 6 名の課長より挨拶があり
ますので、しばらくの間、御静聴願います。なお、挨拶は登壇して願います。
まずはじめに、中原総務課長。

○総務課長（中原豊徳君） 本日は大変お疲れさまでございました。まずもって、議長
並びに各議員の皆様へ御礼を申し上げます。

このように議場の登壇にて挨拶の機会を与えていただきましたことに関しまし
て、厚く御礼を申し上げます。奉職致しまして 3 9 年間、皆様のおかげをもちまし
て退職の機会を与えていただけるようになりました。職員としてはすべては住民の
皆様のためにとがんばってまいりました。1 0 0 点満点とはいかなくとも、それに
近いものがあつたと自負しているところでございます。今後におきましては、ゆっ
くりと穏やかな時を過ごしたいと考えております。

最後に、芦北町議会並びに各議員の皆様方のさらなる御活躍を切に御祈念を申し
上げ、御挨拶の言葉といたします。ありがとうございました。

○議長（藤井公明君） 次に、大岩福祉課長。

○福祉課長（大岩憲治君） おはようございます。ここに立つのは最初で最後だと思っ
ております。よろしく願います。福祉課長の大岩です。

私、在職 3 8 年と 9 カ月、課長として 9 年間、皆様に本当に公私ともお世話にな
りました。ありがとうございました。これまでいろいろありました。特に田浦時

代、本当に御迷惑おかけいたしました。ここに立っているのが不思議なくらいでございます。今、素直な気持ちになっております。今の言葉は、終わり良ければすべて良し、この言葉で締めてきたいと思っております。

ありがとうございました。

○議長（藤井公明君） 次に、農中税務課長。

○税務課長（農中 豊君） 議員の皆様、大変お疲れ様でございました。

議長のご配慮に感謝申し上げまして、一言退職の御挨拶を申し上げます。

37年と6カ月、今回無事定年を迎えることができますのも、議会の皆様の御指導・御支援の賜物と感謝申し上げますと共に、今後芦北町並びに芦北町議会のますますの御発展と皆様の御多幸を祈念申し上げ、簡単でございますが、退職の挨拶といたします。本当にありがとうございました。

○議長（藤井公明君） 次に、永田教育課長。

○教育課長（永田光洋君） まずもって、このような時間をいただきましてありがとうございます。

議員の皆様には大変御迷惑のかけ通しだったかと思っております。お陰をもちまして公務員人生に幕を下ろすことができました。大変お世話になりました。ありがとうございました。

○議長（藤井公明君） 次に、迫本住民生活課長。

○住民生活課長（迫本文雄君） おはようございます。本日は貴重な時間をいただきまして、ありがとうございます。

私、奉職37年6カ月、3月末をもって定年退職することとなります。課長職4年間ではありましたが、その間、藤井議長はじめ、議員の皆様には一方ならぬ御指導・御支援を賜り、心から感謝申し上げます。芦北町並びに芦北町議会の今後ますますの御発展と皆様の御活躍を御祈念申し上げ、お礼の挨拶といたします。ありがとうございました。

○議長（藤井公明君） 最後に、福山議会事務局長。

○議会事務局長（福山勝廣君） 皆さん、本日の議会、大変お疲れ様でございました。議長のご配慮に感謝申し上げます。

振り返ってみますと、大変長い間議会とのかかわりを持たせていただきまして、心から感謝申し上げます。議会事務局には、昭和57年から2年間、昭和62年から5年間、そして平成21年から3年間、合計10年間勤めさせていただきました。その間、議会の皆様には大変親切に御指導いただきました。今後はその経験をいかして地域の発展に貢献したいと思っております。

最後に、芦北町並びに議会のますますの発展と皆様方の御活躍を祈念申し上げ、

退任の挨拶といたします。本日は誠にありがとうございました。

- 議長（藤井公明君） 以上で終わりますが、6名の課長におかれましては、町政発展のため、長きにわたり御尽力いただきましたことに対し、議会からも御礼を申し上げます。

今後の御健勝と御多幸を心からお祈りいたします。大変御苦勞様でした。6名の課長に、もう一度拍手をお願いします。

それから、会議規則、議長を含め、議員はやっぱり厳守することでこれからいきましよう。

〔「よろしくをお願いします」と呼ぶ者あり〕

- 15番（寺本修一君） 討論は、討論1人1回の原則であり、お互いに賛否の意見を反復することができないのが1人1回の原則ということになってます。

- 議長（藤井公明君） だから原則とさっき言いましたでしょう。それは私もわかっておったんです。ですから、今後はですね、会議規則は順守しようということを申し上げたことであって、今のことに触れたわけではありませんので。

以上で散会いたします。御苦勞様でした。

-----○-----

閉会 午前11時25分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

芦北町議会議長

署名議員

署名議員